

関西福祉大学
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成21年6月
関西福祉大学

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| 沿革と現況 | 3 |
| 「基準」ごとの自己評価 | 5 |
| 基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 | 5 |
| 基準2 教育研究組織 | 9 |
| 基準3 教育課程 | 17 |
| 基準4 学生 | 35 |
| 基準5 教員 | 54 |
| 基準6 職員 | 62 |
| 基準7 管理運営 | 67 |
| 基準8 財務 | 73 |
| 基準9 教育研究環境 | 77 |
| 基準10 社会連携 | 83 |
| 基準11 社会的責務 | 91 |
| 特記事項 | 96 |

建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 関西福祉大学の建学の精神・基本理念

(1) 建学の精神

関西福祉大学(以下、「本学」という。)を設置する学校法人関西金光学園(以下、「学園」という。)は、大正15(1926)年に創立した私立静徳高等女学校をその起源とし、学制改革による設置校の合併や名称の変更を経て、本学以外に中学校2校、高等学校3校を設置している。これらの各学校においては、「人は皆等しく神の氏子である」という金光教の教義に基づき、教育を推進してきた。本学は、この教育実績と経験を基盤として設置したものであり、以下の3つを建学の精神としている。

「人間平等」 「個性尊重」 「和と感謝」

また、この建学の精神は、次に記載する4つの基本理念の第一番目に、教育を展開していく上での基盤的事項として位置付けている。

(2) 基本理念

本学は、「福祉社会をつくる人間を育成する人間教育」と「地域に密着した社会福祉研究の推進」を設置の趣旨として開学し、それを具現化するために、以下の4つを基本理念として掲げている。

- 1) 「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の精神に基づく真(まこと)の教育
- 2) 福祉の心を持ち未来の福祉社会を創造する人材の育成
- 3) 地域社会の発展に貢献する開かれた大学
- 4) 大学の理念を実現する高い学術研究と教育活動

そのめざすところは、広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材を育成すること、地域の福祉社会の建設、教育の振興及び学術、文化の向上に寄与すること、地域社会の住民にさまざまな学習機会を提供する生涯学習機関としての役割を果たすことである。

2. 本学の使命・目的

本学は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを使命・目的としている。

その使命・目的に照らし、次のような目標を掲げている。

- 1) 広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材を育成する。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、より総合的に援助できる人材を育成する。
- 3) 教育の振興及び学術・文化の向上に寄与する。
- 4) 地域との共同研究、調査等の活動を通して、地域全体の活性化に寄与する。
- 5) 大学が所在する兵庫県赤穂市を中心とする地域で福祉社会の建設に寄与する。
- 6) 地域社会の住民にさまざまな学習機会を提供する生涯学習機関としての役割を果たす。
- 7) 地域住民のQOL(Quality of Life)の向上及び地域社会の発展と向上に貢献する。

3 . 本学の個性・特色

本学は、平成 21(2009)年度で開学から 13 年目を迎えたが、この間、一貫して、建学の精神と基本理念を踏まえた教育・研究活動を展開してきた。また、本学は、兵庫県赤穂市との公私協力方式で開学したこと及び基本理念に掲げた「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」であることを強く意識しながら、兵庫県赤穂市との協調・協同関係の構築、地域社会との良好な関係の維持及び地域社会への貢献に特に力を注いできた。そのなかで、地域との連携・貢献を通じて、地域から必要とされる大学をめざし、実践していることが本学の個性・特色である。

例えば、兵庫県赤穂市との連携の枠組み作りのために、平成 15(2003)年度に同市において、「赤穂市と関西福祉大学との連携推進会議設置要綱」が制定され、市長、市部長職、学長、附属機関長等を構成員とする会議が設置された。これにより、赤穂市役所におけるインターンシップや共同研究が実施されている。

また、兵庫県赤穂市が設置する各種委員会や審議会及び地域の福祉関係機関等にも教職員や学生を派遣する等、人的貢献も行っている。さらに、地域で実施される大小さまざまな規模の各種行事等に学生が参加できる体制作りを通じて、地域と継続的、恒常的に緊密な関係を維持している。

さらに、本学は、地域に開かれた大学として、積極的に地域活動を行うことを目的として、附属地域センターを設置している。同センターは、臨床福祉サービス（相談活動）、コミュニティ実践（地域福祉活動）、オープン化事業の 3 つを柱として各種活動を展開している。

教育面では、「地域をテキストとして学ぶ」を基本的なコンセプトとして、学生が地域の人々に対する聞き取り調査や実践を通して、観察力・分析力を高める「演習・コミュニティアワー」を開学以来実施する等、教育のなかにおいても地域とのつながりを重視している。この「演習・コミュニティアワー」の 1 年間の成果は、報告会の開催を通して、福祉施設等の関係者や市民にも公表している。

また、地域との連携を強めるとともに、学生が自分たちの学ぶ大学が所在する赤穂市や地域についての理解を深めること等を主な目的とする「特講(D)(赤穂学)」を開講している。看護学部も設置と同時に「赤穂学」を開講している。

今後も、今までの実績の上に、これらの取り組みのより一層の充実を図り、かつ福祉と看護の両分野が連携しながら実施できる、地域への貢献の新しいかたちを模索し、特色のある個性輝く大学として着実な前進をめざしていく。

沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、「福祉社会をつくる人間を育成する人間教育」と「地域に密着した社会福祉研究の推進」を設置の趣旨として、平成 9(1997)年 4 月、兵庫県赤穂市との公私協力方式によって、関西で最初の社会福祉の単科大学として開学した。

開学当初は社会福祉学部社会福祉学科の 1 学部 1 学科で入学定員 200 人、収容定員 800 人であったが、平成 13(2001)年度より、入学定員 220 人、3 年次編入学定員 25 人、収容定員を 930 人とし、さらに平成 17(2005)年度には、入学定員を 250 人とし、収容定員は 1,050 人となった。

また、開学から 10 年目となる平成 18(2006)年度には、入学定員 80 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 340 人の看護学部看護学科を設置し、2 学部 2 学科体制となった。

なお、平成 20(2008)年 4 月に社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻と子ども福祉専攻を置いた。また、平成 21(2009)年 4 月に、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を設置した。

本学を設置する学校法人関西金光学園の沿革は次のとおりである。

沿革（ゴシック体は本学の沿革）

| 年・月 | 内 容 |
|-------------|--|
| 大正 15 年 2 月 | 私立静徳高等女学校創立 |
| 昭和 7 年 6 月 | 財団法人浪花高等女学校に名称変更 |
| 昭和 23 年 4 月 | 進修高等女学校、大軌高等女学校、浪花高等女学校の 3 校を合併し、浪花女子中学校、浪花女子高等学校と改称し、大阪の金光教関係者によって経営されることとなる。 |
| 昭和 25 年 4 月 | 財団法人浪花高等女学校を財団法人浪花金光学園と改称 |
| 昭和 26 年 3 月 | 私立学校法（昭和 24 年制定）により学校法人浪花金光学園と改称 |
| 昭和 57 年 4 月 | 金光第一高等学校設置 |
| 昭和 60 年 4 月 | 金光第一高等学校八尾学舎（分校）設置、金光八尾中学校設置 |
| 昭和 62 年 4 月 | 金光八尾高等学校設置（分校を独立校にする） |
| 昭和 63 年 2 月 | 浪花女子中学校廃止 |
| 昭和 63 年 4 月 | 大阪金光中学校設置 |
| 平成 6 年 6 月 | 学校法人関西金光学園と改称 |
| 平成 8 年 12 月 | 関西福祉大学（社会福祉学部社会福祉学科）設置認可 |
| 平成 9 年 4 月 | 関西福祉大学（社会福祉学部社会福祉学科）開学 |
| 平成 11 年 4 月 | 設置学校のうち、3 校の名称変更（金光第一高等学校を金光大阪高等学校、浪花女子高等学校を金光藤蔭高等学校、大阪金光中学校を金光大阪中学校とそれぞれ改称） |
| 平成 12 年 4 月 | 設置学校のうち、金光藤蔭高等学校の全日制課程商業科を廃止 |
| 平成 18 年 4 月 | 関西福祉大学に看護学部看護学科を設置 |
| 平成 20 年 4 月 | 関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻、子ども福祉専攻を設置 |
| 平成 21 年 4 月 | 関西福祉大学に大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を設置 |

2. 本学の現況

- (1) 大学名 関西福祉大学
 (2) 所在地 〒678-0255 兵庫県赤穂市新田 380-3
 (3) 学部等の構成

社会福祉学部社会福祉学科と看護学部看護学科の2学部2学科よりなる。

また、社会福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)の1研究科1専攻からなる大学院を設置している。学生数、教職員数は次のとおりである。

1) 学生数

学部 (人)

| 区分 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次以上 | 合計 |
|------------------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 社会福祉学部 社会福祉学科 | 179 | 246 | 267 | 264 | 956 |
| 看護学部 看護学科 | 104 | 92 | 97 | 82 | 375 |
| 合計 | 283 | 338 | 364 | 346 | 1,331 |

大学院 (人)

| 区分 | 1年次 | 2年次 | 合計 |
|---------------------------|-----|-----|----|
| 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻(修士課程) | 6 | | 6 |

社会福祉学研究科は平成21(2009)年度設置のため2年次生は在籍していない。

2) 学部の教員数 (人)

| 学部 | 学長 | 専任教員 | | | | | 助手 | 合計 | 兼任教員 |
|--------|----|------|-----|----|----|----|----|----|------|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | | | |
| 社会福祉学部 | 1 | 14 | 15 | 9 | 3 | 41 | 0 | 42 | 55 |
| 看護学部 | 0 | 8 | 4 | 7 | 6 | 25 | 6 | 31 | 49 |
| 合計 | 1 | 22 | 19 | 16 | 9 | 66 | 6 | 73 | 104 |

学長は学部等に所属していないため、設置年月の最も早い社会福祉学部を含めて記載した。

3) 大学院の教員数 (人)

| 区分 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 合計 | 兼任教員 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|------|
| 社会福祉学研究科 | 11 | 5 | 0 | 0 | 0 | 16 | 3 |

社会福祉学研究科の教員は、学部の専任教員が兼任している。

4) 職員数 (人)

| 正職員 | その他(パート・派遣) | 合計 |
|-----|-------------|----|
| 35 | 17 | 52 |

基準ごとの自己評価

基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1-1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

（1）1-1の事実の説明（現状）

「 ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載したように、本学は「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を建学の精神とし、また、この建学の精神の下に4つの基本理念を掲げている。

建学の精神及び基本理念は、大学案内、ホームページ、学生ハンドブック、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブック等に記載し、学内外に示している。また、学生ハンドブック及び教職員事務ハンドブックには、参考事項として学園の沿革も記載し、建学の精神、基本理念だけではなく、学園、大学の歩みに関する理解を深めることにも留意している。なお、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブックは、学内LANシステム上で閲覧できる体制をとっている。

学生に対しては、入学式における理事長の告示、学長の式辞において、学園や本学の歴史、建学の精神や基本理念に関連する内容について説明を行い、また、年度当初に実施する各学年の学生オリエンテーションにおいても学部長から説明を行っている。教職員に対しては、毎年、年度当初に開催している教職員合同会議の場や採用時の新任オリエンテーションにおいて、学長・学部長が年度の運営方針に合わせて説明し、周知を図っている。また、教職員の名刺には建学の精神を明記している。

学外に対しては、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス等で説明を行い、また、本学学生の保護者で構成される教育後援会の総会や、同会が主催する教育懇談会、同窓会組織である校友会の行事等において、学長・学部長の挨拶を通して周知を図っている。

（2）1-1の自己評価

建学の精神及び基本理念の学内外への開示に関しては、現状で取り得る手段・方法で実施できており、対象に関しても、概ね必要な範囲を網羅できていると判断している。ただし、入学を希望する者及びその保護者、あるいは高等学校等に対する積極的な開示という点では、やや形式的な対応に留まっているとも言える。また、学生及び教職員に関しても、単に「示す」ことに留まっていないか、つまり、しっかりと理解され、浸透しているかどうかについては現状では確認できていない。

本学は、基本理念に「地域社会の発展に貢献する地域に開かれた大学」を掲げており、これを具現するためにも、地域社会への示し方を今一度考えねばならない。

（3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び基本理念を積極的に、かつ広く社会に示すために、特に以下のことを継続的・段階的に実行する。

- 1) 学生に対しては、オリエンテーションだけではなく、もっと積極的に機会をとらえて周知・徹底を図る。
- 2) 教職員に対しては、現状の教職員合同会議の場だけではなく、恒常的に開催する会議において、建学の精神及び基本理念に関連する案件を取り上げる場合には、必ずこれらの内容について確認を行い、徹底を図る。
- 3) 学内行事、公開行事等の場面においては、必ず学長等が挨拶のなかで建学の精神及び基本理念に触れる。
- 4) 入学を希望する者及びその保護者、あるいは高等学校に対し、建学の精神や基本理念が広く効果的に認知・理解されるよう進学相談会等を通じて説明する。また、広報手法及び内容を工夫する。特に広報資料の作成にあたっては、建学の精神等を記載することを原則とする。
- 5) さまざまな地域活動等に学生、教職員が参加する際、一人ひとりが本学の広報マンであるとの意識の下に建学の精神や基本理念を紹介できるよう留意する。
- 6) 建学の精神を記載したプレート等を象徴的に学内に掲示し、恒常的に学生、教職員、来学者がこれを目にすることができるようにする。

1 - 2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

- 1 - 2 - 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1 - 2 の事実の説明 (現状)

本学の使命・目的は、建学の精神及び基本理念に基づき、「関西福祉大学学則」(以下、「学則」という。)第1条に、「金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与すること」と明確に定めている。本学では、その使命・目的に基づき、以下の7点の目標を掲げている。

- 1) 広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材を育成する。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、より総合的に援助できる人材を育成する。
- 3) 教育の振興及び学術・文化の向上に寄与する。
- 4) 地域との共同研究、調査等の活動を通して、地域全体の活性化に寄与する。
- 5) 大学が所在する兵庫県赤穂市を中心とする地域で福祉社会の建設に寄与する。
- 6) 地域社会の住民にさまざまな学習機会を提供する生涯学習機関としての役割を果たす。
- 7) 地域住民のQOLの向上及び地域社会の発展と向上に貢献する。

本学の使命・目的は、大学案内、ホームページにより、広く学内外に公表されているが、このうち教職員に対しては、学生ハンドブック、関西福祉大学規程集に記載し、学内LANシステム上で閲覧できる体制をとっている。また、毎年、年度当初に開催している教職員合同会議においても、学長が説明を行っている。学生に対しては、入学

式における理事長の告示や、学長の式辞において説明しているほか、年度当初に実施される各年次の学生オリエンテーションのなかで学部長が説明を行っている。

学外に対しては、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス等で説明を行い、市民等が参加する行事における学長挨拶のなかで使命・目的に触れる等、公表に努めている。保護者に対しては教育後援会の総会、教育懇談会の場において学長・学部長の挨拶を通して周知を図っている。また、学内円形広場の中心及び看護学部棟の上部外壁に、本学の教育目的をシンボル化した学章をデザインし、来学者、学生、教職員の目に留まるように掲げている。なお、学章については、大学案内、ホームページ等にもその由来等を説明している。

(2) 1 - 2 の自己評価

本学の目的は「学則」に定めており、学生及び教職員への周知、行事における挨拶等においても説明を行う等、公表に努めている。しかし、大学案内、ホームページ等のさまざまな媒体への記載については、抽象的な内容となっており、今後、さらに明確に使命・目的を示すことが必要である。

また、開学から現在に至るまで、学生に対する理解度、浸透度についての確認を行ったことがなく、成果の確認という意味で十分ではない。

(3) 1 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的をさらに明確に示し、理解・浸透の徹底を図っていく。そのための方法としては、現状の手段・方法に係る実行の徹底を図りつつ、広報媒体において、本学の使命・目的を的確に伝達できる表現方法を工夫する。同時に周知・公表に活用できる機会を再確認し、広報媒体の活用を徹底していく。

【基準1の自己評価】

建学の精神及び基本理念は、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブック、大学案内、ホームページ、学生ハンドブック等に記載し、かつ、各種行事や会議等の場において説明する等、学内外に示している。また、使命・目的についても学則に明確に定め、建学の精神や基本理念と同様の手段・方法で学生及び教職員に周知し、学外にも公表している。また、教職員に対しては、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブックを学内LANシステム上で閲覧できるようにしている。

ただし、これらの周知の手段・方法や対象については、単に公表するというだけではなく、内容についてしっかりと理解されているかという点について、より一層の工夫と努力が必要である。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

今後は、本学の建学の精神及び基本理念、使命・目的を従前以上に広く社会に公表し、かつ、学内においては確実な周知を図っていかねばならない。そのためにも、1-1、1-2における改善・向上方策の部分でも記載したことと同時に、以下の具体的課題に取り組む。

- 1) 新たな周知、公表の方法を検討する。
- 2) 学生・教職員ともに、行事等では説明を受け、確認する機会があるが、行事等以外ではあまり触れる機会が無いとも言える。よって、各年次の演習（ゼミ）等において少なくとも月に 1 回は担当教員が説明する機会を設ける等して、日常的に建学の精神等を目にする、聞くことができるような方策を講じる。
- 3) 今まで活用してこなかった機会の洗い出しをする。
- 4) 校友会(同窓会)、教育後援会(保護者会)の場を通じた公表と周知の徹底を図る。

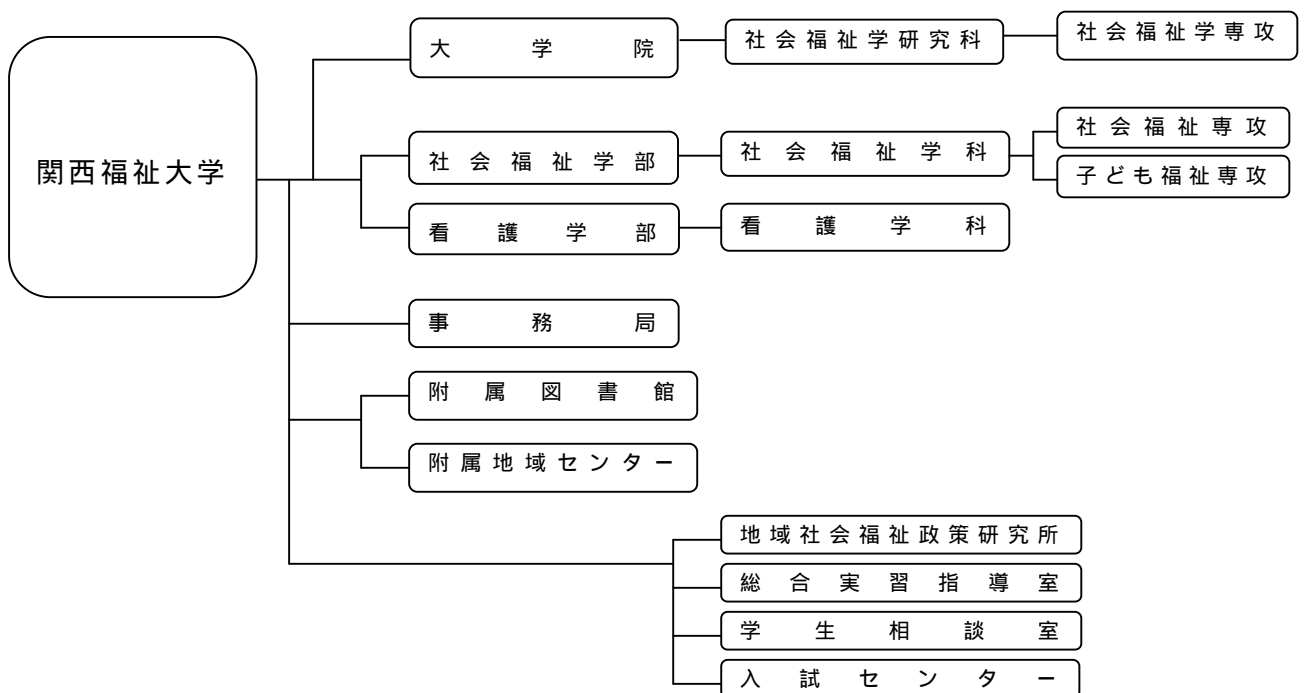
基準 2 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム）

- 2 - 1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。
- 2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。
- 2 - 1 - 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

（ 1 ） 2 - 1 の事実の説明（現状）

本学の教育研究組織は、図 2-1-1 に示すように、社会福祉学部社会福祉学科（社会福祉専攻、子ども福祉専攻）、看護学部看護学科の 2 学部 2 学科、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻の 1 研究科 1 専攻と附属図書館、附属地域センター、地域社会福祉政策研究所、総合実習指導室、学生相談室、入試センター並びに事務局から構成され、学長が指名する教職員で編成されている。

図 2-1-1 大学教育研究組織図



附属機関等には当該組織の運営に関する事項を審議するための委員会・会議を置いている。また、各学部長、研究科長、附属機関の長（附属図書館、附属地域センター）、事務局長は大学の意思決定機関である運営委員会の構成員となっており、各機関の相互の連携を図るための体制を整えている。

各学部及び研究科の入学定員・在籍学生数は表 2-1-1 に示すとおりである。また、専任教員数については、表 2-1-2 に示すとおりであるが、研究科の教員 16 人は両学部の教員が兼担している。

なお、社会福祉学部社会福祉学科においては、平成 22(2010)年度から入学定員を 50

関西福祉大学

人減じ、200人とすることにしている。また、3年次編入学定員を15人減じ、10人とすることにしている。

表 2-1-1 定員・在籍学生数等 (人)

| 学部等 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |
|----------|------|-------|-------|-------|
| 社会福祉学部 | 250 | 25 | 1,050 | 956 |
| 看護学部 | 80 | 10 | 340 | 375 |
| 社会福祉学研究科 | 10 | | 20 | 6 |
| 合計 | 340 | 35 | 1,410 | 1,337 |

社会福祉学研究科は、平成 21(2009)年度設置のため、2年次生は在籍していない。

表 2-1-2 学部の教員数 (人)

| 学部 | 学長 | 専任教員 | | | | | 助手 | 合計 | 兼任教員 |
|--------|----|------|-----|----|----|----|----|----|------|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | | | |
| 社会福祉学部 | 1 | 14 | 15 | 9 | 3 | 41 | 0 | 42 | 55 |
| 看護学部 | 0 | 8 | 4 | 7 | 6 | 25 | 6 | 31 | 49 |
| 合計 | 1 | 22 | 19 | 16 | 9 | 66 | 6 | 73 | 104 |

学長は学部等に所属していないため、設置年月の最も早い社会福祉学部を含めて記載した。

表 2-1-3 大学院の教員数 (人)

| 区分 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 合計 | 兼任教員 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|------|
| 社会福祉学研究科 | 11 | 5 | 0 | 0 | 0 | 16 | 3 |

社会福祉学研究科の教員は、学部の専任教員が兼任している。

各教育研究組織の概要は以下のとおりである。

大学院社会福祉学研究科

大学院は社会福祉学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力を涵養することを目的としている。また、社会福祉学研究科では社会福祉における高度な専門職業人の養成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成することを目的としている。

社会福祉学部社会福祉学科

人間の尊厳を大切に「福祉の心」を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、大きな視野から社会福祉の発展に高く貢献できる専門家の育成を図ることを目的とし、社会福祉専攻と子ども福祉専攻の2専攻を設置している。

・社会福祉専攻

生活に課題を抱えた人々に気づき、その問題解決を図る能力を習得することで、人が人として大切にされる福祉社会の創造に貢献できる人材を育成することを目的としている。

・子ども福祉専攻

子どもの育ちと子育てを支え、ソーシャルワークの知識・技術を保育に展開し、子どもが大切にされる社会を創造する人材を育成することを目的としている。

看護学部看護学科

生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会及び国際社会に貢献し得る質の高い実践能力のある看護専門職者を育成することを目的としている。

附属図書館

本学における学術情報の中枢として、本学における教育並びに研究上必要とする図書及びその他の図書館資料を収集・管理し、本学の学生及び教職員の利用に供することを目的としている。また、市民、地域住民にも開放し、知識・情報の提供、地域住民の教養の向上にも努めている。

附属地域センター

臨床福祉サービス（相談活動）、コミュニティ実践（地域福祉活動）、オープン化事業を活動の3つの柱として、各種の養成講座や公開講座、福祉や看護の交流プログラム等を通して、大学の「知」を地域社会に還元するとともに、地域とのコミュニケーションを図りながら、地域の福祉力の向上をめざしている。

地域社会福祉政策研究所

本学の使命達成及び地域社会の発展に貢献することを目的として、地域社会福祉に関する研究・調査並びにこれらに対する助成を行い、地域の福祉力の増進を図っている。

総合実習指導室

本学社会福祉学部の実習（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教育等）を適切かつ効果的に実施するため、実習施設・機関の開拓と本学との良好な関係の維持、実習のためのオリエンテーション、実習学生への訪問指導、学生への各種情報の提供、実習経験の蓄積及び各種情報の収集等を行っている。

学生相談室

本学学生が、学生生活を健康で充実したものとするため、学生生活のなかで起こる心理的・精神的な悩みや問題について解決の糸口を見出すための支援、具体的には、精神医学的な病気に対するカウンセリング・専門医の紹介・予防のガイダンス、生活の質をより一層高めるための心の健康増進、対人関係、人生の相談、自分の性格及び能力等の悩み相談等を行っている。

入試センター

研究科及び各学部のそれぞれの入試区分ごとの入試制度に基づき、募集及び出願受付並びにこれらに付帯する事務、入学試験の実施等入学試験全体の一連の運営を

行っている。

(2) 2 - 1 の自己評価

教育研究上の目的を達成するための教育研究組織については、必要な機能・役割を有する研究科、学部及び附属機関等が適切な規模で設置されており、かつこれらの教育研究組織は各種の委員会組織によって適切に運営されている。また、会議組織を通じて円滑な意思疎通が図られており機能している。

ただし、各々の教育研究組織に共通する課題について共有し、共同で検討・検証をしていくという点では、教育研究組織間の連携をより強化していく必要がある。

(3) 2 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

学部間及び各附属機関等が時宜に適した状況・情報を共有し、かつ共同して共通課題等に係る検討・検証を行うため、以下のような対応を講じていくこととする。

- 1) 学部長間等の連絡・調整を恒常的にかつ緊密に実施する。
- 2) その内容を適時適切に学長に報告、また学部間及び各附属機関等との間で共有する。
- 3) その上で、重要な共通課題は必ず運営委員会の審議に付し、その際、附属機関等をはじめとする教育研究組織との共有化を図る。

2 - 2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

- 2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2 - 2 の事実の説明（現状）

本学の教養教育は、建学の精神を踏まえ「人間理解を深め、豊かな人間性を養う」ことを目的として、社会福祉学部では「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間環境」「情報と言語」「国際社会と異文化理解」の5群構成、看護学部は「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間環境」「国際社会と情報」「教養ゼミナール」の5群構成で実施している。科目群の違いはあるが、教養科目のうち18科目について、両学部で共用している。

これらの教養教育を十分に行うための組織上の措置は以下のとおりである。

教養科目を含めた教育課程について、科目群構成や科目の配置、新規開講及び廃止、科目の内容及び教員編成、担当要領等に係る内容を検討する組織として、各学部に教務委員会を設置している。

社会福祉学部では、教務委員会の下部組織として教養科目担当で構成する教養分科会を設置し、教務委員会が指定した課題について検討を行っている。

なお、学部間で科目を共用して開講する上での諸課題については、両学部の教務委員会が連携をとることで課題を共有し、検討を行っている。また、必要に応じて運営委員会で調整・審議を行い、各学部教授会における検討を経た上で対応を決定してい

る。

(2) 2 - 2 の自己評価

教養教育を十分に実施するため組織上の措置はとられており、運営上の責任体制も確立している。教養科目の多くを学部間で共用している状況において、両学部学生のコミュニケーションの機会となっている利点はあるが、教養教育に関して共同で取り組む組織上の枠組みが設けられていない点は課題である。

大学の教育目標を達成するには、両学部の独自性を活かしながら、中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえ、教養教育がどうあるべきか検討していく必要がある。

(3) 2 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

両学部共通の教養教育のあり方について、両学部全体で早急の検討・調整を進めていく必要がある。そのために両学部共通の教養委員会を立ち上げ、検討を行う。

2 - 3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2 - 3 の事実の説明（現状）

教育研究に関わる意思決定機関として、運営委員会、教授会、各種委員会等を設置している。これら各会議組織は「関西福祉大学会議組織規程」及び関係諸規程に基づいて運営されており、その機能、審議事項及び構成員、事務局における所管部署は図 2-3-1、表 2-3-1 に示すとおりである。

教育研究に関わる重要方針は運営委員会において審議、決定している。その具体的計画については、教授会の下に設置される委員会等での検討を経て、教授会において審議・決定される。また、各附属機関等の運営及び事業の実施については、それぞれの附属機関等の下で開催される委員会・会議において審議・決定される。教授会及び各附属機関の下で開催する委員会・会議での決定事項は運営委員会に報告され、実施に移される。これらの会議組織における検討・審議の過程においては、ボトムアップのプロセスが確保されており、かつ会議組織相互、また教育研究組織との連携に留意した運営がなされている。

なお、それぞれの検討・審議過程においては、建学の精神及び大学の目的に基づいて定めた各学部の人材養成、教育研究に係る目的・目標の達成を踏まえた検討を実施している。運営委員会、教授会は原則として月に 1 回、及び緊急・重要な案件が生じた場合には適宜開催し、他の委員会についても概ね月に 1 回の頻度で開催している。

学習者の要求への対応という点については、オフィスアワーにおける学生とのやり取りやアカデミック・アドバイザー制度による指導等の場面を活用した意見・要望の

聴取、「学生による授業評価調査」等を通して要求を汲み取り、これを各委員会や教授会における検討に反映させている。

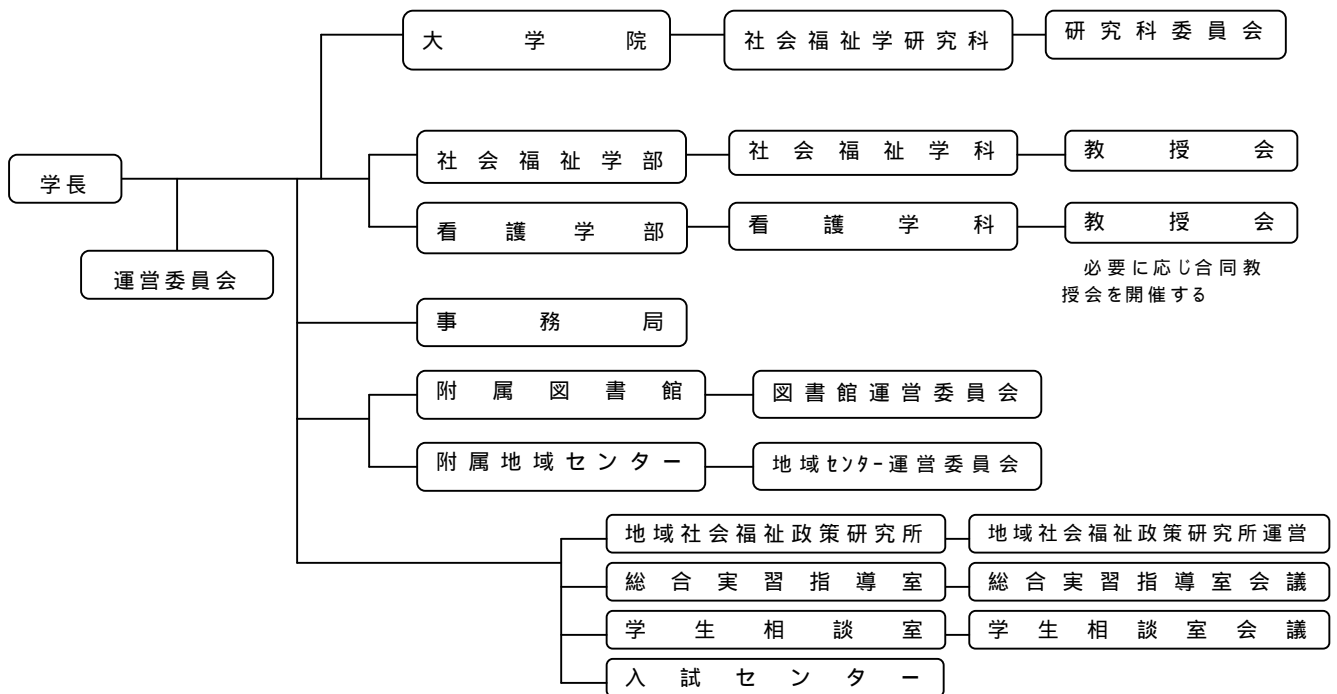
(2) 2 - 3の自己評価

教育研究に関する学内意思決定機関は組織上整備され、大学の使命・目的に対応できるよう機能している。また、学習者の要求への対応という点については、オフィスアワーにおける学生とのやり取りやアカデミック・アドバイザー制度による指導等の場面を活用した意見・要望の聴取、「学生による授業評価調査」などを通して要求を汲み上げ、これを各種委員会や教授会における検討に反映させる等しており、適切に機能している。

(3) 2 - 3の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 教育研究に関わる事項について運営委員会の意思決定機能を強化する。
- 2) ボトムアップ方式による意思決定プロセスを強化する。
- 3) 時代のニーズの変化に対応すべく迅速に教育改善に取り組めるよう意思決定機関の機能を強化するとともに実行・進捗状況の確認を確実に行う。
- 4) より効果的な組織運営のため、組織編成・細分化ではなく統合化を図ると同時に会議時間の制限枠を設けることによって集中審議を行い、会議の効率化を図る。

図 2-3-1 運営組織図



関西福祉大学

表 2-3-1 関西福祉大学各会議分掌

| 会議又は委員会 | | 機能 | 審議事項 | 構成員 | 所管事務局 |
|----------------|-----------|--|---|--|-----------------------------|
| 運営委員会 | | 大学運営上の諸問題並びに教授会に関する審議を各部門調整 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 運営方針と推進計画 2) 事業計画と予算計画の調整 3) 教授会（合同・学部）の議題 4) その他大学運営上の共通課題 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 学長 2) 副学長 3) 研究科長 4) 学部長 5) 附属機関長 6) 副学部長 7) 事務局長 8) その他学長が指名する者 | 企画室 |
| 研究科委員会 | | 研究科にかかる議案等必要なことを審議 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究科担当の教員の選考に関する事 2) 研究科の授業科目及び履修方法等に関する事 3) 学生の学業成績に関する事 4) 修士の学位授与及び取り消しに関する事 5) 入学その他学生の身分に関する事 6) 学生の賞罰に関する事 7) 大学院学則及び関係諸規程類の制定・改廃に関する事 8) 学長諮問事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究科長 2) 研究科の授業を担当する教授 3) その他当該委員会が必要と認めた准教授・講師・助教 | 教学課 |
| 学部教授会 | | 学部の教学に関することを審議 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 教育課程及び授業 2) 教学に関する重要な規則の制定改廃 3) 学生の入学・退学・休学・除籍・修了 4) 学生の賞罰 5) 学生の厚生指導 6) 学部教授会関係委員会に関する事 7) 学部教員の教育及び研究 8) 学長諮問事項 9) その他教育研究上必要と認められる事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該学部長 2) 当該学部専任教授 3) 事務局長 4) その他学部長が指名又は要請する者 | (社) 教学課 (看) 看護学部 総括課 |
| 合同教授会 | | 両学部にかかる議案等必要なことを審議 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 両学部にかかる議案 2) 両学部共通委員会に関する事 3) 学長諮問事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 学長 2) 副学長 3) 学部長 4) 副学部長 5) 専任教授 6) 事務局長 7) その他学長が指名する者 | 教学課 |
| 研究科・学部に共通する委員会 | | 入試委員会 広報委員会 学生委員会 FD・自己点検委員会 環境委員会 HA(ヒューマン・アフェアーズ)委員会 国際交流委員会 | | | |
| 研究科・学部別委員会 | 社会福祉学 研究科 | 教務委員会 | | | |
| | 社会福祉学 | 教務委員会 進路委員会 就職委員会 実習委員会 研究委員会 将来構想委員会 | | | |

| | | |
|-------------------|------|---|
| 学部別委員会 | 看護学部 | 教務委員会 実習委員会 進路・国試委員会 研究委員会 倫理審査委員会 |
| 附属機関等の運営にかかわる委員会等 | | 図書館運営委員会 地域センター運営委員会 地域社会福祉政策研究所運営委員会 実習指導室会議 学生相談室会議 |

【基準2の自己評価】

教育研究組織の規模及び構成は適切であり、大学の使命及び目的を達成するための機能も有している。

また、教養教育を十分できる組織上の措置がとられており、両学部教務委員会を中心に運営の責任体制も確立している。しかし、両学部の有機的連携の強化とともに、教養教育のあり方を見直す必要がある。

大学全体の意思決定については、各会議組織が機能しているが、プロセスや決定機関の明確化・迅速性等今後の課題もある。学習者の要求への対応という点については、オフィスアワー、アカデミック・アドバイザー制度、「学生による授業評価調査」などを通して要求を汲み上げ、これを各種委員会や教授会における検討に反映させている。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

- 1) 両学部の有機的連携を強化し、教養教育をはじめとする教育効果の向上を図る。
- 2) 教育研究全般に関わる事項について運営委員会の意思決定機能を強化する。
- 3) 教育効果をさらに向上させるために意思決定プロセスにおける教育研究組織間のコミュニケーションを活発化するとともに改善プロセスの検証を強化する。

基準3 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）

3 - 1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

3 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

3 - 1 - 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3 - 1 - 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

（1）3 - 1の事実の説明（現状）

本学は、金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与することを目的として学則に定めている。

この目的の下に各学部等の目的を設定し、学生ハンドブックに記載し、学生及び教職員に公表している。

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

社会福祉学部では、学部、専攻の教育目的を次のとおり定めている。

【社会福祉学部社会福祉学科】

人間の尊厳を大切に作る「福祉の心」を基盤とする豊かな教養と、社会福祉の価値・知識・技術を身につけ、大きな視野から福祉社会の発展に高く貢献できる専門家の育成を図る。

【社会福祉専攻】

生活に課題を抱えた人々に気づき、その問題解決を図る能力を習得することで、人が人として大切にされる福祉社会の創造に貢献できる人材を育成する。

【子ども福祉専攻】

子どもの育ちと子育てを支え、ソーシャルワークの知識・技術を保育に展開し、子どもが大切にされる社会を創造する人材を育成する。

社会福祉学部の教育課程は教育目的の達成のために、社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成教育を中核に据え、「教養科目」「専門科目」「演習・卒業研究」「資格科目」をもって編成している。教養科目は両専攻共通として、各専攻の専門科目は、次のような編成方針をとっている。

社会福祉専攻における専門科目は、学生の学問志向や進路に応じた履修モデルとなる「福祉実践コース」「福祉政策コース」「福祉文化コース」の各コース別科目群と共通科目群から成る。

子ども福祉専攻における専門科目は、保育・幼児教育関連科目群と社会福祉の基盤科目群から成る。

さらに、両専攻において、学生のニーズに応えるため、各種資格・免許状等の取得が可能な教育課程を設けている。

1) 社会福祉専攻で取得可能な資格・免許状

社会福祉士国家試験受験資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

教員免許状（高等学校教諭一種免許状「福祉」・「公民」、中学校教諭一種免許状「社会」）

認定心理士

2) 子ども福祉専攻で取得可能な資格・免許状

保育士

幼稚園教諭一種免許状

社会福祉士国家試験受験資格

これらの学部・学科及び専攻の教育目的は、学生ハンドブックに掲載し、学生及び教職員に公表している。

社会福祉学部の教育方法として、問題発見能力・解決能力等のソーシャルワーカーに必要な実践力を養うために、少人数教育、フィールドワーク、実習・演習教育に力を置いている。実習については、総合実習指導室を設置し、担当教員が事前指導、実習打合わせ、懇談会、巡回指導、事後指導、報告会、報告集の作成の指導にあっている。

また、演習では、「演習・コミュニティアワー」は、地域をテキストとして学外において市民と交流する能動的な体験学習を行い、自ら考え実践する力を身につけ、報告会で発表する等本学の特色ある教育方法として、平成10(1998)年度より実施している。「演習」(4年次)は、専任教員がテーマを提示し、学生の希望を最優先して演習(ゼミ)の配属を行い、「卒業研究」を指導している。「卒業研究」の成果は、図書館にて保管し閲覧できるようにし、また「要旨集」を作成し、新4年次生に配付している。

社会福祉士国家試験科目については、教育環境の向上と履修機会を増加させるため、各学年を2クラスに分けて授業を実施している。

<看護学部看護学科>

看護学部では教育方針(目的)を次のとおり定め、教育目的達成のために教育目標を設定している。

【教育方針(目的)】

本学の「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」の建学の精神を踏まえ、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を培うとともに、その人がその人らしく生きられるようなヒューマンケアを提供し、保健・医療・福祉を総合的に捉え、社会の多様なニーズに対応し、地域社会及び国際社会に貢献しうる質の高い実践能力のある看護専門職者を育成する。さらに、時代の変化に対応した教育を実践して看護学の発展に寄与する人材を育成し、人々の健康と福祉の向上に貢献する。

【教育目標】

- 1) 豊かな人間性を育み、ヒューマンケアリングが実践できる能力を養う。
- 2) 看護の独自性を発揮し、保健・医療・福祉チームで連携・協働できる能力を養う。

- 3) 国際社会および地域社会の健康に対する多様なニーズに貢献できる能力を養う。
- 4) ヒューマンケアに対する科学的探究心や創造性をもち、生涯学習へ主体的に取り組む姿勢を養う。

看護学部の教育課程は、看護師・保健師養成教育を中核に据え、「一般教養」「看護実践の基盤」「看護の発展」「資格科目」をもって編成している。また、学生のニーズに応えること及び進路選択の余地を拡げるため養護教諭一種免許状が取得できる教職課程を設けている。

これらの学部の教育目的(方針)・目標は、学生ハンドブックに掲載し、学生及び教職員に公表している。

教育方法においては、実践能力のある看護専門職者を養成するという教育方針(目的)を達成するため、看護学実践を重視している。このため、実習教育は、実習による学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力の習得をめざすこととしている。併せて、主体的な学び、探究することの楽しさを見出すことを目的とする「教養ゼミナール」や看護専門職者に不可欠な科学的探究心と研究能力を養う「看護学ゼミナール」、看護学の関連知識を統合し、総合的な看護能力を養う「卒業研究」と「統合看護」を設けている。また、各領域の看護技術を習得するための演習形式の授業を取り入れている。

< 社会福祉学研究科 >

大学院は、基礎となる社会福祉学部における専門的基礎の上に、広い視野に立って学識を深め、社会福祉分野における高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力を涵養することを目的としている。また、社会福祉学研究科は社会福祉における高度な専門職業人の養成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成することを目的としている。

これらの目的は「関西福祉大学大学院学則」に規定し、学生ハンドブック、大学院ガイド、ホームページの研究科紹介ページ等に記載し、公表している。これらの目的を達成するため、教育課程は特に福祉原理研究に重点を置くことをその編成方針としている。

また、教育方法として、「研究群」と「演習群」と「特講群」の授業と修士論文指導作成のための研究指導によって行っている。研究テーマの決定にあたっては、学生の希望を尊重し、各研究テーマにおいて、指導教員が学生の経験、能力、希望等に十分に配慮した上で研究指導を行うこととしている。

(2) 3 - 1 の自己評価

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

社会福祉学部では、建学の精神及び基本理念に基づき、かつ学生のニーズや社会的な需要を踏まえ、学部・学科及び社会福祉専攻、子ども福祉専攻の教育目的を設定し、学生ハンドブックに記載し、公表できている。また、これらの教育目的の達成のために各専攻の教育課程の編成方針を設定している。さらに、ソーシャルワーカーに必要な実践能力の涵養のための少人数教育、フィールドワーク、演習・実習教育、また、地域をテキストとして学ぶ能動的な体験学習など、教育目的は様々な点で教育方法に

反映されている。

<看護学部看護学科>

看護学部では、建学の精神及び基本理念、社会的な需要に基づいて教育方針（目的）を設定し、学生ハンドブックに記載して公表できている。また、この教育目的の達成のために教育課程の編成方針を設定している。実践能力のある看護専門職者を養成するという教育目的は、学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力の習得をめざす実習教育や、科学的探究心や研究能力の涵養や看護学の関連知識を統合することをめざす演習教育、看護の各領域の看護技術を習得するための演習形式の授業に教育方法として反映されている。

<社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科においては、その教育目的を達成するために教育課程の編成方針を適切に設定している。また、これは教育課程の編成等と合わせて学生ハンドブック、大学院ガイド、ホームページに記載し、公表できている。

(3) 3 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

<社会福祉学部社会福祉学科>

学部・学科及び専攻の目的の公表については、主として学生ハンドブックへの掲載による学生及び教職員への公表となっているため、今後は大学案内やホームページ等への記載により、広く社会に対して公表していく。

また、社会の変化や時代の要請を踏まえ、多様な困難に直面している生活者への支援に資するため、領域別（精神保健、医療、高齢者、障害者、児童家庭、学校、司法等）・機能別（権利擁護、通院・退所対応、虐待対応、就労支援、集落支援等）に特化した役割が担える専門職の養成教育を教育目標のひとつとして掲げ、改善・検討を継続していく。

<看護学部看護学科>

教育目的の設定については建学の精神及び基本理念、社会的な需要に基づいて実施できているが、大学案内やホームページ等に記載し、社会に対して公表していく。

教育目的の教育方法への反映という点に関して、学部の教育目的と学生の目的意識の合致性を高めるため、導入教育の内容の充実や看護専門職者としての意識づけが高まるような教授方法を検討していく。

<社会福祉学研究科>

平成 21(2009)年度に開設した新しい研究科である。今後は、教育研究の水準を一層向上させ得るよう設置計画を誠実に履行しながら、研究科委員会、教務委員会で課題の発見、検証を行っていく。

- 3 - 2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。
- 3 - 2 - 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3 - 2 - 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3 - 2 - 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3 - 2 - 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3 - 2 - 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3 - 2 - 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3 - 2 の事実の説明（現状）

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

1) 教育課程の編成及び授業科目・授業内容

社会福祉学部の教育課程は社会福祉士（ソーシャルワーカー）の養成を中核としている。平成 20(2008)年度、社会福祉学科に社会福祉専攻、子ども福祉専攻を設置し、平成 21(2009)年度に「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」の平成 21(2009)年 4 月 1 日施行を受けて、授業科目の新設及び名称、単位数変更等の教育課程の変更を行った。以下、平成 21(2009)年度入学生に係る教育課程の内容に即して述べる。

社会福祉専攻、子ども福祉専攻の教育課程は、ともに教養科目、専門科目、演習・卒業研究及び資格科目に区分され、これらの各科目は順序立てて履修できるように年次配当している。

教養科目は「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間関係」「情報と言語」「国際社会と異文化理解」の 5 群構成であり、両専攻共通である。これは社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成を教育の中核とする社会福祉学部において、両専攻が人間理解を深め、豊かな人間性を養うという、教養教育を実施する上での目的を共有していることによるものである。また、専門教育の効果を深化させるための基盤教育として教養教育を重要視している。なお、教養科目 46 科目中 18 科目を看護学部と共有している。

専門科目については、それぞれの専攻ごとに、教育課程の編成方針に応じた科目を配置している。以下に各専攻の教育課程のうち、専門科目、演習等に係る編成、授業科目、授業の内容等について述べる。

社会福祉専攻

社会福祉専攻の専門科目は、社会福祉に関する専門的な理論・方法を学び実践能力を養う「社会福祉の基盤」「特講」「心理科目」からなる共通科目群と、学生

の学問志向や進路に応じた履修モデルである「福祉実践コース」「福祉政策コース」「福祉文化コース」の3コースの学習を深める「コース別科目」群で構成している。その中心には、社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成のコアとなる国家試験19科目を配置しているが、それぞれのコース別科目にも各コースの特性を反映し、履修モデルを形成するための科目を配置している。「福祉実践コース」は、どのように援助するのかという「援助の方法を学ぶ」コースである。「福祉政策コース」は、どのように福祉サービスをよりよいものにしていくかという「福祉政策を運営していくことを学ぶ」コースである。「福祉文化コース」は、これらを支える原理を考える「援助方法や政策運営を支える文化や原理とそれを関連づける人間や社会の課題を学ぶ」コースである。コース別科目は主に2年次から3年次に担当している。

社会福祉士（ソーシャルワーカー）教育の視点から、演習教育及び実習教育に力点をおき、学年進行に応じた教育を行っている。

演習教育については、1年次の「演習」では、導入教育にとどまらず、2年次の演習科目に向けて当事者や福祉職について直接学ぶことを通して、人間及び地域の理解を深めることを目的としている。

2年次の「演習・コミュニティアワー」は、地域をテキストとして学ぶことを基本的なコンセプトとして、地域のフィールドワーク（調査・実践）を通して、観察力・分析力を高めることを目的としている。それと合わせて2年次後期には3年次の演習と一体となった「社会福祉演習」を開講している。これらの2年次の演習を通じて3年次の「社会福祉演習」・「社会福祉実習」に向けて人間的な成長を促している。

3年次の「社会福祉演習」は、2年次の「社会福祉演習」と合わせて、ソーシャルワークの知識と技術を習得し、問題解決に寄与できる能力を養うことを目的としている。

4年次の「演習」では、ソーシャルワークに必要な社会福祉学に関する諸知識の整理・統合的関連づけを行い、学生の選択した専門領域の理解を一層深めるために、全学生に卒業論文の作成を課している。

実習教育では、施設や機関の役割を認識するとともに、利用者の生活上の問題を把握しながら、実践的な援助方法を学び、ソーシャルワーカーとしての資質を高めることを目的としている。そのため、3年次の「社会福祉実習」（180時間以上）に向けて、2年次の「社会福祉実習指導」及び3年次の「社会福祉実習指導」を配置し、「実習」に備えた教育課程を体系的に構築している。また、事前学習により基礎知識や支援の技術等を学び、各自の目標を定め、実習に臨むことができるよう留意している。さらに、実習の事後教育として、実習報告書を作成するとともに、学生主体の実習報告会実行委員会による実習報告会も開催している。この実習報告会では科目担当教員の他、学内教職員、実習先実習指導者も参加し、3年次のゼミごとの発表・討論が行われている。また、2年次生の出席を義務づけ、実習に向けての動機づけ教育を行っている。

子ども福祉専攻

子ども福祉専攻の専門科目は、保育・教育に関する基礎的な知識の習得をめざす「保育・教育の基礎」、子どもの心身の発達について深く学ぶ「保育・教育の対象理解と臨床」、保育の内容を理解し、基礎技能や表現力を身につける「保育・教育の内容・方法」、子どもの健康管理のための基礎知識と方法について実習を交えて学ぶ「小児保健・健康」、子どもの文化の意義を理解し、感性を育むための玩具や絵本等の提供の方法について学ぶ「子ども文化」、福祉の専門価値・知識・技術を深める「社会福祉の基盤」、子どもを取り巻くさまざまな問題に対して考察をする演習（ゼミ）と保育所・児童福祉施設や教育機関における実習を通して、子どもに対する理解をより深め、保育技能の向上を図る「実習・演習」の7領域となっている。

以上の7領域には、保育・幼児教育の知識・技術に加え、ソーシャルワークの知識・技術を習得し、多様化する保育・幼児教育のニーズに対応することができる保育士・幼稚園教諭を養成するという視点から、社会福祉の基盤科目も学習し、演習教育と実習教育を重視した学年進行に応じた段階的な教育を行っている。

演習教育に関しては、1年次の「演習」、2年次の「演習・コミュニティアワー」について、社会福祉専攻との共通科目として開講している。その目的は導入教育の一環として大学で学ぶための方法・技術を学ぶことや、人間に対する理解を深める、あるいは地域を知るといった福祉に係る共通素養を養うことである。「演習・コミュニティアワー」については、地域におけるフィールドワークを通して、観察力・分析力等を養い、地域社会を広くとらえることのできる社会福祉の視点を養うことを目的としている。

3年次の演習科目として、「総合演習（幼稚園）」と「総合演習（保育）」では、子どもを取り巻く諸問題に関心を持ち、保育者としての支援方法や技術について学ぶことを目的としている。

4年次の「演習」は、社会福祉専攻との共通科目として開講している。保育士・幼稚園教諭としての専門職に必要な諸知識の整理・統合的関連づけを行い、学生の選択した専門領域の理解を一層深めるために、全学生に卒業論文の作成を課している。

実習教育では、幼稚園・保育所等の実習において、子どもの世界や保育者・各機関等の役割を理解し、保育士・幼稚園教諭として自覚を持ち、その資質を高めることを目的としている。そのため、3年次より幼稚園教諭関連実習である「教育実習（幼稚園）」「教育実習（幼稚園）」に向けて「教育実習指導（幼稚園）」を配置し、また、保育士関連実習である「保育実習」「保育実習」に向けて、「保育実習指導」を配置し、実習に備えた教育課程を体系的に構築している。また、事前指導においては、実習の意義・目的を理解し、実習を円滑に進めていくための知識・技術を習得し、自己課題を明確化することができるよう留意している。また、社会福祉専攻との共通科目として、社会福祉実習関連科目も設置している。

2) 単位の認定、進級及び卒業要件等並びに単位制度実質化を保つための工夫

成績評価及び単位認定は、定期試験、追試験、再試験の成績を主に、出席状況、平常の学習状況、課題レポートの成績等を総合して評価している。

各授業の成績評定の方法は、シラバス（学生ハンドブック）に明示されている。成績評価の基準は、表 3-2-1 のとおりで、A、B、C を合格とし、所定の単位を与えている。

なお、子ども福祉専攻において、保育士の資格を取得する者は、講義や演習の出席回数が 15 回の授業回数の 3 分の 2 以上必要であることとし、定期試験の受験資格を厳密に管理している。

表 3-2-1 成績評価の基準

| 成績区分 | A | B | C | D |
|-------|----------|---------|---------|--------|
| 成績の素点 | 100~80 点 | 79~70 点 | 69~60 点 | 59 点以下 |
| 合否区分 | 合格 | | | 不合格 |

社会福祉専攻と子ども福祉専攻のいずれにおいても、年次ごとの履修登録単位数の上限及び進級要件は定めていないが、各資格・免許課程における実習科目の履修に関しては、実習目的の達成や教育成果を確実に獲得するため、実習科目の履修の前に必ず履修しなければならない科目を履修要件として設定している。また、アカデミック・アドバイザー制度を設け、履修等についての指導を行っている。

各専攻の卒業要件は以下のとおりである。

社会福祉専攻

表 3-2-2 社会福祉専攻卒業要件

| 科目区分 | 卒業要件 | |
|------|----------|----------------------------------|
| 教養科目 | 44 単位以上 | 「社会福祉演習 A」又は「社会福祉特別演習 A」のいずれかを選択 |
| 専門科目 | 68 単位以上 | |
| 演習 | 18 単位 | |
| 合計 | 130 単位以上 | 「社会福祉演習 B」又は「社会福祉特別演習 B」のいずれかを選択 |

教養科目については、「こころと健康」から 12 単位以上、「人間と知の環境」から 6 単位以上、「社会環境と人間関係」から 16 単位以上、「情報と言語」及び「国際社会と異文化理解」から 10 単位以上（必修科目 4 単位含む）の計 44 単位以上である。

専門科目については、「社会福祉の基盤」のうち「講義科目」から 24 単位以上（必修科目 2 単位含む）、「演習科目」・「実習科目」から 6 単位以上（必修科目 2 単位、選択必修科目「社会福祉特別演習」4 単位若しくは「社会福祉演習」8 単位含む）、「特講」から 2 単位以上、「心理科目」から 6 単位以上、「福祉文化コース」「福祉実

践コース」「福祉政策コース」から 30 単位以上の計 68 単位以上である。

演習については、「演習」4 単位、「演習・コミュニティアワー」6 単位、「演習」8 単位の計 18 単位を必修科目として定めている。なお、「社会福祉演習」「社会福祉演習」は上記専門科目「社会福祉の基盤」の演習科目に分類されている。

子ども福祉専攻

表 3-2-3 子ども福祉専攻卒業要件

| 科目区分 | 卒業要件 |
|------|----------|
| 教養科目 | 20 単位以上 |
| 専門科目 | 82 単位以上 |
| 演習 | 28 単位 |
| 合計 | 130 単位以上 |

教養科目については、「こころと健康」から 6 単位以上、「人間と知の環境」から 4 単位以上、「社会環境と人間関係」から 2 単位以上、「情報と言語」及び「国際社会と異文化理解」から 8 単位以上（必修科目 4 単位を含む）の計 20 単位以上である。

専門科目については、「保育・教育の基礎」から 14 単位以上、「保育・教育の対象理解と臨床」から 12 単位以上、「保育・教育の内容・方法」から 28 単位以上、「小児保健・健康」から 9 単位以上、「子ども文化」から 2 単位以上、「社会福祉の基盤」から 10 単位以上（必修科目 2 単位含む）、「実習」から 7 単位以上の計 82 単位以上である。

演習については、「演習」4 単位、「演習・コミュニティアワー」6 単位、「総合演習」4 単位、「社会福祉演習」6 単位、「演習」8 単位の計 28 単位を必修科目として定めている。

3) 年間学事予定、授業期間の明示及び運営

社会福祉学部では、半期セメスター制をとり、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしている。年間学事予定、授業期間は学生ハンドブックの学年暦に明示している。授業が確保できるように祝日の授業実施や補講日の設定を行っている。前期・後期の授業開始前に学生オリエンテーションを行い、学生ハンドブックや授業時間割の配付及び説明を行っている。なお、学生ハンドブック内には学年暦、卒業要件、教育課程編成のほか、個々の授業科目について、シラバスにおいて講義目的・評価方法・内容等を明示している。

4) 教育内容・方法の特色

社会福祉学部の教育方法・内容上の特色は以下のとおりである。

コミュニティアワーや実習をはじめとするフィールドワークを重視した実践教育
 実践教育の成果を地域に還元する学生主体の報告会(コミュニティアワー報告会、実習報告会)の開催

一貫した少人数による演習教育

アカデミック・アドバイザーによる個別指導

履修モデルコースによる学習の方向付け(社会福祉専攻)

社会福祉学部と看護学部の教養科目の共有

各教室における各種ディスプレイ機器を活用した教育

<看護学部看護学科>

1) 教育課程の編成及び授業科目・授業内容

看護学部の教育課程は、看護師・保健師の養成を中核としている。平成 21(2009)年度に「保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令」の平成 20(2008)年 4 月 1 日施行を受けて、授業科目の新設及び名称、単位数変更等の教育課程の変更を行った。以下、平成 21(2009)年度入学生教育課程の内容に即して述べる。

その教育課程は「一般教養」「看護実践の基盤」「看護の発展」「資格科目」で構成され、これらの各科目群は順序立てて履修できるように年次配当している。

「一般教養」は「こころと健康」「人間と知の環境」「社会環境と人間関係」「国際社会と情報」「教養ゼミナール」の 5 群で構成され、豊かな人間性と国際的な視野・教養を深めることを目的としている。なお、教養科目中 18 科目については社会福祉学部との共通科目である。これは、人間理解を深め、豊かな人間性を養うという教養教育を実施していく上での方向性を共有していることによるものである。

専門科目群としては、「人間の理解」「健康の理解」「環境の理解」「看護の理解」からなる「看護実践の基盤」と、「健康生活援助」「療養生活援助」「総合看護」からなる「看護の発展」に区分している。「看護実践の基盤」においては、人間・健康・環境・看護についての理解を深め、看護実践の基盤を築き、さらに「看護の発展」においては、看護・看護学を理解し、看護実践能力を培い、専門職者としての基礎を学修することを目的としている。

さらに「資格科目」として、養護教諭一種免許状取得に係る教職科目を配置している。

看護学部では、質の高い実践能力のある看護専門職者を養成するという目的を掲げていることから、演習科目と実習科目を重視している。なかでも実践力を養うため、特に看護学実践に力を入れている。

演習科目として、1 年次「教養ゼミナール」では、大学において主体的に学ぶこと探求することの楽しさを見出すことを目的としている。3 年次「看護学ゼミナール」では、諸看護学から自らのテーマを選び、研究に通じた理解を深めて看護専門職者に不可欠な科学的探究心と研究能力を養うことを目的としている。4 年次の「卒業研究」と「統合看護」は、看護学の関連知識を統合し、総合的な看護能力を養うことを目的としている。

それ以外にも各領域の看護技術を習得するために演習形式を取り入れている。

看護学実習の教育課程における基礎構成は、「看護の理解」「健康生活援助」「療養生活援助」「総合看護」の各分野に区分し、以下の 3 点を基軸に編成している。

生命の尊厳や人権の尊重、高い倫理観や豊かな人間性を養う全人教育の一環とする。

対応する専門科目の講義・演習における学習の後に実施し、理論と実践の連携・統合を図る。

1 年次後期の「基礎看護実習」を基点として、実習による学習効果を順次段階的に積み上げ、総合的・実践的な看護能力が習得できる時系列的配列を組み入れる。

各分野の概要と科目の配置は、以下のとおりである。

「看護の理解」分野

「基礎看護実習」(45時間)及び「基礎看護実習」(45時間)を1年次後期に行う。また「看護過程実習」(90時間)を2年次後期に行う。

1 年次の「基礎看護実習」は12月に実施する。本実習の目的は、学生が初めて入院患者に接し、病院の構造や機能、病棟の組織のシステム、病床環境や入院患者の実態、看護業務と看護師の役割等を理解することにある。また、「基礎看護実習」では、高齢者世帯の家庭訪問を通して、個人の考えを聞くとともに家族との関連性や相互作用についての理解を深め、地域における看護職の役割、サポート体制、他職種との連携について学習する。

2 年次の「看護過程実習」(90時間)は1月に実施する。本実習の目的は、何らかの健康問題を持っている対象者と援助的関係を築き、日常生活援助技術を用いて対象者の健康状態に応じて、対象者が満足できる看護を展開すること、また、対象者のアセスメントを行い、全体像をとらえながら看護計画を立案し、計画に基づいた看護実践及び評価することを学習することとしている。

「健康生活援助」分野

「地域看護実習」(135時間)を3年次後期、「小児看護援助実習」(90時間)を3年次後期、「母性看護援助実習」(90時間)を4年次前期に行う。

「療養生活援助」分野

「治療・回復過程援助実習」(90時間)を3年次後期、「療養生活援助実習」(90時間)を3年次後期、「精神看護援助実習」(90時間)を3年次後期、「療養生活援助実習」(90時間)を4年次前期、「老年看護援助実習」(90時間)を4年次前期に行う。

「総合看護」分野

4年間で学習してきた知識・技術を統合し、発展させるために「統合看護実習」(90時間)を4年次前期に行う。

2) 単位の認定、進級及び卒業要件等並びに単位制度実質化を保つための工夫

成績評価及び単位認定は、定期試験を中心に行うが、学習効果をみる上で、実技試験を積極的に取り入れるようにしている。各授業の成績評価の方法は、シラバス(学生ハンドブック)に明示されている。成績評価の基準は社会福祉学部と同じである(表3-2-1)。また、定期試験は、講義科目の3分の1以上、演習科目の5分の1以上の欠席をすると受験資格が認められない。

定期試験の不合格者に対して各学期に再試験を実施する制度を設けている。

年次ごとの履修登録単位数の上限は設けていない。

進級要件は、表3-2-4に示すとおりである。この基準に従って、2年次終了時点に進級可否の認定を行っている。

また、アカデミック・アドバイザー制度を設け、履修等についての指導を行って

いる。

表 3-2-4 看護学部 3 年次進級認定基準

| 単位未修得の必修科目数 | 暫定基準 |
|-------------|-------------------------------|
| 3 科目以上の場合 | 進級できない(3 年次開講科目を履修することができない) |
| 2 科目以内の場合 | 当該科目の内容・実施形態等によっては進級できない場合がある |

看護学部の卒業要件は、表 3-2-5 に示すとおりである。

表 3-2-5 看護学部卒業要件

| 科目区分 | 必修科目 | 選択科目 | 合計 |
|---------|--------|---------|----------|
| 一般教養 | 11 単位 | 10 単位以上 | 21 単位以上 |
| 看護実践の基盤 | 54 単位 | | 54 単位以上 |
| 看護の発展 | 50 単位 | 2 単位以上 | 52 単位以上 |
| 合計 | 115 単位 | 12 単位以上 | 127 単位以上 |

一般教養としては、「こころと健康」から必修科目 2 単位、選択科目 2 単位以上、「人間と知の環境」から 4 単位以上(うち 2 単位は「生物学」、「化学」、「物理学」から選択)、「社会環境と人間関係」から選択科目 2 単位以上、「国際社会と情報」から必修科目 8 単位、選択科目 2 単位以上、「教養ゼミナール」1 単位を含め、計 21 単位以上である。

看護実践の基盤としては、「人間の理解」から 11 単位、「健康の理解」から 14 単位、「環境の理解」から 12 単位、「看護の理解」17 単位の計 54 単位以上である。

看護の発展としては、「健康生活援助」から 20 単位、「療養生活援助」から必修科目 20 単位、選択 1 単位以上、「総合看護」から必修科目 10 単位、選択科目 1 単位以上の計 52 単位以上と定めている。

3) 年間学事予定、授業期間の明示及び運営

看護学部においても、半期セメスター制をとり、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしている。年間学事予定、授業期間は学生ハンドブックの学年暦に明示している。授業が確保できるように祝日の授業実施や補講日の設定を行っている。前期・後期の授業開始前に学生オリエンテーションを行い、学生ハンドブックや授業時間割の配付及び説明を行っている。なお、学生ハンドブック内には学年暦、進級及び卒業要件、教育課程編成のほか、個々の授業科目について、シラバスにおいて講義目的・評価方法・内容等を明示している。

4) 教育内容・方法の特色

看護学部の教育内容・方法は以下のとおりである。

実習教育における学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力

の習得

看護専門職者として必要な資質や能力を段階的かつ確実に涵養するための演習科目（「教養ゼミナール」「看護学ゼミナール」「卒業研究」）を開講し、少人数クラスで徹底した指導を実施

領域ごとの看護技術を習得するための演習形式の授業を開講

アカデミック・アドバイザーによる個別指導

社会福祉学部と看護学部の教養科目の共有

各教室における各種ディスプレイ機器を活用した教育

学部における、単位互換協定に基づく単位認定として、平成 20(2008)年度に神戸大学と「神戸大学と関西福祉大学との単位認定に関する協定書」を取り交わし、「大学洋上セミナーひょうご 2008」(実施主体：大学洋上セミナー実行委員会、運営主体：(財)兵庫県国際交流協会)に参加した学生について、神戸大学が認定した単位を、社会福祉学部では「アジア・太平洋の人と暮らし」(4 単位)の単位として、看護学部では「アジア・太平洋の人と暮らし」(2 単位)の単位として認定した。

< 社会福祉学研究科 >

社会福祉学研究科の教育課程は、研究群、演習群、特講群に区分している。

研究群には「社会福祉学研究」「社会保障論研究」「福祉行財政論研究」「高齢者福祉論研究」「福祉住環境学研究」「保健福祉学研究」の 6 科目があり、演習群には「社会福祉学研究」以下これらに対応する 6 科目を配置している。特講群には政策系や実践系を中心に看護、介護や音楽療法に至るまでの幅広い科目を配置している。

授業期間に関しては、学部同様半期 Semester 制を採用し、学期の設定も学部と同様である。

学年暦、修了要件、教育課程編成方針、授業計画・内容等は、大学院生用の学生ハンドブックに掲載し、学生及び教職員に明示している。また、前期・後期の授業開始前に学生オリエンテーションを行い、学生ハンドブックや授業時間割の配付及び説明を行っている。

修了要件は、「関西福祉大学大学院学則」において、研究群から 2 科目以上、演習群から 1 科目以上を選択し、合計 12 単位以上、特講群から 9 科目以上を選択し、計 18 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、本学大学院が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならないことと定めている。

なお、本学においては研究科・学部ともに通信教育は行っていない。

(2) 3 - 2 の自己評価

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

平成 16(2004)年度には 4 コース（「総合福祉コース」「心理福祉コース」「精神保健・医療福祉コース」「児童福祉コース」）の導入、平成 20(2008)年度の 2 専攻（「社会福祉専攻」「子ども福祉専攻」）の設置、さらには平成 21(2009)年度の社会福祉士養成課程に係る法改正に伴う教育課程の再編等多くの改革を加えながら、その都度教育課程の編成方針を踏まえて体系的な教育課程の編成を行ってきた。また、授業科目や内容

についても教育課程の編成方針に即したものとなっている。この間、「社会福祉士（ソーシャルワーカー）の養成」のための教育を一貫して行ってきた。

教育内容・方法に係る特色ある工夫としては、コミュニティアワーや実習をはじめとするフィールドワークを重視した実践教育の成果を地域に還元するための、学生が主体となって構成・運営する報告会の開催が挙げられる。この報告会は市民にも公開されており、社会福祉学部の教育成果の公表の場として機能している。

単位制度の実質化という点については、ほとんどの学生が卒業時点において卒業に必要な単位数を大きく上回る単位数を修得しており、このような現況は、学生の積極的な履修、単位修得が教育目的達成や教育効果を上げる上で必ずしも望ましいとは言えず、また、単位制度の形骸化を招く大きな危険性をはらんでいるという点で危惧されるところである。

<看護学部看護学科>

平成 18(2006)年度の学部開設時から、質の高い看護専門職者を養成するという教育方針（目的）に基づき、設置計画に従い、年次進行に合わせて教育課程を運営している。この教育課程は体系的に運営され、授業科目、授業の内容も教育課程の編成方針に即して設定できている。特に実習においては、各実習科目について現地指導者との評価会議を行い多くのアドバイスを受け有効な教育となっている。

また、実習教育における学習効果の段階的積み上げによる総合的・実践的な看護能力の習得、看護専門職者として必要な資質・能力を段階的かつ確実に涵養するための演習科目の開講と少人数クラスでの徹底した指導の実施等、教育内容・方法に係る特色ある工夫も実施できている。

<両学部共通>

教育課程に関する事項（年間学事予定、授業期間、教育課程、卒業要件等）については、学生ハンドブックに記載し、学生・教職員に配付している。また、前期・後期の授業開始前には学生オリエンテーションを実施し、学生ハンドブックや授業時間割に基づき、適切に説明ができている。

学部によって進級要件の有無や再試験制度の差異が見られるが、これは教育目的の相違によって、制度上、個別の運用をしているためである。

また、教育課程におけるキャリア支援としては、社会福祉学部において、社会福祉士国家試験対策の一環として、資格科目「キャリアアップ」等を開講しているが、生涯を通じた持続的な就業力の育成をめざすためのキャリア教育としての授業科目の設定を検討する必要がある。

<社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科の教育課程は、修士課程の構想、教育課程の編成の考え方等に基づいて体系的かつ適切に設定できている。

(3) 3 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

<社会福祉学部社会福祉学科>

時代の変化に応じた専門性の向上のため、具体的かつ精緻な教育目標を再検討する。そのひとつとして、年次別教育目標を設定する。また、4年間の演習教育の連続性・一

貫性をさらに追求するために、教務委員会が中心となって検討する。

<看護学部看護学科>

学生の知識・技術の獲得、向上に向けて、「看護実践の基盤」科目群の「看護の発展」科目群への効果的な連続・連携性を高めるとともに、専門科目の教育方法等の改善に取り組んでいく。

入学時より看護学への関心や学習に取り組む姿勢や意欲が高まるように、1年次より専門科目を配置し、「看護基礎実習」を早期から実施するなど、専門科目の開講時期等に係る検討を継続的に実施していく。

さらに、実習科目の教育効果をより高めていくために次の1)から5)について継続的に協議し、改善を図る。

- 1) 実習内容や教育効果の改善
- 2) 実習施設との連携強化及び実習施設の拡大
- 3) 感染予防対策の充実
- 4) 指導教員、臨床指導員、学生等の意見・要望の汲み上げと活用
- 5) 不測事態への対応や危機管理のあり方

<両学部共通>

社会福祉学部と看護学部の教養教育を大学全体で検討し、教育効果のさらなる向上を図る。単位制度の実質化を念頭において、履修指導や学習支援のあり方等の点検・見直しを行い、履修登録単位数の上限・進級要件の設定及びGPA制度導入の検討を行う。

キャリア教育について、平成21(2009)年度に発足したキャリア教育検討プロジェクトにおいて、中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」の方向性を踏まえ、教育課程における科目化やその内容及び実施体制等について検討を行う。

<社会福祉学研究科>

3-1同様、設置計画を誠実に履行しながら、研究科委員会、教務委員会で課題の発見、検証を行っていく。

3 - 3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

3 - 3 - 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3 - 3 の事実の説明 (現状)

本学の教育目的の達成状況を把握するために「学生による授業評価調査」「図書館利用状況調査」「国家試験合格状況調査」「就職状況調査」を行っている。

1) 学生の学習状況

学生の授業に対する取り組みについて点検・評価するため、各学期の終了時に「学生による授業評価調査」を実施している。その結果は、担当教員にフィードバックされ、学生の学習状況を把握するとともに、次学期の授業改善に活用している。

2) 図書館利用状況

図書館では年間の学生の利用状況を把握し、改善の指標として活用している。平成 20(2008)年度の図書館の一日あたりの平均入館者数は 469 人で、年間学生貸し出し点数(視聴覚資料を含む)は 17,078 点である。

3) 資格取得状況

国家試験受験者及び合格者については、教学課がその数を把握している。20(2008)年度の社会福祉士・精神保健福祉士をはじめとする資格取得状況は表 3-3-1 のとおりである。

また、平成 20(2008)年度の附属地域センターで実施した研修事業の資格取得者は次のとおりである。

表 3-3-1 平成 20(2008)年度社会福祉学部資格取得状況

| 資格名 | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 全国合格率 |
|---------|-----|-----|-------|-------|
| 社会福祉士 | 292 | 134 | 45.9% | 29.1% |
| 精神保健福祉士 | 32 | 22 | 68.8% | 61.7% |
| 保育士 | — | 47 | — | — |
| 教員免許 | — | 36 | — | — |
| 認定心理士 | — | 44 | — | — |

「受験者」「合格者」「合格率」は本学の平成 20(2008)年度卒業者のデータ。「全国合格率」は全受験者の合格率

表 3-3-2 その他の資格取得状況(平成 20(2008)年度附属地域センター事業)

| 資格名 | 資格取得者数 |
|---------------|--------|
| 介護員養成研修(2級課程) | 84 |
| 視覚障害者移動介護従業者 | 29 |
| 全身性障害者移動介護従業者 | 32 |

4) 就職状況

キャリア開発室が、就職関連の一連の調査を行い、学生の動向を把握している。

平成 20(2008)年度卒業生の進路状況は表 3-3-3 のとおりである。
また、就職者の就職先別割合は表 3-3-4 のとおりである。

表 3-3-3 平成 20(2008)年度 社会福祉学部卒業生の進路状況

| 卒業生数 | 進学者数 | 就職希望者数 | 就職者数 | 就職率 | |
|------|-------------|--------|------|-------|-------|
| | | | | 卒業生 | 就職希望者 |
| 346 | 8 | 310 | 303 | 87.6% | 97.7% |
| 備考 | 就職希望率 89.6% | | | | |

表 3-3-4 社会福祉学部就職先別割合 (%)

| 福祉 | 医療 | 企業 | | 官公庁等 | 教育 |
|------|-----|------|------|------|-----|
| | | 一般 | 福祉 | | |
| 38.6 | 9.9 | 35.0 | 11.2 | 4.0 | 1.3 |

5) 退学・進級状況

平成 20(2008)年度の退学率・進級率は表 3-3-5 のとおりである。

表 3-3-5 平成 20(2008)年度各学部退学率・進学率

| 区分 | 社会福祉学部 | 看護学部 | 備考 |
|-----|--------|-------|------------------------|
| 退学率 | 1.2% | 1.5% | 当該年度中の退学者数 / 年度当初在籍者数 |
| 進級率 | - | 94.8% | 3年次進級者数 / 前年度当初2年次在籍者数 |

< 社会福祉学研究科 >

各学部同様に、「学生による授業評価調査」を実施する予定である。

(2) 3 - 3 の自己評価

学生の学習状況、図書館の利用状況、資格取得状況、就職状況、退学・進級状況等の調査を通じて、教育目的の達成状況を把握するよう努めている。しかし、いくつかの改善点もあり、特に教育目標の達成状況が学生、地域、就職先からどう評価されているか把握するための手段・方策を講ずる必要がある。

社会福祉学研究科においては、基本的には学部と同じ施策を展開していくことを予定するが、本学大学院の特性を踏まえた教育目的の達成状況を点検・評価するための方策を検討する必要がある。

(3) 3 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

具体的な方策として、学習状況の把握を強化するために出欠管理の徹底及び「学生

による授業評価調査」の期中実施等を行う必要がある。また、資格取得、特に社会福祉士については、第1期生より徐々に合格率が上昇し、平成20(2008)年度の合格率は45.9%となり、合格者数は西日本で1位の134名である。今後もより高い合格率が達成できるよう体制づくりが必要である。さらに、現在実施していない就職先企業等アンケート並びに地域のアンケートの実施を検討する必要がある。

また、現在実施している「学生アンケート」の中に教育目標の達成状況を把握できる項目を入れ、調査する。

社会福祉学研究科では設置計画を誠実に履行していく中で、研究科の教務委員会を中心に大学院、研究科の教育目的の達成状況を適切に点検・評価するための具体的方策を早期に案出する。

【基準3の自己評価】

両学部において、質の高い専門職を養成するという教育目的に沿って教育課程を編成し、さらに効果を上げるための教育方法を採用している。その教育目的の達成状況を点検・評価するための努力も概ね行われている。

社会福祉学研究科では、教育目的を達成するための教育課程の編成方針を適切に設定し、この編成方針や修士課程の構想に即して教育課程を適切に設定している。また、教育目的の達成状況を点検・評価するための方策の1つとして、学部同様に「学生による授業評価調査」の実施を予定している。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

社会の状況の変化に応じて福祉・看護の専門職に求められる役割も変化している。社会福祉学部においてはこのような変化に対応し得る専門性を向上させるため、具体的かつ精緻な教育目標を再検討していく。また、看護学部にあっては、学生の知識・技術の獲得、向上に向けて、「看護実践の基盤」科目群の「看護の発展」科目群への効果的な連続・連携性を高めていくこと及び教育方法等の改善に取り組んでいく。さらに、両学部ともに、教養科目、専門科目、演習科目、実習科目の順次性のある体系的な教育課程編成の見直しを行う。このほか、3-1、3-2、3-3の改善・向上方策を確実に履行していく。

社会福祉学研究科においては、研究科委員会の下に設置する教務委員会が中心となり、教育目的を教育課程、教育方法へ反映させていくとともに、また教育目的自体の達成状況を常に点検、評価し、設置計画を真摯に履行していくなかで充実した教育を展開し、その水準を一層向上させるよう努めていく。

基準 4 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4 - 1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

4 - 1 - アドミッションポリシーが明確にされているか。

4 - 1 - アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

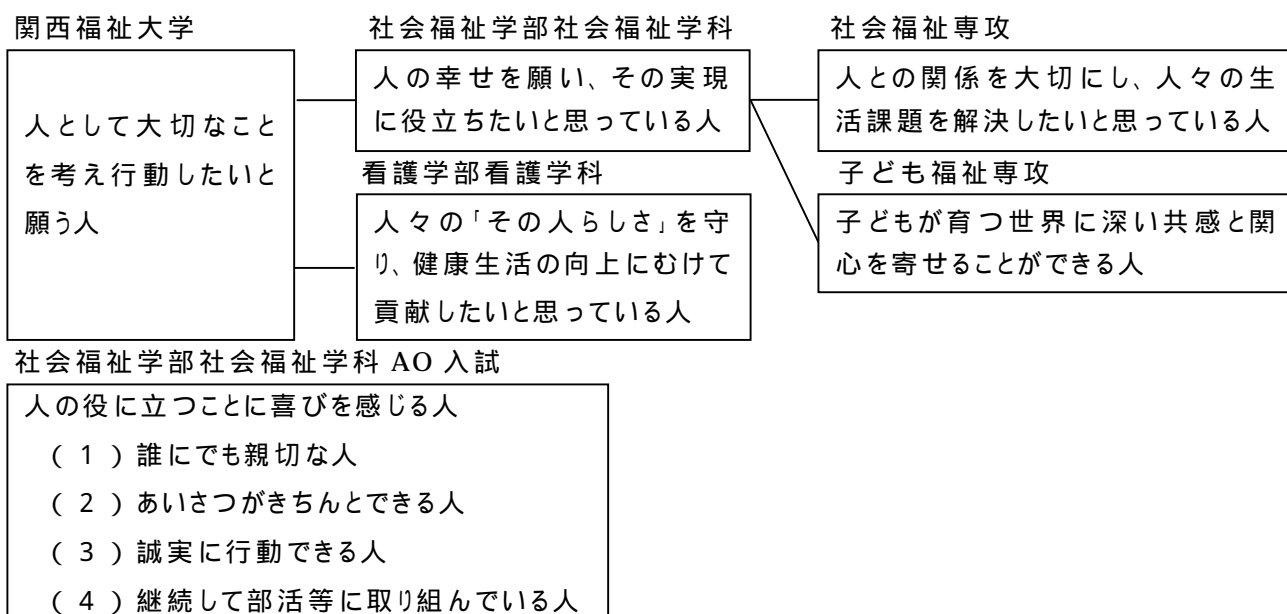
4 - 1 - 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

（1）4 - 1 の事実の説明（現状）

社会福祉学部と看護学部の両学部においては、大学の建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」に基づき、現代社会のニーズに応える豊かな人間性と実践力、高い倫理観を身につけ、福祉専門職及び看護専門職として、福祉、保健・医療、教育、福祉ビジネス、行政、企業等、広範囲な領域で活躍し、広く社会に貢献したいとする人材を求めている。

この基本方針により、学部・学科及び専攻ごとの教育目的、目標を明確にしている。これを大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、進学相談会、教職員による高校訪問等で受験生、保護者、高校の進路指導教員等に広く周知してきた。アドミッションポリシー（求める学生像）は、平成 19(2007)年度より、社会福祉学部の AO 入試（一般）において明示している。しかし、明文化されたものは一部の入試に限られていたため、本学が求める学生像をより明確に提示することが必要と判断し、平成 20(2008)年度に大学・学部・専攻ごとに次のようにアドミッションポリシーを定め、平成 22(2010)年度入試より、入試ガイドに明示し、高校訪問、進学相談会等で説明・公表している。

< 関西福祉大学アドミッションポリシー >



関西福祉大学

入学者の選抜については、学部・学科及び専攻の教育目的・目標を踏まえて、表 4-1-1 のとおり、多彩な入試方式を導入している。また、平成 21(2009)年度に開設した社会福祉学研究科については、大学院ガイドに養成する人材像、募集対象、修了後の想定進路等を明示した上で募集を行った。

表 4-1-1 平成 21(2009)年度選抜方法一覧

< 社会福祉学部社会福祉学科 >

| 入試区分 | | 選抜方法 |
|----------------|------------|---|
| 特別推薦入試 | 内部進学 | 面接と調査書を総合して選抜 |
| | 指定校推薦入試 | 面接と調査書を総合して選抜 |
| AO 入試 | 一般選抜自己推薦方式 | ボランティア活動等の社会活動、課外活動、生徒会活動等の活動歴や特技を証明する資料・調査書等の書類審査と面接を総合して選抜 |
| | 一般選抜セミナー方式 | セミナー受講後のレポートと調査書等書類審査、面接を総合して選抜 |
| | 社会人(期・ 期) | 小論文・面接・提出書類を総合して選抜 |
| 公募制推薦入試 | 11 月 A 日程 | 国語(現代文)基礎テスト・自己推薦書・調査書を総合して選抜 |
| | 11 月 B 日程 | 国語(現代文)基礎テスト又は小論文・面接・調査書を総合して選抜 |
| | 12 月 日程 | 小論文又は国語(現代文)基礎テスト・面接を総合して選抜 |
| 一般入試 | 前期日程 | 国語・世界史・日本史・数学・英語の中から 2 科目選択。選択した 2 科目のうち、高得点科目を 2 倍に計算し、もう一方の科目の得点と合算して選抜 |
| | 後期日程 | 国語・英語・数学の中から 1 科目選択しその得点により選抜 |
| 大学入試センター試験利用入試 | 前期日程 | 大学入試センター試験教科科目のうち、外国語を必須科目とし、その他の 5 教科から、高得点の 2 科目の合計得点により選抜 |
| | 後期日程 | 大学入試センター試験 6 教科の中から、高得点の 2 科目の合計得点により選抜 |
| 3 年次編入学入試 | 一般 | 小論文・面接を総合して選抜 |
| | 協定校 | 面接と出願書類を総合して選抜 |

< 看護学部看護学科 >

| 入試区分 | | 選抜方法 |
|-----------|-----------|---|
| 特別推薦入試 | 内部進学 | 面接と調査書を総合して選抜 |
| | 指定校推薦入試 | 面接と調査書を総合して選抜 |
| 公募制推薦入試 | 11 月 A 日程 | 国語(現代文)基礎テスト・自己推薦書・調査書を総合して選抜 |
| | 11 月 B 日程 | 国語(現代文)基礎テスト・面接(調査書参考)を総合して選抜 |
| | 12 月 日程 | 国語(現代文)基礎テスト・面接(調査書参考)を総合して選抜 |
| 一般入試 | 前期日程 | 英語・国語から 1 科目、数学・化学・生物から 1 科目の計 2 科目選択。選択した 2 科目の合計得点により選抜 |
| | 後期日程 | 国語・英語・数学の中から 2 科目選択。選択した 2 科目の合計得点により選抜 |
| 3 年次編入学入試 | 一般 | 専門科目・小論文・面接を総合して選抜 |

< 社会福祉学研究科 >

| 入試区分 | 選抜方法 |
|----------|----------------------------|
| 一般入試 | 英語・専門科目・面接（研究計画書参考）を総合して選抜 |
| 社会人入試 | 小論文・面接（研究計画書参考）を総合して選抜 |
| 外国人留学生入試 | 専門科目・面接を総合して選抜 |

入試制度については、入試委員会がそれぞれの入試区分に応じて表 4-1-1 に示す入試方法（選抜方法、試験科目）及び試験日程、会場等を含む制度内容案を策定し、運営委員会、教授会における審議を経て決定する。入試問題の作成は問題作成委員会が担当し、入試の実施については教職員で編成する入試センターが所管している。入学試験実施に際しては、入試実施要領を作成し、注意事項の説明の統一化及び試験担当者の業務分担を行い、全学体制で準備から実施までを行っている。特に試験の当日は試験実施本部を設け、全ての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を保持している。試験実施後の合格者の選抜にあたっては、入試区分ごとに試験結果を踏まえて可否の判定を行っている。

本学の入学定員及び収容定員、在籍学生数及び収容定員超過率は、表 4-1-2 及び表 4-1-3 のとおりである。平成 20(2008)年度の収容定員超過率は、社会福祉学部 1.12 倍、看護学部は、完成年度を迎えておらず在學生は 3 年次生までのため、0.81 倍であった。これに対して、平成 21(2009)年度の収容定員超過率は、社会福祉学部では、1 年次生において開学以来はじめて定員割れした関係で 0.91 倍、看護学部は 1.10 倍となった。

各年次とも大幅な定員超過はなく、適正な教育環境を確保している。本学では少人数教育に力点を置いており、社会福祉学部「演習」、「演習・コミュニティアワー」、「演習」においては 1 クラスあたりの履修者数を 10 人から 15 人程度としている。看護学部「教養ゼミナール」「看護学ゼミナール」「卒業研究」においては 1 クラスあたりの履修者数を 10 人程度としている。また、講義科目においても履修者数に応じた規模の教室運用ができており、社会福祉士国家試験科目は 2 クラスに分けて開講する等、適切な教育環境の確保に努めている。

表 4-1-2 平成 21(2009)年度 入学定員及び収容定員 (人)

| 学部等 | 入学定員 | 3 年次 編入学定員 | 収容定員 |
|----------|------|---------------|-------|
| 社会福祉学部 | 250 | 25 | 1,050 |
| 看護学部 | 80 | 10 | 340 |
| 社会福祉学研究科 | 10 | | 20 |

表 4-1-3 平成 21(2009)年度 在籍学生数及び収容定員超過率

| 学部等 | 在籍学生数(人) | | | | | 定員超過率 (在籍学生総数/収容定員) |
|----------|----------|-----|-----|-----|-----|------------------------|
| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 総数 | |
| 社会福祉学部 | 179 | 246 | 267 | 264 | 956 | 0.91 |
| 看護学部 | 104 | 92 | 97 | 82 | 375 | 1.10 |
| 社会福祉学研究科 | 6 | | | | 6 | 0.30 |

社会福祉学研究科は平成 21(2009)年度設置のため、2年次生は在籍しない。

(2) 4-1 の自己評価

学部・学科及び専攻ごとの教育目的・目標を明確にし、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、進学相談会等で周知徹底していることから、その結果として、受験生がもっているモチベーションの高さや求めている教育と、本学が学生に提供している教育との整合性が図られ、退学率の低さ(平成 20(2008)年度 1.3%)につながっている。社会福祉学部の AO 入試一般選抜自己推薦方式は、「ボランティア活動」や「課外活動(スポーツ、文化活動)」の活動歴等を評価する入試として受験生に周知されており、ボランティア活動の重視は、入学後、本学の地域貢献活動に直結し、平成 20(2008)年度においては社会福祉学部の約半数に近い、47.6%の学生が何らかのボランティア活動に参加していることに表われている。

ただし、事実の説明において記述したように、アドミッションポリシーは「求める学生像」として社会福祉学部の AO 入試においてのみ明示できており、大学、学部・学科、専攻のアドミッションポリシーを明確に定めたのは平成 20(2008)年度である。また、これを直接入試に反映させ得るのは平成 22(2010)年度入試からである。これ以前は、教育目的・目標や人材養成上の目標を示し、それに合致する人材を求めてきた。今後は、今般定めたアドミッションポリシーに沿って入学者選抜を適切に運用していくとともに、アドミッションポリシーの入学者選抜への反映等について、継続的に検討していく必要がある。

入試の実施にあたっては、入試委員会、問題作成委員会、入試センターが連携した実施体制が確立されている。さらに、大学全入時代を迎え、学力・人物両面において優れた学生を集めるために、毎年入試制度の変更を検討している。平成 22(2010)年度においては、看護学部が大学入試センター試験利用入試を導入するとともに社会福祉学部 AO 入試社会人選抜を社会人特別選抜入試に変更し、同様の社会人入試を看護学部にも導入する。

入学定員、収容定員、在籍学生数については、社会福祉系志望者の全国的な減少が続くなかで、社会福祉学部では学生募集のあり方や入学定員の適正規模について検討が求められている。

社会福祉学研究科については、アドミッションポリシーを明確に示すことができていないことから、今後、明確に示す必要がある。

(3) 4 - 1 の改善・向上方策 (将来計画)

学生募集にあたり、学部・学科ごとの教育目的・目標を明確にし、大学案内、ホームページ、進学相談会等で周知徹底してきたが、あらためて大学全体、学部・学科、専攻別にアドミッションポリシーとして提示し、平成 22(2010)年度募集に際しては、入試ガイドや募集要項に明示し、様々な機会を捉えて説明を徹底していくとともに、それに基づく入学者選抜を適切に実施していく。また、アドミッションポリシーの妥当性・適切性について継続して精査していく。

社会福祉学研究科のアドミッションポリシーについては、大学院、研究科の目的や養成する人材像等を踏まえて明確に定め、これに基づく入学者選抜の運用を行う。

入学定員、収容定員、在籍学生数については、社会福祉学部の入学定員の再編を行い、平成 22(2010)年度入試では、社会福祉学部の定員を 50 人減じ、200 人とする予定である。また、3 年次編入学定員を 25 人から 15 人減じ、10 人とする予定である。

また、社会福祉学部の学生募集活動については、平成 20(2008)年 12 月に学生募集検討プロジェクトを立ち上げ、全学的な取り組みを計画し、実施しているところである。これまでは、7 人の地区担当参事を近畿・中国・四国地区に配置し、学生募集の軸として活動を行ってきたが、平成 21(2009)年度から、社会福祉学部のほぼ全教員が分担して高校訪問を行い、本学の教育内容を伝え社会福祉への認識を深めることをめざす。また、特別推薦入試の対象高校に対しては、直接福祉の魅力を高校生に伝える施策を講じることで、志願者の獲得をめざしていく。

4 - 2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

4 - 2 - 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4 - 2 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4 - 2 の事実の説明 (現状)

1) アカデミック・アドバイザー制度

教員が学生とのコミュニケーションを深め、よりよい教育環境を築き、本学の教育目標を達成することを目的とするアカデミック・アドバイザー制度を設け、主に履修科目の指導、学生の生活指導、進路・資格試験に係る相談、休学・退学等の相談、助言を行っている。社会福祉学部のアカデミック・アドバイザーは 1 年次は「演習」、2 年次は「演習・コミュニティアワー」、3 年次は「社会福祉援助技術演習」若しくは「社会福祉特別演習」、4 年次は「演習」の各科目担当者とし、看護学部では 1 年次は「教養ゼミナール」の担当者、2 年次、3 年次は准教授、講師、助教が分担し、4 年次は「卒業研究」の各科目担当者としている。1 教員あたりの担当学生は 10 人から 15 人程度の少人数により指導を行っている。また、「オフィスアワー」を設定し、「教員在館表示システム」により、教員の在館状態を開示し研究室における相談体制を整えている。

2) 学習支援組織

学部、研究科ともに教学課教務係が教育課程の運営やこれに伴う教室・備品等の管理、成績管理等を一元的に担っている。看護学部の教務事務の一部については、看護学部の庶務事務等を所掌する看護学部総括課が担当している。また、社会福祉学部の各種実習の実施にあたっては、実習先との諸調整や実習前、実習中の学生への所要の指導を行うため、総合実習指導室を設置し、学部の教員及び事務職員を配置している。学習支援に係る委員会組織としては、各学部及び研究科の教務委員会が、それぞれの教育課程編成や運営要領の細部、授業科目の教育内容・要領等に関する審議を行い、教授会、研究科委員会に上程し、決定した上で実行している。

3) 学習支援設備

学生の自発的学習を促すために、平日の20時まで、「LL室」「情報処理室」「標本室」「ピアノ練習室」「演習資料室」「学習室(19時半まで)」を開放し、パソコン、英語教材、ピアノ等を自由に使える体制を整えている(授業時間は除く)。特に「情報処理室」では、学生が自由にインターネットにアクセスでき、情報検索だけでなく課題や資料作成、履修登録等ができる環境を整えている。また、補助要員として派遣職員1人が平日の午後(12時から16時)に常駐し、情報処理機器の操作・学習アドバイスを行っている。その他、教員の指導の下、「実習室」を開放し、介護・看護の学習機材を使った実践的な学びと技術の習得を支援している。

4) 学生への情報伝達

平成18(2006)年度より大学から学生への情報伝達システムとして、電子掲示板システム「Synthe Univ」を導入している。これにより、学生が、緊急情報や休講・補講、行事、試験日程、提出物締切日等の情報を学外で閲覧できるようにしている。

5) 導入教育

社会福祉学部では1年次の「演習」、看護学部では1年次の「教養ゼミナール」を導入教育科目として位置づけ、大学における学習方法を身につける。また、入学後のオリエンテーションの一環として、授業や自己の学習における目的に合致した附属図書館、情報処理室の使用法の基礎を学ぶリテラシー教育を実施している。

6) 資格取得支援

社会福祉学部では、社会福祉学の集大成という観点から、「演習」で社会福祉士国家試験対策を側面的に支援している。4年次対象の講義科目としては「キャリアアップ」(平成20(2008)年度履修者(A)235人、(B)39人)、「キャリアアップ」(同履修者230人)を開講し、社会福祉士国家試験及び精神保健福祉士国家試験受験の支援を行っている。また、平成21(2009)年度より1年次対象「フレッシュアップ」、2年次対象「スキルアップ」、3年次対象「チャレンジアップ」を開講する。また、後期には、専任教員による「特別講座」(社会福祉学の基本項目の確認と頻出問題の解説等)を開講している。

看護学部では、各学期のオリエンテーション等を通じて国家試験対策学習の動機づけと自覚高揚に努めている。また、その一環として、1年次から3年次に業者主催の国家試験対策模擬試験を実施している。さらに、3年次対象に看護師・保健師国家試験対策講座を実施している。

上記の国家試験対策を支援するために、大学及び教育後援会（保護者会）では、書籍の購入、模擬試験の実施費用を助成している。

7) 学習支援改善システム

学生への学習支援に対する改善システムとして、每学期全科目を対象に「学生による授業評価調査」を実施し、その集計結果と各担当教員からの「自己点検レポート」をまとめた報告書を作成することを通じ、授業に関する学生の要望・意見を汲み上げている。その他、毎年実施している「学生アンケート」や学生の自治組織である「学友会」が設置している「目安箱」を通じて、学生の自由な意見・要望を広く収集している。これらの学生の要望・意見は、所管の委員会で検討し、大学の諸策に反映させている。

8) その他

その他にも各学期初めの学生オリエンテーションの実施や実習をはじめとする各種ガイダンスを行っている。

社会福祉学研究科の学生については、研究指導教員が個別に履修指導・研究指導を行っている。

(2) 4 - 2 の自己評価

本学の学習支援体制は、概ね整備され、適切に機能している。特に少人数を対象としたアカデミック・アドバイザー制度は、個々の学生に対する具体的な学習支援だけでなく、学習意欲の促進及び阻害要因となる生活全般の変化についても早期把握することが可能であり、教員と学生の関わりの濃密さという点で、本学の大きな特色であると評価している。しかしながら、これらの重層的な支援体制をもってしても、長期欠席者及び学習意欲が極端に低下した学生に対しては、完全に機能しているとは言えない。また、心身上の特別なニーズを持つ要支援学生は顕在化・増加の傾向にあり、専門的支援体制の充実と、個別ニーズに配慮した教育システムの検討が必要となってきた。

さらに、社会福祉・看護を学ぶ者はより幅広い視野を持つことが必要であることから、そのための学習支援システムとして、国際交流や留学制度を整備し、海外の社会福祉・看護現場の視察や、諸外国との多様な交流を通じて、感受性の豊かなこの年齢期に、知識・技能もさることながら思考の幅を広げ、柔軟性ひいては人格形成を含めた教育を展開することが必要である。

また、学生の意見を汲み上げるしくみについては、「学生による授業評価調査」「学生アンケート」「目安箱」として整備されているが、それぞれの結果を協議し、学習支援体制の改善に至るまでの組織的な取り組みについては、まだ検討を要する点がある。また、広く学習ニーズをとらえるため、在学生だけではなく、保護者や卒業生の意見を聞くことも必要と考えている。

(3) 4 - 2 の改善向上・方策（将来計画）

今後もさらに学生の学習ニーズに応えるために、平成 21(2009)年度よりスウェーデンやフィリピンへの海外研修制度を整える等、学習支援を幅広く充実させていく予定

である。

また、学生が長期欠席者となる事態を未然に予防するとともに、学習意欲を向上させるため、面談、保護者との密な連携、学生のニーズに即した指導、学生の欠席状況の把握と情報の共有化、アルバイトを含めた学生生活についての指導等、予防・対応・アフターケアの全学的体制を整備する。

さらに、既存の「学生による授業評価調査」の内容、「学生アンケート」の目的及び内容並びにその結果を早期に学習支援の改善に活かすためのしくみについて見直す。また、今後の学習支援のあり方について、在学生組織である「学友会」のみにとどまらず、卒業生からなる「校友会」、保護者の組織である「教育後援会」とも、積極的に意見交換する公式な場を設ける予定である。

4 - 3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

- 4 - 3 - 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4 - 3 - 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4 - 3 - 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4 - 3 - 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4 - 3 - 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4 - 3 の事実の説明(現状)

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生委員会及び教学課学生係

学生委員会は、社会福祉・看護両学部から選出された教員 11 人、事務職員 3 人の計 14 人で構成されている。月 1 回以上の頻度で委員会を開催し、学生サービス、厚生補導に関する問題について審議を行い、大学生活上の指導及び支援に努めている。その他の主な業務としては、学友会機関への助言を始め、大学祭(汐風祭)、新入生歓迎会(汐桜祭)、学生体育大会、西播磨地区四大学体育大会(姫友戦)等の学生行事の計画・実行に関する指導・助言や、各種奨学生の選考、学生の健康管理、教育後援会に関すること等広範な領域を所管している。

教学課学生係は、学生生活全般の支援業務を遂行するセクションであり、学生の組織である学友会機関(学友会運営委員会、選挙管理委員会、課外活動委員会、大学祭実行委員会、学生ボランティアセンター、障害学生支援センター)との意見交換により、学生の要望を把握し、学生委員会と連携して個々の課題への取り組みや対応を審議した上で学生サービスの改善に努めている。そのほか奨学金関係事務、アルバイト紹介、下宿紹介、学生の生活指導・援助、教育後援会事務局の業務を行っている。

アカデミック・アドバイザーによる対応

概ね 10 人から 15 人程度の学生を単位として、すべての学生にアカデミック・アドバイザーが対応できる体制をとっている。主に履修科目の指導、学生の生活指導、進路・資格試験に係る相談、休学・退学等の相談、助言を行っている。アカデ

ミック・アドバイザーはこれら学生の演習科目等を担当しており、少なくとも週1回以上の頻度で担当学生との交流があるため、生活等について初期段階からの重要な支援に携わることもあり、単に学業面だけでなく、学生生活全般についても少人数制の長所が発揮されている。

2) 学生への経済的支援制度

本学において学生が利用できる経済的支援策には、奨学金制度とその他の制度がある。奨学金制度のうち、本学独自の制度として、「関西福祉大学奨学金」「関西福祉大学特別奨学金」があり、この他に教育後援会の「関西福祉大学教育後援会緊急奨学金」、校友会の「関西福祉大学校友会緊急奨学金」がある。また、平成21(2009)年度より新たに「金光教奨学金」制度を導入した。学外の制度としては、日本学生支援機構の奨学金制度や地方自治体等が独自で運用する奨学金制度がある。

奨学金以外のその他の制度としては、「関西福祉大学学費の収納に関する内規」に基づく、学費等の延納及び分納制度、授業料の減免制度がある。なお、平成22(2010)年度より、本学に兄弟姉妹が在学している者が入学した場合に、入学金の2分の1相当額を奨学金として給付する制度を導入する予定である。

また、一時的に生活資金が必要になったとき、緊急に帰省する必要が生じたとき、課外活動の参加費等に不足が生じたとき、教科書及びこれに準ずる図書・資料の購入費に不足が生じたとき等、本学に在学する学生が一時的又は緊急に資金を必要とする場合の短期貸付金(「汐風基金」)制度を設けている。貸付額は原則として3千円以上5万円以内で設定し、利息は課さない。平成20(2008)年度利用実績は延べ5人であった。

平成20(2008)年度第3四半期より顕在化した不況の影響を受け、経済的困窮に陥る学生は増加傾向にある。なかには自身の生活のみならず世帯の家計のために長時間のアルバイトを余議なくされる学生も散見されるようになっている。そのような学生にとっては、「成績優秀」という各種奨学金制度の利用条件を満たすことが事実上困難となるケースもあることから、平成19(2007)年度より大学独自の「関西福祉大学奨学金」については、学業成績の条件を大幅に緩和している。加えて、学生の経済的支援の観点から、学生生活に支障のないアルバイトの紹介を行い、学生にふさわしい収入が得られ、かつ、社会経験を積み上げられるような配慮をしている。

3) 課外活動支援

本学における課外活動支援は、「1) 学生委員会及び教学課学生係」で記述した学友会及び傘下の各機関が計画・実施する様々な行事等への支援であるということが出来る。学友会の活動全般に関しては、教学課学生係が学生の意見・要望を把握して、学生委員会との連携の下にその実現のための支援を行っている。

学生が恒常的、継続的に活動を行っている機関としては、大学祭実行委員会、課外活動委員会、学生ボランティアセンター、障害学生支援センターが挙げられるが、大学祭実行委員会に対しては、毎年10月に開催する大学祭の計画・実施に関する助言等を行い、開催に当たっては学長以下、大勢の教職員が運営支援に従事する等全学的な支援体制をとっている。

課外活動委員会の下には、公認団体として体育系26、文化系19の部・サークル

がある。課外活動の趣旨は学生の自主性を涵養し、積極的な社会参加を促すという教育的目標を達成することにある。各部・サークルの顧問は、本学教員が務めており、当該部・サークルの趣旨を逸脱することのないよう、適宜の相談・助言を行っている。さらに、学外指導者制度を設け、専門的見地から適切な指導を行うために体制を整備している。また、課外活動団体が公式大会での顕著な成績を上げたときには、活動支援を目的に激励金を支給するほか、地域への貢献が顕著であると認められる文化活動に対してこれを表彰する等、学生の自主活動を積極的に評価する姿勢で対応している。

学生ボランティアセンターは、学外からのボランティア依頼を受け付け、学生に広く紹介し、派遣をしている機関である。同センターに対しては、支援要請を行ってきた部外の福祉施設等との連絡・調整に関する助言等を行っている。

障害学生支援センターは、特別なニーズをもつ学生に対する学生生活上の支援に関する事項、教学に関する事項、支援学生(ボランティア学生)の募集・研修に関する事項、受け入れにともなう施設設備に関する事項等を協議する機関である。障害学生に対する支援に従事した学生に係る有償ボランティア制度を導入しているが、支援に対する報酬については大学が予算措置を行い経費的な面での支援を行っている。

また、これ以外にも学生の発案による自発的なボランティア活動をはじめとする社会貢献活動等について、教員による指導・助言を行う等、広範な支援を実施している。

なお、本学の課外活動団体の特色としては、地域貢献・福祉活動に携わる団体比率の高さ(文化系 19 団体の内 11 団体)が挙げられる。これらの活動は、上記趣旨を第一義とするものの、その効果が学外の地域住民・団体にも及ぶなど開かれた活動となっており、公私協力方式により設置された本学の地域拠点化に寄与するところが大きい。

4) 健康相談、心的支援、生活相談等の体制

保健室

保健室には本学の専任職員である看護師が常駐し、来室者への対応を行っている。また、保健室が主体となって、以下の事業等を実施している。

ア) 健康診断

毎年4月に学内で実施し、平成20(2008)年度の受診率は99.3%であった。健診後の有所見者は肥満、低体重者がそれぞれ在籍学生の1割前後となっており、当該有所見者を対象に、学校医や看護師による生活・健康指導を行っている。また、要精検者には専門機関を紹介し、疾患の早期発見や生活習慣病等への早期対応を図るとともに、生活改善等の健康教育を行っている。加えて、健康診断結果を受けて、「健康診断個人票」「健康診断証明書」を発行している。

イ) 健康相談・応急処置

看護師による学生の健康相談(健診事後措置含む)や応急処置を行っている。また、学校医による健康相談を月1回実施し、必要に応じて専門機関の紹介を行っている。平成19(2007)年度より、インフルエンザ予防接種を学内において実

施し、平成 20(2008)年度は 230 人が接種した。保健室の利用者は延べ 1,615 人(平成 19(2007)年度は延べ 1,595 人)であり、増加傾向にある。保健室にて受けた相談のうち、メンタルヘルスに関するものについては、学生の同意のもと、プライバシーに最大限配慮しつつ、学生相談室、アカデミック・アドバイザーとの連携を図りながら対応している。

ウ) 健康教育

平成 19(2007)年度には、麻疹の流行がみられたため、実習参加者については麻疹抗体価検査を受診させ、抗体の不足している学生にはワクチン接種を行うよう指導をして免疫力をつけている。学内での感染予防対策として、掲示での注意喚起のほか、授業でも感染予防を呼びかけるとともに、感染者が発生した場合の危機管理体制を整備している。また、平成 19(2007)年度は消防署による AED(自動体外式除細動器)を使用した救急救命法の講習会を実施し、この講習を受けた学内教員が救急救命に関する講義を 1 年次生に対して行う等、全学への広がりをめざした健康教育を展開している。このほか、喫煙・飲酒・大麻等の健康被害について、学生オリエンテーションやポスター掲示等での啓発に努めている。

学生相談室

学生相談室(附属地域センター1階)は、心身不調や対人関係、修業や進路選択等で心理的に悩んでいる学生に対する専門性の高い支援部署であり、原則として授業期間中の月曜日から金曜日まで週 5 日(1 日 3 時間から 6 時間)、臨床心理士を含む専任教員 7 人が相談員として、学内各部署や教員との連携をとりながら、学生の学業、進路、人間関係、性格等の心理面への支援を行っている。

利用状況は、平成 20(2008)年度は延べ 293 件であり、平成 19(2007)年度延べ 258 件から増加傾向にある。その重要性は年を追って増してきている。

また、平成 19(2007)年度の課題であった相談受付用専用電話の設置を行った。

5) 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるしくみ

学生の意見等を汲み上げるしくみとしては、上記アカデミック・アドバイザーとの交流やオフィスアワーの利用、「学生アンケート」「目安箱」等による個人単位での意見聴取に加え、学友会機関との意見交換を通じた聴取に努めている。汲み上げた学生の意見等は学生委員会と教学課学生係が連携して取りまとめ、意見等の内容を所管する事務局の部署や委員会と協議の上、対応について学生に告知している。

6) その他の学生支援

教育研究活動上の傷害に備え、学生教育研究災害傷害保険に全員加入している。

学生からの願い出による講義室・演習室の開放や、課外活動で必要な場合の体育館、厚生棟、教室の使用延長許可を行う等、学生の施設利用に柔軟に対応している。

学内には福利厚生施設として、食堂、売店、喫茶「ライム」を置いている。なお、喫茶「ライム」は、本来的には知的障害者の社会参加の場を提供することを目的として(福)緑樹会が設置し運営しているが、副次的効果として、学生と障

害者の相互理解の場としても機能している。

学生ホール、附属図書館周辺の中庭、テラスをはじめ、多くの「憩い・交流の場」を設けている。なお、日々の清掃は業者により行い、学内は常に清潔で整理整頓された状態にあり、同時に、通路や非常口の安全確保には万全を期している。

(2) 4 - 3 の自己評価

- 1) アカデミック・アドバイザーを学生対応に係る初期段階における重要な役割を担う指導者として位置づけ、併せて学生委員会及び教学課学生係による対応を行う等、本学においては組織的かつ重層的な支援体制が整備され、適切に機能しているものと評価している。特に少人数を単位としたアカデミック・アドバイザーは実質的に機能しており、早期発見・早期対応が遅れたことに派生すると思われる各般の問題の未然防止に資するところ大であると考えている。

今後の課題について、昨今の大麻問題に象徴されるように、犯罪との距離感が急速に失われつつあること、また、不況が長引いた場合の経済的困窮等、かつては考えられなかった問題や、本人の責に帰すことのできない周辺環境の変動による問題等、本学の重層的な支援体制をもってしても対応困難な事例が発生・増加することも想定され、現行の支援体制の抜本的な見直しを視野に入れた検討が必要となっている。

- 2) 学外・学内の経済的支援制度は有効に機能しており、また、学費延納・分納制度の運用により、失業等による家計の経済状況の急激な変化にも対応できているものと評価している。

今後の課題であるが、学生の本分を超える負担（世帯の支援）を抱える学生への対応や、複数の債務を抱える学生（世帯）への奨学金制度適用時の将来的な問題について、より長期的な視野から対応する必要性が高まっており、短期・中長期的な審査及び相談体制の構築が必要と考えている。

- 3) 学生の課外活動は概ね堅調であり、特に文化部を中心とする地域活動・福祉活動は地域住民に対しても良好な影響を及ぼす等、本学としても高く評価している。これを経費面・環境面等で支援するため、平成 20(2008)年度にはグラウンド西面に防球ネットを設置し、また、体育館には空調機器を整備したほか、体育館・厚生棟の利用時間の延長措置（施錠を 21 時から 22 時に変更）等の事業を実施した。

今後の課題についてであるが、地域社会の変容に伴い、地域からの本学学生による福祉活動に対する要請が増加しつつあり、学生の本分である学業と学生の地域貢献に対する要望への対応の両立をいかに図っていくか、同時に学外活動の増加に対する事故リスクを回避するための対応が必要と考えている。

- 4) 保健室の利用者が増加傾向にあることは、心身面に不安を抱える学生の増加の結果であるとともに、保健室来訪に対する意識面での障壁の低下であり、保健室の存在・機能の普及の結果であると考えられる。前述のアカデミック・アドバイザーによる相談支援を含め、健康管理等においても重層的な支援環境が構築されているものと評価している。

今後の課題であるが、保健室・学生相談室の設備面での充実が挙げられる。学

生からの相談内容の変化と相談件数の増加に対し、来訪者のプライバシーへの配慮と即時の対応とを両立し得る環境整備が必要と考えている。

- 5) 学生からの意見の汲み上げについては、社会福祉学部と看護学部の両学部棟に設置した「目安箱」に投函された学生の意見・要望を学友会が集約し、学生係へ提出している。その対応については、学生委員会をはじめとする関係部署で検討した後、学生係が全学生に掲示で周知するとともに、学友会に対し、口頭で説明する等して回答している。このほか前述のとおり、授業評価に対する教員コメントの公開等、一定の成果が上がっている。

今後の課題であるが、双方向性の一層の確立と、より積極的な意見聴取のための取り組みの展開が挙げられる。アカデミック・アドバイザーを通じた意見交換には一定の成果が認められるものの、対人面接形式による意見聴取には限界がある。加えて、目安箱はあくまでも受動的なしくみであるため、潜在する意見や当該投書形式にためらいを感じる学生にとって必ずしも有効とは限らないと考えている。

- 6) 障害学生の支援については、障害学生支援センターをサポートするという形で取り組んでいる。具体的には、肢体不自由のため支援を必要とする科目等履修生2人に対して、障害学生支援センターによるノートテイク、教室移動時の補助が円滑に実施されており、そのうちの1人については、本人と授業課との連携により、車いすからの移乗及び排泄介助等が円滑に行われ、概ね良好に機能している。

今後の課題であるが、教育全体の流れが特殊教育から特別支援教育へと移行していることを踏まえ、本学においても身体障害だけでなく、発達障害を有する学生が増加することが考えられる。大学・在学生が一体となってこれら障害を有する者の就学支援を検討する必要があると考えている。

(3) 4 - 3の改善・向上策(将来計画)

- 1) 学生サービスの体制として、短期的には、現行のアカデミック・アドバイザーを学生対応に係る初期段階における重要な役割を担う指導者とし、重層的な支援体制を維持しつつ、さらに学生の資質を伸ばすためにアカデミック・アドバイザーを支える組織の構築に取り組む。長期的には学内及び保護者だけでなく、地域の関係機関等とも広く連携し、横への広がりを持たせた支援体制の構築をめざす。
- 2) 学外奨学金制度の活用を基本としつつ、これを補完するための学内奨学金制度及び授業料減免制度をより弾力的に活用していく。さらには、プライバシーに配慮しつつ、かつ相談に訪れた学生に心理的負担や不安を与えないよう最大限に配慮しながら、多重債務に陥ることのないよう、奨学金・授業料減免制度適用の是非だけではない総合的な経済支援のための相談を行い得る体制を整備していく。
- 3) 課外活動については従来と同様の支援を行うほか、地域からの支援要請については、顧問による技術的助言とともに、事故等に対する保険適用範囲の拡大(活動範囲拡大に対応)について柔軟に対応する等、課外活動の趣旨に沿った支援策を展開していく。
- 4) 保健室・学生相談室の環境整備の検討に着手するとともに、専門的知見を有す

る本学教員の有効活用に向け、教育課程編成時においても当該相談支援体制を視野に入れた編成に努める。具体的には臨床心理士の配置を予定している。

- 5) パソコン・モバイル端末を通じた意見聴取のしくみ、アカデミック・アドバイザーを通じて得られた情報等が確実に伝搬するしくみ等、医療機関や福祉施設において取り組まれているヒヤリ・ハット事例対応マニュアルや苦情対応マニュアル等を参考にした体制の検討を行う。
- 6) 障害の有無だけでなく、広くインクルージョンの理念に基づき、どんな学生に対してもその特性に合わせて枠組みを構築するという姿勢を学内において共有しうる機会を設け、これを継続的に実施していくとともに、教職員・学生、さらには地域とも連携した学生の地域生活支援に向けた検討を行っていく。

4 - 4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること

- 4 - 4 - 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4 - 4 - キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4 - 4 の事実の説明(現状)

1) 就職・進学支援等の体制

就職・進学支援等の体制としては、1年次から4年次までのアカデミック・アドバイザー及びキャリア開発室職員が相互に連携しながら、学生個人への相談、助言にあたっている。特に3年次から4年次には、アカデミック・アドバイザーとの連携を密にし、学生の求職情報の共有、就職活動状況の相互把握、ガイダンス・セミナー参加実績の共有を行い、学生一人ひとりの動向をできるだけ把握しながら、支援を実施している。

支援体制としては、就職委員会(社会福祉学部)、進路・国試委員会(看護学部)において就職・進学支援等に関する事項についての審議を行い、キャリア開発室・教学課・附属地域センターがガイダンス、セミナー、資格関連講座、インターンシップ等の事業の実施にあたっている。

キャリア開発室では、相談サービスをより充実させるため、平成21(2009)年2月に「就職面談システム」の導入を行い、相談者のプロフィールや相談記録を把握しながら相談を実施している。平成20(2008)年度(9月から3月)の就職相談件数は延べ799件であった。

相談業務以外には、ガイダンス、マナー講座、就職分野別のセミナー等の開催、模擬面接(平成20(2008)年度85件)、履歴書添削(同407件)、求人先開拓、求人情報の公開、事業所情報の公開等を実施している。求人情報については、学生が自宅等で閲覧・検索できるよう平成21(2009)年3月にウェブ検索システム「キャリアナビ」(ユニキャリア)を導入した。

Uターン就職支援としては、地区担当参事を近畿・中国・四国地区に7人配置し、事業所開拓や学生への情報提供等を行っている。毎年、福祉・医療関係の就職活動が始まる6月頃に地域別に学生との個別面談会を実施して、Uターン就職を支援している。

2) 就職・キャリア支援事業

福祉・医療・企業・公的機関等幅広い就職分野を希望する学生に対応して、各分野の進路指導や情報提供等を実施している。福祉・医療分野を中心とした従来の就職支援に加えて、早期に始まる企業への就職支援に対応したプログラムも実施し、多様化する学生のニーズに応えている。

各種ガイダンス・セミナー

1年次から3年次前期の学生対象のガイダンスにおいては、大学生活における目標設定やキャリア・職業選択に関する講演、適性診断テスト、各分野へ就職した卒業生の講演等を含むキャリア支援プログラムを展開している。その後、就職希望学生を対象に3年次の後期から、まず自己分析講座を実施して職業選択についての意識づけを行い、4年次の前期までの1年間に履歴書・エントリーシートの書き方講座や面接講座、論作文講座等の就職試験対策プログラムを実施し、就職試験に対するスキルを身につけるよう指導している。

また、社会福祉学部では企業への就職希望者の増加に伴い、就職活動時期や活動方法が異なる企業と福祉・医療分野を分けて就職支援セミナーを開催している。さらに、このセミナーで学生を少人数グループに分け、グループごとに面接体験や新聞記事を題材にしたディスカッション、就職情報提供や情報検索方法の指導等を実施している。企業就職支援セミナーにおいては、企業について学ぶ機会の少ない本学学生が企業活動について学べるように「企業を学び就職活動に活かす」というテーマで講演会を3回実施し、経営者による企業活動の説明や、企業情報に関する専門家による企業情報の見方等の情報提供を行い、学生のニーズに積極的に対応している。

看護学部では、3年次において「看護師・保健師をめざす学生へのメッセージ」として、現役の看護師・保健師による講演を3回シリーズで実施し、学生の就職やキャリアに対する意識を高めている。

なお、平成20(2008)年度の各種ガイダンス・セミナーへの参加状況は表4-4-1に示すとおりである。

表 4-1-1 平成 20(2008)年度各種ガイダンスへの参加状況

| | 年次 | ガイダンス名 | 回数 | 平均出席率 |
|--------------|-----|--------------|-------|-------|
| 社会福祉学部 | 1年次 | キャリア・ガイダンス | 2回 | 84.9% |
| | 2年次 | キャリア・ガイダンス | 2回 | 80.6% |
| | 3年次 | 就職ガイダンス | 8回 | 62.6% |
| | | 福祉医療就職支援セミナー | 3回 | 27.8% |
| | | 企業就職支援セミナー | 7回 | 16.2% |
| | 4年次 | 就職ガイダンス | 3回 | 46.8% |
| 福祉医療就職支援セミナー | | 5回 | 26.9% | |
| 看護学部 | 1年次 | キャリア・ガイダンス | 1回 | - |
| | 2年次 | キャリア・ガイダンス | 1回 | - |
| | 3年次 | 就職ガイダンス | 6回 | 65.1% |

マナー講座

対人サービスに携わる人材を養成する本学では、就職活動以外に、各種の現場実習、地域で調査を実施する授業、ボランティア等地域住民との接触が多いため、コミュニケーションの基本となるマナー教育を1年次、3年次を対象に実施している。内容は、なぜマナーが必要なのかという意識づけ、敬語や立ち振る舞い、電話の受け答え等で、体験型で学習し、実習、就職活動における接遇等に役立てるよう指導している。

卒業生との相談会

社会福祉学部では、福祉医療分野、企業分野について卒業生を招聘し、就職活動を始める3年次生との相談会を開催している。卒業生との接触による異なった価値を持つ卒業生とのコミュニケーション体験と同時に、仕事内容、就職活動の取り組み等の情報収集を行うことにより、学生の就職活動がスムーズに行われるように支援している。平成20年(2008)年度は1回実施、参加者は32人であった。

社会福祉士国家試験対策講義科目開講

平成19(2007)年度より4年次対象の講義科目を開講しており、平成21(2009)年度からは1年次から3年次においても各年次別に講義科目を開講している。

1年次対象「フレッシュアップ (A)」、「フレッシュアップ (B)」各2単位

2年次対象「スキルアップ (A)」、「スキルアップ (B)」各2単位

3年次対象「チャレンジアップ (A)」、「チャレンジアップ (B)」各2単位

4年次対象「キャリアアップ (A)」2単位(平成20(2008)年度履修者235人)

「キャリアアップ (B)」2単位(同履修者39人)

「キャリアアップ 」2単位(同履修者230人)

資格試験講座

ア) 社会福祉士国家試験対策講座(ポイント講座、特別講座、外部委託講座)

イ) 看護師・保健師国家試験対策講座

ウ) 訪問介護員養成研修(2級課程)・視覚障害者移動介護従業者養成研修課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

就職試験対策講座 (()内は平成 20(2008)年度の受講者実績)

ア) 公務員試験対策講座 (延べ 69 人)

イ) 一般企業への就職試験対策として SPI 対策講座 (18 人)

模擬試験 (()内は平成 20(2008)年度の受講者実績)

ア) 社会福祉士国家試験模擬試験(1 回 167 人、2 回 126 人、3 回 216 人、4 回 220 人)

イ) 看護師国家試験模擬試験(1 回 81 人、2 回 79 人)

ウ) 保健師国家試験模擬試験(1 回 81 人)

インターンシップ

本学では学生の職業意識を高めることを目的に、地元自治体である兵庫県赤穂市においてインターンシップを実施している。平成 20(2008)年度の参加者は 2 人であり、参加学生の職業意識を高めることにつながっている。

(2) 4 - 4 の自己評価

学生の相談体制をより充実させるため、キャリア開発室において、新たに「就職面談システム」を平成 21(2009)年 2 月に導入した。これにより、学生のプロフィール・過去の相談履歴や内容をコンピュータ上で把握しながら対応できるようになり、一貫した指導ができるようになった。

ガイダンス等においては、1 年次からのキャリア形成に関連した講演、2 年次からの就職活動に必要なスキルを身につけるための各種講座、3 年次を対象とした適性診断テスト、分野別就職支援セミナー、4 年次内定者との就職相談会や、個人、集団、グループ・ディスカッションの模擬面接等の取り組みを実施し、開学以来、高い就職率を維持している。

キャリア支援に関しては、マナー講座、適性診断テストのほか、卒業生との就職・仕事に関する懇談会を実施している。また、本学では 4 年次生が 3 年次生へ助言したり、逆に相談をしたりする機会を作るため、平成 20(2008)年度より就職活動に取り組む直前の学生を対象に、「就活しゃべり場」という就職活動を終えた 4 年次生との交流プログラムを実施し、就職に対する不安を和らげたり、職業に対する視野を広げられるよう支援している。

(3) 4 - 4 の改善・向上方策(将来計画)

キャリア教育とその支援体制については、平成 21(2009)年度当初に発足したキャリア教育検討プロジェクトが平成 22(2010)年度導入に向けてキャリア教育の内容及び実施・支援体制等について議論を行い、授業で行うキャリア教育と課外で行うキャリア支援の内容を有機的に連携させるよう体系化を進めていく。

また 4 年次生による 3 年次生への助言等の機会を提供するための懇談会等、コミュニケーション・プログラムの開催回数を増やす予定である。

就職支援としては、平成 20(2008)年 3 月に求人情報のウェブ検索システム「キャリアナビ」を導入しており、学生がこのシステムをスムーズに利用できるようガイダンスを通じて PR・指導していく。

インターンシップについては、キャリア開発室が経営者協会や民間企業が主催する

インターンシップ事業を紹介し、学生の選択肢を広げる。

【基準4の自己評価】

- 1) 受験生に対して、学部・学科及び専攻ごとの教育目的、目標を明確にし、大学案内、ホームページ、進学相談会等で周知徹底している。また、入試の実施にあたっては、入試委員会、問題作成委員会、入試センターが連携して適切に運用できるよう努めている。さらに、新たにアドミッションポリシーを定めたことにより、これを明確に示すとともに、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を適切に実施する体制が整ったと言える。ただし、社会福祉学部において、本年度の入学生が開学以来初めて入学定員を割り込んだことを重く受け止め、定員削減による定員充足率の向上、定員割れの回避を図るとともに、より積極的な志願者、入学者の獲得のための施策を展開する必要がある。
- 2) 本学の学習支援体制は、少人数を対象としたアカデミック・アドバイザー制度を中心として、学生委員会、学生相談室等によって重層的に構築される等、適切に機能している。しかしながら、心身上の特別なニーズを持つ要支援学生は顕在化・増加の傾向にあり、長期欠席者及び学習意欲の極端に低下した学生に対しての専門的支援体制の充実と、個別ニーズに配慮した教育システムの検討が必要となってきた。
- 3) 学外・学内の経済的支援制度は有効に機能しており、失業等による家計の経済状況の急激な変化にも対応するよう努めている。今後は、複数の債務を抱える学生(世帯)等への短期・中長期的な審査及び相談体制の構築が課題である。
- 4) 学生の課外活動への支援についても経費面・環境面等において適切に支援している。
- 5) 学生の声をより積極的に汲み上げるために、アカデミック・アドバイザー制度、学生による授業評価調査、目安箱等は、教育及び学生生活の改善に一定の成果を上げている。
- 6) 本学の就職指導はキャリア開発室を中心として組織的に行われており、開学以来、高い就職内定率を維持している。また、学生のプロフィール・過去の相談履歴や内容をコンピュータ上で把握しながら対応できる「就職面談システム」を導入したことにより、学生の相談体制はより充実したものとなっている。

【基準4の改善・向上方策(将来計画)】

- 1) アドミッションポリシーについて、入試ガイドや募集要項に明示し優れた学生の確保に努め、その内容を継続して精査していく。また、教育にふさわしい環境の確保のための入学定員、収容定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数の適切な管理という点では、入学定員を充足する入学者の獲得が非常に困難な状況にある。このため、入学定員の削減に併せて、学生募集に係る重点施策の展開や平成20(2008)年度に立ち上げた学生募集プロジェクトを中心とする全学的な取り組みを通して、入学定員を上回る入学者の安定的な確保を追求し、その上で定員管理や授業を行う学生数を適切に管理していく。並行して、社会や学習者のニーズ等を踏まえた学部・

学科の改組に係る検討を行う。

- 2) 海外の社会福祉・看護現場の視察や、諸外国との多様な交流を通じて、感受性の豊かなこの年齢期に、思考の幅を広げ、知識・技能もさることながら、その柔軟性ひいては人格形成を含めた教育を展開することをめざす。
- 3) 長期欠席者となる事態を未然に防止するとともに、学習意欲を向上させるため、面談、保護者との密な連携、学生のニーズに即した指導、学生の欠席状況の把握と情報の共有化、アルバイトを含めた学生生活についての指導等、予防・対応・アフターケアの全学的体制を整備する。
- 4) 学生の声をより積極的に汲み上げるために、現行のさまざまな制度（アカデミック・アドバイザー制度、学生による授業評価調査、目安箱等）の改善に取り組むとともに、学生生活全般（学業、課外活動、アルバイト等）を指導できる環境づくりに取り組む。
- 5) 就職支援としては、求人情報のウェブ検索システム等を学生がスムーズに利用できるよう、PR・指導する。また、インターンシップについては、経営者協会や民間企業が主催するインターンシップ事業を紹介し、学生の選択肢を広げる。
- 6) キャリア教育の内容及び実施・支援体制等については、キャリア教育検討プロジェクトを中心に、授業で行うキャリア教育と課外で行うキャリア支援の内容を有機的に連携させるよう体系化を進めていく。

基準 5 教員（教育研究活動、教員人事の方策、FD（Faculty Development）等）

5 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

5 - 1 - 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5 - 1 - 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

（1）5 - 1 の事実の説明（現状）

本学の専任教員数は、表 5-1-1 に示すとおり、社会福祉学部 41 人、看護学部 25 人で組織され、助教以上が 66 人であり、大学設置基準上必要な数を満たしている。しかし、必要専任教員数のうち、教授数については 1 人不足している。

看護学部は、平成 21(2009)年度に完成年度を迎えたが、概ね計画どおりの教員配置を行っている。また、平成 21(2009)年度に設置した社会福祉学研究科においても、教育目的を実現するため、必要かつ十分な分野の教員を配置している。

社会福祉学部の専任教員と兼任教員の構成は、専任教員 41 人に対して、兼任教員 55 人で、兼任教員の依存率は 57.3%となっている。看護学部では、専任教員 25 人、兼任教員 49 人で、依存率 66.2%となっている。

各学部の教員組織の職位別、年齢構成はデータ編表 5-2 に示すとおりである。社会福祉学部の教授職の年齢構成がやや高めであるということ以外両学部とも偏りはない。

専門分野等のバランスについて、社会福祉学部においては、社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程の専任教員を全専任教員 41 人に対して 21 人配置し、その他の資格・免許課程についてもそれぞれ必要な分野の専任教員を配置している。看護学部は全専任教員 25 人のうち 24 人が看護の各領域の専任教員である。このように両学部とも学部の教育課程を遂行するために必要な専門分野の教員を配置している。

また、豊かな人間性の涵養に必要な教養科目担当教員を大学全体として 12 人配置しており、各学部の専門分野、教養分野の両方について必要な教員を適切に配置している。

表 5-1-1 教員数

(人)

| 学部 | 専任教員数 | | | | | 基準 教員数 | 兼任教員 |
|----------------------|-------|-----|----|----|----|-----------|------|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 | | |
| 社会福祉学部 | 14 | 15 | 9 | 3 | 41 | 16 | 55 |
| 看護学部 | 8 | 4 | 7 | 6 | 25 | 12 | 49 |
| 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 | | | | | | 17 | |
| 計 | 22 | 19 | 16 | 9 | 66 | 45 | 104 |

学長は授業担当をしていないため、専任教員数に含めない。

（2）5 - 1 の自己評価

学部の種類、規模に応じた専任教員数と大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合わせた必要専任教員数は充足しているが、教授数は 1 人不足しており、充足

する必要がある。両学部とも、設置基準を超える専任教員数を配置するとともに、必要に応じて兼任教員を配置し、学部の教育目標に沿った教養教育と専門教育を実施している。社会福祉学部では、平成 21(2009)年度より新しい教育課程への移行に伴い、新規科目の担当者については当該科目の内容と専門性の合致に十分留意した選定を行い、さらに社会福祉士・精神保健福祉士国家試験科目や社会福祉関連の演習・実習・実習指導科目においても、専任教員で担当できるように配置した。看護学部においても、主要な看護専門科目には専任教員を配置している。教員の年齢・専門分野の構成は概ねバランスがとれている。

(3) 5 - 1 の改善・向上方策 (将来計画)

必要専任教員数の教授の 1 人不足に関して、早期に改善するよう当年度中に人事手続を行い、設置基準上必要とされる人数を充足させていく。

5 - 2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5 - 2 の事実の説明 (現状)

教員の採用・昇任は、選考の根本基準(人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績)並びに、教授、准教授、講師、助教、助手の資格審査基準を明示した「関西福祉大学教員選考規程」(以下、「教員選考規程」という。)及び「関西福祉大学教員選考手続に関する内規」(以下、「教員選考手続に関する内規」という。)に基づいて行っている。

採用に関しては、学部、学科、職位、担当分野、担当科目、任期を明示した公募を原則としている。選考にあたっては、まず、選考委員会が論文査読と面接により、研究・教育業績、教授能力、人格等についての審査を行い、学内候補者を決定する。その結果は、教授会で報告され、学長の推薦により理事長が承認する。なお、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、「関西福祉大学教育職員の任期に関する規程」を定め、教員の流動性を高め、教育研究の活性化を図り、適切な教育研究を維持するために講師・助教・助手については任期制を導入している。

昇任に関しては、「教員選考規程」及び「教員選考手続に関する内規」に基づいて、採用と同様に選考委員会が審査を行う。平成 19(2007)年度から任期付の教員の再任についても、また兼任教員の新規採用に関しても準用している。

(2) 5 - 2 の自己評価

採用、昇任の方針及び手続は規程で明示されている。しかし、実際の運用の場面においては、現行の「教員選考規程」では厳格に対応できていなかったため、実施に向け、内規や基準の充実化に取り組んでいる。採用にあたっては退職者の補充人事に留まることなく、大学の将来計画に立脚した中長期的な教員採用方針を確立することが必要である。

(3) 5 - 2 の改善・向上方針 (将来計画)

教員の採用、昇任、任期付教員の再任をより明確なものとするために、運用上の基準を設け、それぞれに評価項目を設定している。また、これらを客観的に適用するため、その数値化を行っている。この基準については、正式な規程として位置づけ、現行諸規程と併せて厳正に運用していく。それによって、教員の教育及び研究の質を確保するとともに、大学運営への積極的な参画、地域・社会活動の貢献を促進させ、大学の活性化を図っていく。

また、平成 21(2009)年度を起点とする大学の中期(5ヶ年)計画における、教育改革、学部・学科改組(定員の削減等を含む)を踏まえ、教員に係る中期的な人事計画を策定し、教育研究上必要な担当分野や適切な人員を確保していく。教員の採用にあたっては、公募制を原則とし、優れた人材を広く求めていく。さらに、財政計画等の諸計画との整合性に留意した基本方針を定め、これらに基づいて、具体的な計画を策定し、「教員選考規程」を遵守する方針を保持していく。

5 - 3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

5 - 3 - 教員研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5 - 3 - 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

5 - 3 - 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5 - 3 の事実の説明 (現状)

平成 20(2008)年度の授業担当時間をコマ数で表したものがデータ編表 5-3 である。授業時間 90 分、半期 15 週の授業を 1 コマとし、1 週当たりの担当授業時間数を表したものである。本学の授業担当基準時間は、「関西福祉大学就業規則」第 38 条において、各学期 1 週間当たり 6 コマとしている。

専任教員の前期・後期の授業担当コマ数の平均値の区分を示したものが表 5-3-1 である。社会福祉学部では、基準コマ数である 6 コマ以上の教員の割合が 43.9%に達しており、教員の負担が重くなっている。ただし、コマ数の超過に対しては、「関西福祉大学持時間超過手当の支給に係る運用業務要項」に基づき持時間超過手当が支給されている。看護学部では、全員が基準以下のコマ数である。なお、学部長等の役職者については、持コマ数の軽減措置を講じている。

表 5-3-1 専任教員の授業担当コマ数 (人)

| コマ数 | 社会福祉学部 | | | | | 看護学部 | | | | | 合計 |
|------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 小計 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 小計 | |
| 6.0 コマ 以上 (6.0 コマ含まない) | 3 | 8 | 7 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| 6.0 コマ 以下 | 11 | 7 | 2 | 3 | 23 | 8 | 4 | 7 | 6 | 25 | 48 |
| 合計 | 14 | 15 | 9 | 3 | 41 | 8 | 4 | 7 | 6 | 25 | 66 |
| 平均 コマ数 | 4.9 | 6.3 | 6.6 | 5.4 | 5.8 | 4.0 | 2.6 | 2.8 | 1.2 | 2.8 | 4.7 |

演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目についての指導体制について、いわゆるゼミとしての演習に関しては社会福祉学部の全年次及び看護学部の1年次、2年次及び4年次で開講している。1クラスあたり約10人から15人で編成し、原則として専任教員が各演習クラスを担当している。また、演習形態の他の授業に関しては専任教員、兼任教員を適切に配置している。

実習について、社会福祉学部においては、学内で実施する実習指導と実習のクラスを編成し、各クラスに社会福祉系専任教員を配置し、指導を行っている。また、学外の実習施設における実習期間中については総合実習指導室に配置されている社会福祉系教員が中心となって各実習先を巡回し、実習状況の確認及び所要の指導を実施している。看護学部においては、医療・保健機関等における実習を行っているが、各所に約5人から6人を配置し、各現場の臨床指導者と教員が連携して指導を行っている。

実験を行う科目については、例えば、社会福祉学部の「心理学基礎実験」の場合、専任教員2人及び兼任教員1人を担当者として配置し、まず全体(約50人)に対して実験・調査等に係る指導を一斉に行い、その後2人から15人程度の小集団に分かれて実験・調査を行っているが、その際には既述の3人の教員が各グループの活動に適宜参加し、指導を行っている。この他の科目についても適切な教員を配置し、指導を実施している。

社会福祉学部では、教員の教育研究活動を支援するためのTA(Teaching Assistant)等に関する制度は導入していないが、大学院の開設に伴い、その導入を検討する。

看護学部については、助手6人を配置し、各分野における演習・実習・実技における補助にあたっている。

教員の教育研究活動のための年間の個人研究費は表5-3-2に示すとおりである。講師以上60万円、助教40万円、助手36万5千円を予算計上している。内訳の区分を設けているが、50%を限度として費目の変更を認めている。

表 5-3-2 教員個人研究費及びその内訳 (単位：千円)

| | 予算計上額 | 内 訳 | | |
|-----|-------|-----|---------|-------|
| | | 図書 | 備品・消耗費他 | 学会出張費 |
| 教授 | 600 | 120 | 280 | 200 |
| 准教授 | 600 | 120 | 280 | 200 |
| 講師 | 600 | 120 | 280 | 200 |
| 助教 | 400 | 100 | 150 | 150 |
| 助手 | 365 | 65 | 150 | 150 |

平成 21(2009)年度の科学研究費補助金の申請件数は 9 件あり、うち 5 件が採択されている。事務分掌は総務課が担当している。学内研究奨励金制度として、知の拠点としての地域貢献を目的として設置している本学の地域社会福祉政策研究所が、その目的を達成するための研究助成を行っており、平成 21(2009)年度はプロジェクトに対して総額約 260 万円を予算計上している。

(2) 5 - 3 の自己評価

教育の授業担当コマ数は基準(6コマ)を超える割合が全体で 27.3%であり、看護学部と比べ社会福祉学部ではその割合が高くなっているが、持時間超過手当の支給及び役職者に対するコマ数軽減措置を講じている。

さらに両学部とも実習及び実習指導、委員会活動等を総合すると、教員の負担が大きくなっていることは否めない。

教員の個人研究費については、講師以上 60 万円、助教 40 万円、助手 36 万 5 千円を予算計上しており、適切に配分している。しかし、今後は、先進的な教育・研究活動に対して重点的に予算を配分することも考慮しなければならない。

(3) 5 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

教員の授業担当コマ数とその他の学内業務が教育・研究環境に影響を与えていないかどうかを点検する必要がある。特に教育課程の効果的なスリム化、委員会活動の効率化、社会福祉学部の実習担当者の負担減を中心にその改善に取り組む。

TA 制度の導入については、社会福祉学部と社会福祉学研究科との調整により、導入の検討を進めていく。教育研究費について、個人研究費の先進的な教育・研究活動に対する重点的配分の検討を行う。また、外部研究資金の獲得を奨励し、研究活動の推進を図っていく。併せて、外部研究資金の円滑な導入に資することができるよう教育研究支援のための体制を強化していく。

5 - 4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

5 - 4 - 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

5 - 4 - 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5 - 4 の事実の説明 (現状)

本学では、教員の教育研究活動の質的向上を図るために、平成 15(2003)年度に「自己点検評価委員会」を設置し、現在では「FD・自己点検委員会」が中心となって自己点検・FD 活動に取り組んでいる。

教育研究活動の向上のための研修活動については、平成 17 年(2005)年度に FD に関する学内勉強会、公開授業の講評会、外部講師による FD 講演会、学外 FD 研修会への参加を実施した。平成 18 年(2006)年度には、「学生による授業評価調査」の高評価教員(2 人)による公開授業と講評会、「教育改革に向けて」というテーマでの 3 回の学内研修会を実施した。平成 19 年(2007)年度には、「社会福祉士国家試験合格への取り組み」というテーマで 4 年次生「演習」の授業方法のあり方について検討を行う学内研修会を開催した。平成 20(2008)年度には、社会福祉学部において、教員の教育力と研究力を検証するために任期付教員のプレゼンテーションを実施した。また、看護学部では新任教員による研究・教育についてのプレゼンテーションと講評会を行い、さらに「患者と医療者のためのコミュニケーション」をテーマとする FD 講演会を開催した。

その他、教員の教育研究活動を活性化するために、各学部の研究委員会による研究会や、地域社会福祉政策研究所主催の学術講演会を実施している。

教育研究活動を活性化するための評価のひとつとして、教員の教授法の改善と学生の学習目的の自覚化を促すために、平成 15(2003)年度より「学生による授業評価調査」を実施している。調査は各期の最終授業時に実施し、対象となる科目は、すべての講義、演習、実験、実習、実技に及んでいる。学生は項目ごとに 5 段階で評価するとともに、授業に対する感想や意見を具体的に記述できるようになっている。その評価結果は、統計処理された後に、記述式意見とともに担当教員に伝えられる。教員は、学部ごとの平均値や授業形態ごとの平均値等を参考にしながら、担当科目の授業改善のために、自己点検レポートを作成している。

「FD・自己点検委員会」では、各教員の自己点検レポートを「授業評価に関する自己点検報告書」としてまとめ、それを全教職員に配付するとともに、学生が閲覧できるように附属図書館に配架している。また、授業評価調査データを学期ごとに検証し、その結果や課題を教授会で報告している。なお、「学生アンケート」において「学生による授業評価調査」の実施時期については 70.8%の学生が、図書館での閲覧による公開方法については 79.4%の学生が適切であると答えている。

(2) 5 - 4 の自己評価

「FD・自己点検委員会」が中心となって取り組んできた FD 活動は、大学全体に浸透しつつある。

「学生による授業評価調査」と教員の自己点検レポート作成により、教員及び学生の双方において授業改善意識が定着してきている。さらに、各種の FD 研修会や取り組

みにより、授業内容や教育方法に改善が加えられている。今後とも、調査結果の分析と調査項目の見直しを継続的に行う一方で、FD 講演会やシンポジウムを活発に開催し、教育機関としての社会的責務を果たしていく必要がある。

また、学内の研究活動も研究委員会を中心に活発に行われ、専門分野をまたがる学際的な研究を促進する環境も整備されている。引き続き、学内研究会、外部講師による講演会を定期的で開催するとともに、地域社会福祉政策研究所の助成制度、科学研究費補助金を含む外部研究資金の積極的な活用により、さらに研究の活性化を図ることが重要である。

さらに、教員の教育研究能力だけでなく、総合的な大学運営能力の向上に向けた取り組みも必要である。

(3) 5 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

- 1) 学生委員会が実施している「学生アンケート」を利用して、現行の「学生による授業評価調査」そのものに対する学生の意見を聴取し、授業評価の項目、実施時期・回数等について、継続して検討していく。
- 2) 「学生による授業評価調査」の結果を踏まえ、教員が個人で解決できる事柄、各年次ごとの共通課題として捉え組織的な改善を行っていく事柄、また、1年次から4年次において体系的に取り組むべき事柄に分類し、効果的な改善活動に取り組む。
- 3) 教員の総合的な大学運営能力の向上を図ることができるよう研修していく。
- 4) 社会福祉学研究科においても、研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

【基準5の自己評価】

両学部・研究科とも、設置基準を超える専任教員と、必要に応じた兼任教員を配置し、教育目的、目標に沿った教育課程を遂行している。教員の採用や昇任についての手続きは、規程に基づき運用されているが、より客観的な評価基準のあり方について検討する。さらに、大学の中期（5ヶ年）計画に沿って教員人事を計画的に行う必要がある。

教員の教育研究活動の支援体制については、研究委員会、地域社会福祉政策研究所等がその主導的な役割を果たしており、担当授業コマ数の増大という問題を抱えながらも、学内外での研究活動は活発化している。しかし、現行の支援体制を維持・強化するだけでなく、教員個人研究費の重点配分等、さらに検討を加え、改善する必要がある。また、科学研究費補助金を含む学外研究資金の積極的な活用とその支援体制も大きな課題である。

「学生による授業評価調査」をはじめとする現行のFD活動は、授業改善や研究活性化に一定の成果をもたらしている。その成果をより大きなものとするために、改善プロセスを教員個人のレベルから大学全体のレベルに分類し、重層的なFD活動を展開する必要がある。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

- 1) 教員採用、昇任、任期付教員の再任についてのより客観的な基準を確立していく。
- 2) 教員個人研究費の重点配分及び科学研究費補助金を含む外部研究資金を積極的に活用し、その研究成果が教育に反映されるよう支援体制を強化する。
- 3) 社会福祉学部における TA 制度導入の検討を進めていく。
- 4) 教員間及び教員・学生間の双方向的な情報交換を密にし、「学生による授業評価調査」をはじめとする現行の FD の取り組みを継続的に検証するとともに、効果的な改善活動に取り組む。
- 5) 大学教員として総合的な大学運営能力の向上が図れるよう研修していく。

基準 6 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等）

- 6 - 1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。
- 6 - 1 - 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6 - 1 の事実の説明（現状）

本学の職員数は、正職員（契約事務職員含む）35 人と非常勤・派遣職員 17 人の合計 52 人体制である。事務局の組織編制は、図 6-1-1 のとおりであり、「関西福祉大学職員組織規程」及び「関西福祉大学事務局組織及び運営に関する規程」に定められている。

事務局には、企画室、総務課、教学課、入試広報課、キャリア開発室、看護学部総括課を設置している。また、附属図書館、附属地域センター、地域社会福祉政策研究所、総合実習指導室に職員を配置している。事務組織における雇用形態別職員の配置人数は、表 6-1-1 に示すとおりである。

図 6-1-1 職員組織編制図

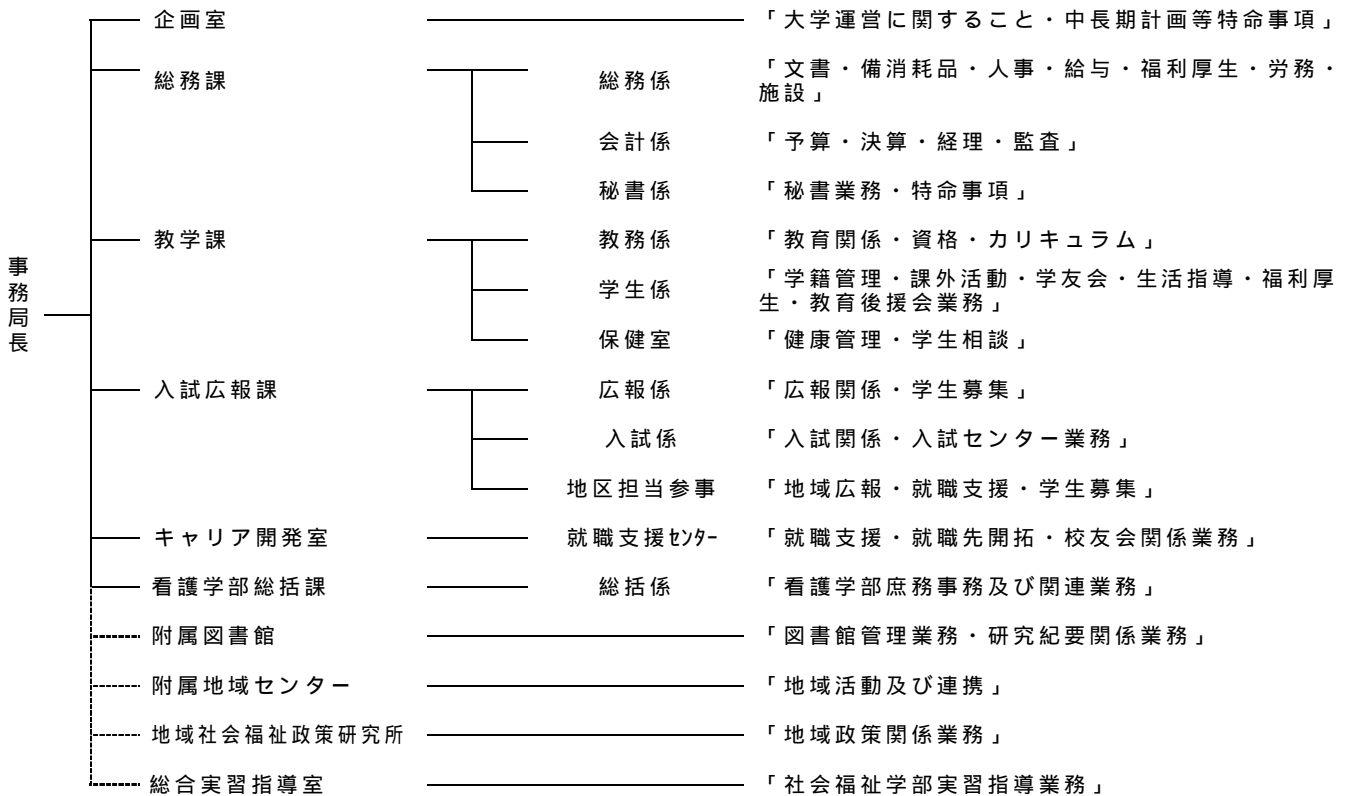


表 6-1-1 事務職員の配置人数 (人)

| 事務組織 | 正職員 | 非常勤・派遣職員 | 合計 |
|-------------|-------|----------|-------|
| 事務局長 | 1 | - | 1 |
| 企画室 | 2 | 1 | 3 |
| 総務課 | 5 | 2 | 7 |
| 教学課 | 6 | 4 | 10 |
| 入試広報課 | 11 | 2 | 13 |
| キャリア開発室 | 3 | 1 | 4 |
| 看護学部総括課 | 2 | 2 | 4 |
| 附属図書館 | 1(1) | 3 | 4(1) |
| 附属地域センター | 1 | 1 | 2 |
| 地域社会福祉政策研究所 | 1 | 0 | 1 |
| 総合実習指導室 | 2 | 1 | 3 |
| 合計 | 35(1) | 17 | 52(1) |
| 構成比率(%) | 67.3 | 32.7 | 100.0 |

注:()は兼務(内数)を示す。

職員の採用・昇任・異動は、「関西福祉大学就業規則」(以下、「就業規則」という。)
「関西福祉大学教職員新規採用規程」「関西福祉大学事務処理規程」等の関係諸規程に
基づいて行っている。

採用に関しては、公募を原則としており、欠員補充や増員等の人事所要に基づく募
集・採用計画を策定し、募集を行う。応募者に対して事務局長及び事務局長が指名す
る課室長が試験官を務め、筆記試験及び面接試験を実施している。学内において採用
候補者を決定し、学長が理事長に内申し、最終的に理事長が面接を行った上で承認す
る。

昇任に関しては、各課室長の昇任内申に基づき、事務局長が平素の勤務状況や大学
運営への貢献度等を判断材料として昇任候補者を決め、学長が理事長に内申し、理事
長が承認する。

異動に関しては、事務局組織の活性化、人材の養成及び円滑な業務遂行のため、年
度ごとに職員の能力・適性を考慮し、計画的に実施している。また、「就業規則」第 15
条に基づき、大学内だけではなく、同一法人の中学校・高等学校及び学園本部への配
置転換も行っている。

(2) 6-1 の自己評価

職員数の確保、配置については適切である。業務多忙な時期には派遣職員を活用す
る等、業務に支障をきたさないようにしている。

採用・昇任については、手続内容、要領は事務要領として定めているが、採用・昇
任に係る方針の策定と、方針に基づく基準を明文化する必要がある。

(3) 6 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

採用・昇任・異動に係る方針の策定と、方針に基づく基準を明文化する。併せて、人事考課制度の導入についての検討を行う。

職員は高度な専門性を蓄積するとともに、幅広い視野や柔軟な対応力、企画力等総合的な力を必要とする。こうした職員の能力向上及び効率的な業務遂行という観点から、職員研修と併せて適性や希望に応じた異動を行う。

6 - 2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

6 - 2 - 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

(1) 6 - 2 の事実の説明（現状）

本学では、本学が加盟する協会・団体（例えば日本私立大学協会）が主催する業務別研修会等に各部門の職員を派遣し、研修に努めている。その他には、新規採用者を対象に、姫路経営者協会主催の初任者マナー研修に参加させている。

平成 20(2008)年度においては、新たに(財)大学コンソーシアム京都主催の研修、立命館大学の大学行政研究・研修センターにおける大学幹部職員養成プログラム等に積極的に参加した。また、学内においては、7月、9月の2回、事務局長が講師となり、全職員を対象に、「誠実な職務遂行について」「職場における協調的な人間関係の構築とその重要性」といったテーマによる服務指導を兼ねた研修会を実施した。その他、教職員全体として、学長・学園監事が講師の「建学の精神の再確認と大学運営について」と題したFD・SD研修会を開催した。

学内業務については、各年度初めに教職員合同会議を開催し、建学の精神及び基本理念の確認とともに当年度の経営・運営方針等の周知を図っている。また、各月初めに各部署の主任以上の職員により、各業務の進捗状況及び各委員会の課題並びに方針等を共通認識するための事務局責任者会議を開催している。さらに、職員が大学行政管理学会の会員となり、入会の推奨も行っている。なお、大学行政管理学会は、プロフェッショナルとしての大学行政管理職員の確立をめざして、大学行政、管理の多様な領域を倫理的かつ実践的に研究することを通して、全国の大学横断的な職員相互の啓発と研鑽を深めるための専門組織である。

(2) 6 - 2 の自己評価

学内においては、学長、事務局長を講師とする研修会の実施や会議等の場を活用することにより、職員の資質・能力の向上のための取組みが実施できている。また、学外研修プログラムに積極的に参加し、各部署事務職員の資質向上と能力開発に努めている。今後、さらに主任、係長、課長の階層別研修を積極的に活用し、大学運営に係る資質の涵養やリーダーシップ、チーム業務遂行力の向上に努める必要がある。また、事務局全体として効果的な研修を行っていくために、職員全体の研修計画の立案及び各人の研修履歴の一元管理、研修成果の学内研修会等での報告に着手していくこ

とが必要である。

(3) 6 - 2 の改善・向上方策 (将来計画)

- 1) 平成 20(2008)年度の研修実績及び平成 21(2009)年度の研修計画を集約し、現行の研修プログラムの継続実施に加え、大学運営に係わる外部研修プログラムに部署単位で主任・係長・課長を参加させ、職員の階層別能力開発研修を活発に行う。
- 2) 教職員合同会議において、外部講師を招いた講演会等を開催し、大学が置かれている社会環境や将来展望についての共通認識を深め、今後の大学運営の活力とする。
- 3) 研修成果を還元できるよう事務局責任者会議及び関連部署での研修会等を積極的に開催する。

6 - 3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

6 - 3 - 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6 - 3 の事実の説明 (現状)

教育研究支援については、教学課、キャリア開発室、看護学部総括課、総合実習指導室を中心とした相互連携のなかで学生の修学、キャリア形成の支援に取り組んでいる。また、総務課、附属図書館、附属地域センター、地域社会福祉政策研究所においては、教員の研究活動支援を行っている。その概要は表 6-3-1 のとおりである。

さらに、事務局長が運営委員会、教授会の構成員となり、教員組織との連携の窓口となっているほか、教育研究支援のための事務をより円滑に遂行するための措置として、各種学内委員会には職員を構成員として配置し、教育研究組織と一体的な事務体制の機能の発揮にも留意している。

また、事務局内の各部門責任者による会議を開催し、それぞれの会議の方針・課題・進捗状況等について認識の共有を図っている。

表 6-3-1 教育研究支援事務体制

| 部 署 | 支 援 内 容 |
|-------------|--|
| 総務課 | 個人研究費管理、科学研究費補助金申請、その他外部研究資金導入のための事務支援、教育研究業績管理等 |
| 教学課 | 資格取得支援等学習支援、情報処理教育、教育研究用機器備品管理等 |
| キャリア開発室 | キャリア形成支援 |
| 看護学部総括課 | 看護学部に係る教育研究用機器備品管理等、看護学部実習指導に係る支援 |
| 附属図書館 | 図書貸出、研究紀要編集支援、学生・教員から依頼された文献の収集等 |
| 附属地域センター | 地元自治体等との共同研究・連携事業 |
| 地域社会福祉政策研究所 | 研究助成事業等 |
| 総合実習指導室 | 実習指導等 |

(2) 6 - 3 の自己評価

教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能している。また、各種委員会に職員を構成員として配置しており、教員組織との連携体制も構築されている。

今後とも、現状の機能を保持しつつ、教育研究活動の向上や活性化のために、職員個々の業務遂行能力の向上、多様化する学生及び教育研究ニーズに対応できるよう事務体制を強化していく必要がある。

(3) 6 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究支援のための事務体制は構築され、適切に機能しているが、平成 21(2009)年度の大学院の設置及び看護学部が完成年度を迎えたこと等により、教育研究支援のための機能を現状の各事務組織に今後どう担わせるかといった検討を実施し、合理的な支援体制への移行を図っていく。また、中期(5ヶ年)計画において、単位制度の実質化や教育効果の向上を図るための教育課程の合理的なスリム化に関わる検討を行っていく際に、教育研究組織の規模・質に適合した事務体制のあり方についても併せて検討を行い、より効率的な事務組織を編成する。

【基準6の自己評価】

職員数は適切に確保、配置され、職員の採用・昇任・異動についても適切に運用されている。職員人事をより適切に行い、能力向上と効率的な業務遂行をするために職員人事に係る方針の策定と採用・昇任の具体的基準が必要である。

併せて、特に主任以上の職員については、階層別外部研修プログラムを積極的に活用し、リーダーシップ、チーム業務遂行力の向上に努める必要がある。また、研修成果を他の職員へ普及的に伝え共有することが必要である。

社会・学生のニーズに対応した組織改革を進め、適切な教育研究支援体制は構築されているが、今後も継続して見直していく。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

- 1) 職員人事の方針策定とその方針に基づく基準を整備する。また、研修制度の充実、長期的な将来展望に立った人材養成及び組織の活性化等を図る。
- 2) 教学組織と事務組織のさらなる連携を図るため、教職員合同会議を教職員研修の場とし、目的意識の統一や情報の共有化を促進する。
- 3) 中期(5ヶ年)計画において、単位制度の実質化や教育効果の向上を図るための教育課程の合理的なスリム化に関わる検討を行っていく際に、教育研究組織の規模・質に適合した事務体制のあり方、業務の見直しについても併せて検討を行い、より効率的な事務組織を編成する。

基準7 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

7-1-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-1 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

（1）7-1の事実の説明（現状）

本学園の管理運営は、「学校法人関西金光学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）及び「学校法人関西金光学園寄附行為施行細則」（以下、「寄附行為施行細則」という。）をはじめ、これに基づき定められた諸規程に従っている。

意思決定機関である理事会を構成する理事の現員・選任状況及び監査機関である監事の現員・選任状況並びに諮問機関である評議員会の評議員の現員・選任状況は表7-1-1のとおりである。

表 7-1-1 理事、監事、評議員の選任状況

（人）

| 区分 | 定数 | 現員 | 理事・監事・評議員の 現員内訳 | | | 理事・評議員の所属部門 | | |
|-----|-------|----|--------------------|----------|---|-------------|----|-----|
| | | | 常勤・非常勤別 | 外部 役員 | | 本部 | 大学 | 中・高 |
| 理事 | 10～14 | 12 | 常勤 | 9 | 3 | 3 | 2 | 4 |
| | | | 非常勤 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| | | | 計 | 12 | 6 | 6 | 2 | 4 |
| 監事 | 2～3 | 2 | 常勤 | 0 | 0 | | | |
| | | | 非常勤 | 2 | 2 | | | |
| | | | 計 | 2 | 2 | | | |
| 評議員 | 21～33 | 28 | 常勤 | 14 | | 5 | 4 | 5 |
| | | | 非常勤 | 14 | | 14 | 0 | 0 |
| | | | 計 | 28 | | 19 | 4 | 5 |

理事、監事、評議員の選任区分別の詳細は次のとおりであるが、寄附行為の定めにより適切に運用しており、それぞれの選任区分別定数に対し現員に欠員は生じていない。

理事の選任区分定数と現員

1) 「寄附行為」第6条第1項第1号（学長/定数1人）

現員1人

2) 「寄附行為」第6条第1項第2号（校長/定数3人）

現員3人

3)「寄附行為」第6条第1項第3号(評議員/定数3人~5人) 現員3人

4)「寄附行為」第6条第1項第4号(学識経験者/定数3人~5人) 現員5人

監事の選任定数と現員

「寄附行為」第5条及び第11条第1項に定める選任条件に適合した監事

(定数2人~3人) 現員2人

評議員の選任区分定数と現員

1)「寄附行為」第16条第1項第1号(法人職員/定数7人~12人) 現員12人

2)「寄附行為」第16条第1項第2号(卒業者/定数4人~6人) 現員4人

3)「寄附行為」第16条第1項第3号(学識経験者/定数10人~15人) 現員12人

学長・学部長の選任に関しては、「寄附行為施行細則」第2条の定めにより、理事会において選任し、理事長が任命している。

また、平成20(2008)年度における理事会・評議員会の開催状況及び出席者数は、表7-1-2のとおりであり、いずれの会議にも監事の同席を要請しており、理事会、評議員会では十分な議案の審議を行うとともに、評議員会への諮問、評議員会の意見聴取も適切に実施している。

表7-1-2 平成20(2008)年度理事会・評議員会の開催状況及び出席者数 (人)
<理事会>

| 開催月 | 現員数 | 出席者数 | 議案別 意思表示書 提出者数 | 欠席者数 | 実出席率 (%) | 同席 監事数 |
|-------|-----|------|----------------------|------|-------------|-----------|
| 5月 臨時 | 13 | 12 | 0 | 1 | 92.3 | 1 |
| 5月 定例 | 13 | 13 | 0 | 0 | 100.0 | 2 |
| 9月 定例 | 12 | 11 | 1 | 0 | 91.6 | 2 |
| 1月 定例 | 11 | 11 | 0 | 0 | 100.0 | 1 |
| 3月 定例 | 11 | 11 | 0 | 0 | 100.0 | 2 |

「議案別意思表示書提出者数」欄は「出席者数」欄の外数として記載

<評議員会>

| 開催月 | 現員数 | 出席者数 | 議案別 意思表示書 提出者数 | 欠席者数 | 実出席率 (%) | 同席 監事数 |
|-------|-----|------|----------------------|------|-------------|-----------|
| 5月 臨時 | 29 | 21 | 8 | 0 | 72.4 | 1 |
| 5月 定例 | 29 | 25 | 3 | 1 | 86.2 | 2 |
| 9月 臨時 | 28 | 24 | 4 | 0 | 85.7 | 2 |
| 3月 定例 | 27 | 24 | 3 | 0 | 88.8 | 2 |

「議案別意思表示書提出者数」欄は「出席者数」欄の外数として記載

なお、理事会、評議員会の開催地について注記すると、設置校の立地が、大学は兵庫県下西播磨地区、大阪府下にある中学・高校は大阪市内南東部地区、大阪府下の南及び北のそれぞれ東部地区と4つのゾーンに分かれている。このことから、役員及び評議員が開催会場へ参集する利便性を考慮し、各種交通機関が乗り入れている大阪北

又は南地区に所在する会場で開催することを常とし、会議内容の充実化に努めている。

大学の管理運営については、「関西福祉大学学則」及びこれに関連する諸規程により行っている。教員組織と事務組織の緊密な連携と円滑な運営を図るために「関西福祉大学会議組織規程」第 3 条に基づき、経営委員会、運営委員会、教授会並びに各種委員会を設置している。

経営委員会は、理事長、常務理事、学園本部長並びに大学の学長、学部長及び事務局長などで構成され、学長の招集により学園本部と大学が連携して大学の経営にかかわる重要な課題を審議する。

運営委員会は、学長、研究科長、各学部長、副学部長及び事務局長、その他学長が指名する者によって構成され、毎月 1 回開催し、経営委員会で決定した方針に基づいて、大学運営の諸問題並びに教授会の議題等について審議するとともに、各部門の連絡調整を図っている。

教授会は、運営委員会で審議されたもののうち教育課程等に関する事項のほか「関西福祉大学教授会規程」第 3 条にかかる事項について、審議・決定している。

さらに「関西福祉大学会議組織規程」第 13 条に基づき各種委員会を設置し、それぞれの所管事項について審議している。

(2) 7 - 1 の自己評価

本学園の管理運営に関しては、理事会、評議員会、監事がそれぞれの機能を発揮し適切に機関としての目的を果たしている。

管理部門（学園）と教学部門（大学）が連携して経営に係わる重要な事項についての審議を担う経営委員会は、平成 18(2006)年度においては、社会福祉学部の改組に関する議題の審議、平成 19(2007)年度においては、改組に伴う中期的な教員人事計画の審議及び大学院社会福祉学研究科設置に関する議題の審議を行った。平成 20(2008)年度については、経営委員会において直接取り扱うべき案件がなかったため開催を見送ったところである。

理事等の役員選考については、「寄附行為」「寄附行為施行細則」の規定に基づき、適正に運用されている。

(3) 7 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

私学の経営環境が厳しさを増すなかで、管理運営業務をより適正かつ迅速、効率的に遂行し、大学の目的を達成するために、管理部門（学園）にあっては理事会、評議員会や監事等の管理運営体制の整備、教学部門（大学）については経営委員会、運営委員会、教授会及び各種委員会等の管理運営体制の整備を継続的に行い、それぞれが確実に機能するよう運営していく。

体制整備のための基盤づくりの重要要素である役員等の選考や採用に関しても、現状と同様に関係諸規則を厳正に適用し、実施していく。

7 - 2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

7 - 2 - 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

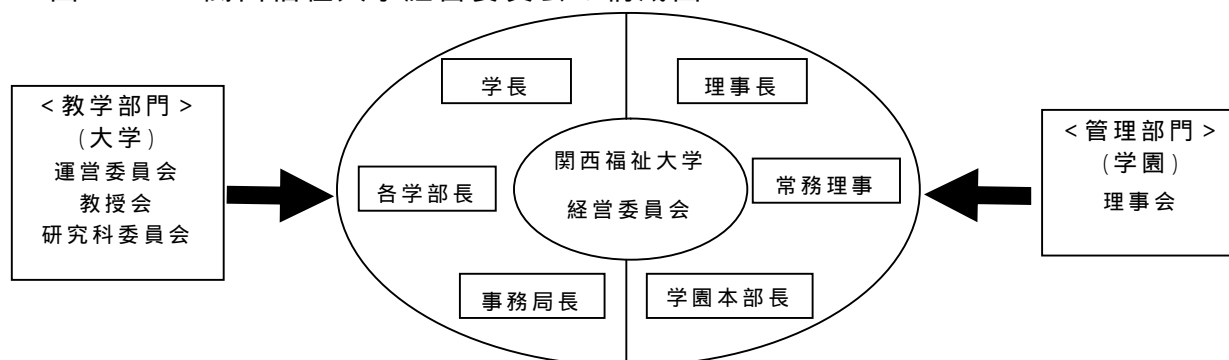
(1) 7-2の事実の説明(現状)

管理部門(学園)と教学部門(大学)の連携については、学長と事務局長が理事として理事会へ参画すること、学長・各学部長・事務局長が評議員として評議員会へ参画すること及び経営委員会の設置・運営が挙げられる。

理事会には教学部門(大学)から学長、事務局長が理事として出席し、大学としての取り組みに係る案件を上程し、大学の要望、意見等を伝えるとともに、会議における決定事項、管理部門(学園)からの伝達事項を大学内の運営委員会や教授会等で報告し、周知徹底を図っている。また、評議員会には教学部門(大学)から学長、各学部長、事務局長が評議員として出席し、理事長の諮問事項に応えるとともに、大学から選任された評議員の意見として学園の管理運営にも反映されている。

経営委員会については、7-1において既述したように、管理部門(学園)では理事長、常務理事、学園本部長及び教学部門(大学)は学長、各学部長、事務局長及びその他学長が指名する者で構成されている。経営委員会においては、大学の経営に関わる重要な課題について審議を行い、管理部門(学園)と教学部門(大学)の共通認識を形成し、そこでの決定方針に沿って、教授会をはじめとする学内の諸会議で具体的な議題についての立案・検討を行っている。

図 7-2-1 関西福祉大学経営委員会の構成図



(2) 7-2の自己評価

学長、各学部長、事務局長の理事会、評議員会への出席により、大学の意見・要望は管理部門である学園及び理事会に伝わる。そこで審議された理事会の決定事項や学園からの伝達事項は時宜を失することなく大学に伝わり、学内で共有できており、管理部門(学園)と教学部門(大学)の連携は適切になされている。また、学園本部に所属する理事者と大学側の理事である学長、事務局長が恒常的に相互に出向き、状況・情報の共有や、様々な案件に係る調整等を積極的に実施するなど、連携の強化を図っている。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

管理部門(学園)と教学部門(大学)の組織的な連携を図り、その客観性、透明性を高めるため、審議・意思決定機関としての経営委員会の活用に努める。また、これ以外にも、理事会、評議員会の枠組みの活用等を通して、今後も引き続き管理部門(学

園)と教学部門(大学)の連携をより適切に行っていく。

7 - 3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

7 - 3 - 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7 - 3 - 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

7 - 3 - 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7 - 3 の事実の説明(現状)

本学では、平成 15(2003)年度に「関西福祉大学自己点検評価に関する規程」を定め、以下の項目を対象に自己点検評価を毎年実施してきた。

- 1) 大学の理念や目的及び中・長期の事業計画に関する事項
- 2) 大学の管理運営及び施設に関する事項
- 3) 入試・学生募集に関する事項
- 4) 教育体制及び教育活動に関する事項
- 5) 研究組織及び研究活動に関する事項
- 6) 学内委員会活動に関する事項
- 7) 学生生活及び学生への相談・援助に関する事項
- 8) 社会及び地域への貢献に関する事項
- 9) 国際交流に関する事項
- 10) 附属機関の組織と活動に関する事項
- 11) 大学の事務業務に関する事項
- 12) 大学の財政に関する事項
- 13) その他必要事項

自己点検評価結果については、平成 9(1997)年度から平成 11(1999)年度までの白書、平成 12(2000)年度から平成 15(2003)年度までの白書としてまとめ、平成 15(2003)年度より大学内に設置された「FD・自己点検委員会」を中心に平成 16(2004)年度より年次報告書を毎年作成している。報告書は学内の全教職員に配付するとともに、学生や地域住民等には附属図書館で閲覧できるよう開示・公表している。

各評価項目の自己点検評価結果については、関係する各委員会、教授会、運営委員会などで議論し、その改善に取り組んでいる。平成 18(2006)年度より、評価項目について(財)日本高等教育評価機構の評価基準に沿って、自己点検を実施している。

(2) 7 - 3 の自己評価

自己点検評価は毎年度実施できており、点検・評価 - 改善 - 実践の意識は浸透してきているが、課題のなかには、複数年度にまたがって取り組まなければならないものもあり、大学の中期(5ヶ年)計画の下で、具体的に取り組んでいく施策等の企画・立案に反映させることが必要である。

また、年次報告書を作成し、その結果を改善につなげようとする気風は学内に生まれているが、改善に向けての具体的な計画性を欠いている点がある。

自己点検報告書については、全教職員に配付するとともに、学生や地域住民等が附属図書館で閲覧が可能なように開示・公表できている。

(3) 7 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価結果を改善へと着実に結びつけるために運営委員会で大学全体の改善計画を立案し、担当部署を明示すると同時に改善への進捗状況をチェックするような組織的な枠組みづくりに着手する。

今般の認証評価受審に際して作成した自己評価報告書については、本学ホームページ上で公表をする。

【基準7の自己評価】

大学の目的を達成するために、管理運営体制は整備され、機能しており、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。自己点検評価については、結果を改善に活かす組織的な取り組みが必要である。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門（学園）と教学部門（大学）が節度のある緊張関係を維持しつつ、組織的な連携を深めるために、経営委員会の活用に努める。また、運営委員会の機能を強化し、大学全体の改善事業推進の意思決定機関とする。

基準 8 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

- 8 - 1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。
- 8 - 1 - 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8 - 1 - 適切に会計処理がなされているか。
- 8 - 1 - 会計監査等が適正に行われているか。

（ 1 ） 8 - 1 の事実の説明（現状）

本学園は、大阪府下に高等学校 3 校中学校 2 校を設置した学校法人であったが、平成 9(1997)年度に兵庫県赤穂市と公私協力方式で関西福祉大学を開学し、以降、大学では着実に定員を充足してきた。平成 18(2006)年度には看護学部、平成 21(2009)年度には大学院社会福祉学研究科を開設し、2 学部、1 研究科体制になり現在に至っている。

学園全体の過去 5 年間の財務状況であるが、帰属収入については、平成 16(2004)年度 39 億 3 千 7 百万円、平成 17(2005)年度 42 億 7 百万円、平成 18(2006)年度 44 億 7 千 8 百万円、平成 19(2007)年度 43 億 9 千 6 百万円、平成 20(2008)年度 44 億 6 千 5 百万円と安定的に推移し、その財源の主たる学生生徒納付金も年度毎、着実に伸びてきている状況である。消費収支差額は、平成 16(2004)年度以降支出超過であるが、この主たる要因は、教育施設の充実を図るため先行投資を行ったこと及び資産処分差額の計上が大きいのと言える。なお、学園の経営姿勢は、各部門とも独立採算の精神をベースに運営することを基本とし、各部門もこの方針に則り当該部門の経営を図っている現況である。

大学部門の収支状況は、次の表 8-1-1 のとおりである。

表 8-1-1 大学部門の過去 5 年間の収支状況 (単位：百万円)

| 項目 / 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 学生生徒等納付金 | 1,064 | 1,178 | 1,308 | 1,446 | 1,537 |
| 帰属収入合計 | 1,207 | 1,316 | 1,632 | 1,601 | 1,711 |
| 基本金組入額 | 526 | 14 | 473 | 196 | 159 |
| 消費収入の部合計 | 681 | 1,302 | 1,159 | 1,405 | 1,552 |
| 消費支出の部合計 | 958 | 1,034 | 1,355 | 1,527 | 1,546 |
| 当年度消費収支差額 | 277 | 268 | 196 | 122 | 6 |
| 当年度帰属収支差額 | 249 | 282 | 277 | 74 | 165 |

帰属収入の面では、平成 16(2004)年度以降安定的に収入が増加している。平成 16(2004)年度は教育施設面を充実させるため、大講義棟の建設があったので、基本金繰入が発生し、消費支出超過となった。平成 18(2006)年度以降については、看護学部棟建設に伴う借入金返済（平成 18(2006)年度以降 5 年返済）による組入が主要因である。このことに関しては、看護学部の入学定員及び収容定員を安定的に充足すること

によって、平成 22(2010)年度には借入金返済を終え、平成 23(2011)年度以降看護学部単独で黒字化へ転換させる方向で、着実に計画どおり進捗させている現状である。

消費支出の中で人件費比率は、平成 16(2004)年度 44.6%、平成 17(2005)年度 43.7%、平成 18(2006)年度 42.3%、平成 19(2007)年度 52.3%、平成 20(2008)年度 50.8%であり、50%台で推移しており好ましい状況にある。教育研究経費比率については、平成 16(2004)年度 23.8%、平成 17(2005)年度 25.7%、平成 18(2006)年度 28.4%、平成 19(2007)年度 30.6%、平成 20(2008)年度 30.7%であり、教育研究機関としての教育研究に重点を置いてきた状況にある。

予算編成については、2 月初旬に学園本部より各部門へ来年度の予算案及び事業計画案について提出を求め、3 月初旬に学園本部と各部門との間において予算案、事業計画案について個別ヒアリングをし、成案について、3 月下旬の理事会・評議員会で審議し、承認を得て決定する。決定後は、「学校法人関西金光学園経理規程」に基づいて予算が執行される。補正予算については、学生生徒数が確定した時期又は事業の進捗状況の変更など見据えて秋の時期等年度ごとに 1 回ないし 2 回編成している。

また、会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条による公認会計士の監査を受け、毎会計年度終了後、監査報告会を公認会計士、理事長をはじめ学園本部役員、監事と監査報告書に基づいて意見を取り交わし、監査実施状況をよりの確に把握する場を設定している。監事による監査では、平成 19(2007)年より学内に監事室を設け、会計監査人との連携を図りつつ、財務状況の監査のみならず業務状況について、監査を行っている。また、内部監査として、平成 19(2007)年度より「学校法人関西金光学園内部監査規程」を整備し、期中監査を実施し、学園内全校の規程の妥当性、適切性も併せ、各種規程に基づいた執務が行われているかという業務監査をも含め、各種証憑の突合及びヒアリングにより、不正及び誤謬の発見とその防止に努め、予算執行方法及び会計処理の適正化を図っている。

(2) 8 - 1 の自己評価

本学の財務状況は、看護学部開設年度から完成翌年度までは、収入面に対して先行投資的な支出が増え、短期的に厳しい状況にあるが、その推移は計画どおり進捗しており、概ね良好な状況にある。また、学園全体の財務状況においても問題はない。会計処理及び会計監査においても適切な処理を行っている。

(3) 8 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 20(2008)年度までは、比較的良好な財務状況にあったが、平成 21(2009)年度にあっては、社会福祉学部の入学定員割れという現実直面したので、安定した財政基盤の再構築のために着実な対策を講ずる必要がある。

まず、収入面では入学志願者数の減少傾向に歯止めをかけることが急務である。そのために教育サービスの向上と広報活動の強化に努める。また、研究水準を維持するため、外部研究資金・補助金の活用に取り組む。

支出面では同系統の他大学の動向を見据え、人件費・教育研究費・管理経費ともバランスのとれた支出割合をめざし取り組む。

8 - 2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

8 - 2 - 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8 - 2 の事実の説明 (現状)

私立学校法改正 (平成 17(2005)年 4 月 1 日施行) で財務情報の公開が義務づけられたことにより、本学園においても法令を遵守し、学園として「学校法人関西金光学園財務文書公開規程」を整備し、これに基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに監査報告書を学園本部事務局のみならず各校に備え、閲覧を希望するステークホルダー (学生生徒及びその保護者・学資負担者、学園と雇用契約関係にある者、学園に対する債権者) に対して公開している。

(2) 8 - 2 の自己評価

私立学校法を遵守し、学園全体としてステークホルダーに対して財務情報を可能な限り閲覧できる体制をとっている。

(3) 8 - 2 の改善・向上方策 (将来計画)

公共性の高い学校法人の一員として、社会への責務を果たすため、財務情報について、本学のホームページへの掲載、開示を平成 21(2009)年度に開始できるよう計画している。

8 - 3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

8 - 3 - 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8 - 3 の事実の説明 (現状)

本学における寄附金は、教育後援会 (保護者会) 及び校友会 (同窓会) からが主で、図書購入による教育研究支援、福利厚生施設・設備等の整備に充てている。また、平成 20(2008)年度の科学研究費補助金は、前年度からの継続分も含めて 5 件である。収益事業としては、介護員養成研修等の附属地域センター事業で行う公開講座収入が主なものとなっている。

資産運用については、併設校 (高等学校 3 校、中学校 2 校) と本学の資金余剰分を学園本部において運用し、「学校法人関西金光学園資産運用規則」に基づき安全性と運用効率を考慮し、安定した利回りを得ている。

(2) 8 - 3 の自己評価

本学における寄附金収入については、年々増加している。また、科学研究費補助金等外部研究資金の導入は、申請数及び採択金額ともに未だ不十分である。学部別の採択数としては、看護学部が多くなっている。

教員の補助金・助成金への応募に関して、総務課において最新の情報収集に努めており、情報が入り次第学内メールにて教員に情報提供している。

学園全体として、資産運用は平成 20(2008)年 4 月 1 日に明文化された「学校法人関西金光学園資産運用規則」に基づき、金融商品の購入についての取得基準、運用手続き等を明確化し、従来に増して適正に運用していくこととしている。

(3) 8 - 3 の改善・向上方策 (将来計画)

科学研究費補助金等外部研究資金の導入については、情報収集から外部資金の獲得に至るまでのプロセスを支援する教学・事務体制作りに取り組む。資産運用については、安定した資産運用を継続して行う。

【基準 8 の自己評価】

平成 20(2008)年度までは学生生徒等納付金収入は順調に推移してきたが、平成 21(2009)年度の社会福祉学部の入学定員割れという大きな財政上の問題が生じている。

財務情報の公開については、私立学校法を遵守し公開しているが、さらに社会的責務を果たすために、積極的に情報開示を行う必要がある。

教育研究をさらに活発化させるため、外部研究資金の導入のしくみをつくる必要がある。

【基準 8 の改善・向上方策 (将来計画)】

学園全体の中期 (5 ヶ年) 計画に基づいた財務計画を作成し、喫緊の課題である入学志願者の安定的な確保をするとともに、寄附金、委託事業、科学研究費補助金等の外部資金導入の推進を図り、費用対効果を意識した諸施策を推進することにより、学園全体の健全な経営基盤の保持に資するよう努める。

基準 9 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）

9 - 1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

（ 1 ） 9 - 1 の事実の説明（現状）

本学は、公私協力の下、平成 9(1997)年度に兵庫県赤穂市に社会福祉学部社会福祉学科の単科大学として開学し、平成 18(2006)年度には看護学部看護学科、平成 21(2009)年度には大学院社会福祉研究科を設置し、現在の規模に至っている。

校地面積は 59,674 m²であり、大学の基準面積である 13,900 m²（=収容定員 1,390 人×10 m²（大学設置基準第 37 条第 1 項関係））を大きく上回っている。このうち、29,637 m²は公私協力方式により設置した兵庫県赤穂市から無償借用している。

校舎面積は、17,044.13 m²（体育館、クラブハウス、校友会館を除外）あり、大学設置基準第 37 条の 2 に定める基準校舎面積である 8,924.25 m²（社会福祉学部 5,784.25 m²+看護学部 3,140.00 m²= 8,924.25 m²）を大きく上回っている。

表 9-1-1 校地・校舎面積等

| 区 分 | | 面積 (m ²) | 備 考 | |
|-----|-------|-----------------------|-----------|-------------------------------------|
| 校地等 | 校舎敷地 | 37,358.00 | | |
| | 運動場用地 | 19,531.00 | | |
| | 小計 | 56,889.00 | | |
| | その他 | 2,785.00 | | |
| | 合計 | 59,674.00 | | |
| 校舎等 | 基準内 | 本校舎 | 11,932.98 | 講義棟、大講義棟、研究棟、管理棟、厚生棟、附属図書館、附属地域センター |
| | | 看護学部棟 | 5,094.65 | |
| | | その他 | 16.50 | 附属建物 |
| | | 小計 | 17,044.13 | |
| | 基準外 | 体育館 | 1,207.20 | |
| | | クラブハウス | 881.30 | |
| | | 校友会館 | 612.72 | |
| | | 小計 | 2,701.22 | |
| | 合計 | 19,745.35 | | |

校舎としては、講義棟、研究棟、管理棟、看護学部棟を設置し、教室、研究室、事務室、会議室等を設けている。また、講義棟に情報処理室、LL室を設け、学生が学習機会を気軽に得られるよう平日の9時から20時(授業時間を除く)の間開放している。情報処理室においては、インターネットでの情報収集のみならず、卒業論文、レポート作成において、パソコン操作等に疑問が生じた場合、即座に対応できるよう室内に補助要員を配置し、正課外であってもパソコンスキルのレベルを向上させることができる環境を整えている。学生の自習室としては、学習室(看護学棟)と演習資料室の他に演習室を中心に授業以外の時間を自習室として開放している。また、大講義棟の学生ホールには無線LANを敷設し、情報サービスを利用できる環境を整えている。

厚生施設としては、厚生棟を設置し、食堂(座席数300席)、売店等を設けている。また、休憩スペースとして学生ロビーを設けている。

附属図書館の開館時間は、平常時の平日は9時から20時までとし、土曜日は9時から17時半までとしている。また、9月・2月の集中講義期間中の平日には9時から19時まで、長期休暇中においては、9時半から16時までとしている。また、新たに設けた看護学部の規模にも対応し、医療看護に関する図書、学術雑誌、視聴覚資料も充実していることに加えて、電子ジャーナルの導入も順次行っている。同時に、地域住民にも附属図書館施設設備の使用と図書の貸出しを行っている。地域住民への開放に取り組むと同時に、平成19(2007)年度には入退館者数の管理と不正持ち出しを防止する入退館システムをリニューアルし、図書の保全について配慮している。附属図書館施設設備に関する概要は、表9-1-2のとおりである。

表 9-1-2 附属図書館施設設備に関する概要

| | | | |
|--------|------------------------------------|--|---------------------------------|
| 延床面積 | 914.58 m ² | | |
| 収容可能冊数 | 72,000 冊 | | |
| 閲覧席 | 168 席 (学生収容定員の 11.9%) | | |
| 主要設備 | 閲覧室 書庫 レファレンスコーナー 視聴覚コーナー | ビデオ内臓テレビ DVD プレーヤー CD プレーヤー テープレコーダー 拡大読書器 | 7 台 2 台 3 台 1 台 1 台 |
| | 情報検索コーナー | 館内蔵書検索専用端末 CD-ROM 専用端末 インターネット専用端末 | 2 台 2 台 8 台 |
| | グループ学習室 | 座席数 テレビ ビデオデッキ DVD プレーヤー | 12 席 1 台 1 台 1 台 |

表 9-1-3 分野別蔵書構成比率

| | | | | |
|-----|--------|--------|-------|--------|
| 分野 | 総記 | 哲学 | 歴史 | 社会科学 |
| 蔵書数 | 3,081 | 4,000 | 2,356 | 23,459 |
| 構成比 | 5.3% | 6.9% | 4.1% | 40.5% |
| 分野 | 自然科学 | 技術工学工業 | 産業 | 芸術 |
| 蔵書数 | 10,667 | 1,497 | 587 | 2,739 |
| 構成比 | 18.4% | 2.6% | 1.0% | 4.7% |
| 分野 | 言語 | 文学 | 視聴覚資料 | 合計 |
| 蔵書数 | 2,285 | 4,338 | 2,915 | 57,924 |
| 構成比 | 3.9% | 7.5% | 5.0% | 100.0% |

表 9-1-4 図書貸出状況

| 学部等 | 一人当貸出冊数 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 社会福祉学部 | 在籍者数(人) | 1,201 | 1,185 | 1,179 | 1,146 |
| | 貸出者数(人) | 6,072 | 5,489 | 5,146 | 5,050 |
| | 貸出点数(点) | 11,847 | 10,446 | 9,929 | 9,774 |
| | 一人当貸出点数 | 9.9 | 8.8 | 8.3 | 8.5 |
| 看護学部 | 在籍者数(人) | — | 87 | 180 | 272 |
| | 貸出者数(人) | — | 515 | 1,502 | 3,165 |
| | 貸出点数(点) | — | 1,024 | 3,062 | 7,304 |
| | 一人当貸出点数 | — | 11.8 | 17.0 | 26.9 |
| 科目等履修生 | 在籍者数(人) | 1 | 4 | 3 | 12 |
| | 貸出者数(人) | 1 | 37 | 26 | 39 |
| | 貸出点数(点) | 1 | 112 | 62 | 80 |
| | 一人当貸出点数 | 1.0 | 28.0 | 20.7 | 6.7 |
| 教職員 | 在籍者数(人) | 87 | 97 | 112 | 121 |
| | 貸出者数(人) | 714 | 881 | 834 | 721 |
| | 貸出点数(点) | 1,995 | 2,488 | 2,493 | 1,982 |
| | 一人当貸出点数 | 22.9 | 25.6 | 22.3 | 16.4 |
| 一般 | 登録者数(人) | 46 | 60 | 85 | 92 |
| | 貸出者数(人) | 139 | 218 | 347 | 314 |
| | 貸出点数(点) | 381 | 635 | 1,025 | 941 |
| | 一人当貸出点数 | 8.3 | 10.1 | 12.1 | 10.2 |
| 卒業生 | 登録者数(人) | 10 | 14 | 13 | 14 |
| | 貸出者数(人) | 27 | 43 | 33 | 45 |
| | 貸出点数(点) | 71 | 136 | 93 | 161 |
| | 一人当貸出点数 | 7.1 | 9.7 | 7.2 | 11.5 |
| 相互利用 | 登録者数(人) | — | — | — | — |
| | 貸出者数(人) | 10 | 9 | 13 | 15 |
| | 貸出点数(点) | 16 | 13 | 16 | 18 |
| | 一人当貸出点数 | — | — | — | — |

附属地域センターとして、2階には公開講座や講演会、セミナー等に利用できる多目的ホールを備え、1階には附属地域センター事務室、学生相談室、地域社会福祉政策研究所、保健室を置いている。

体育施設としては、キャンパス内に体育館、グラウンド(防球ネットを設置)、テニスコート(3面)、クラブハウスがある。体育館については、保護者や学生からの要望に応じ、平成21(2009)年度4月に空調機器を設け、館内で活動する学生の熱中症対策を

施している。

他に、平成 18(2006)年度に完成した校友会館は、2 階のホールを校友会総会等に使用するだけでなく、在学生の学習の場所としても整備している。また、1 階には喫茶「ライム」を設け、光熱水費・設備費等全て本学が負担し、地域の知的障害者の社会参加の場として提供するなど、地域社会へ貢献できる施設運営にも積極的に取り組んでいる。

以上の施設に設置している教育研究用の機器備品等については、予算編成時において各委員会・事務局の課室等の意見を聴取し、必要な備品に対しては、積極的な購入と買替えを図っている。なお、日常の施設の維持・管理については、総務課が担当し、具体的な専門作業は業務委託をしている。

(2) 9 - 1 の自己評価

校地、校舎面積は大学設置基準を満たしており、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備は整備され、有効に活用されている。

ただし、施設・設備の経年劣化に伴う補修・整備に取り組む必要があり、中長期的な計画に基づく実施が必要である。

講義棟の実習室について、社会福祉士養成教育における運用方法の改善や介護実習用設備の更新等に関わる検討も必要である。また、附属図書館については、大学院の設置に伴う蔵書の充実及び長期的には施設の拡充等についても検討が必要である。

(3) 9 - 1 改善・向上方策(将来計画)

今後も、学生の要望をはじめとした各委員会・事務局の課室等の意見を総合的に判断し、教育研究施設の拡充及び安全な施設設備の有効活用に向けて検討を加える。

併せて施設・設備の経年劣化に伴う段階的な補修・整備のための予算措置や計画的な実施について、中期(5ヶ年)計画における施設・設備計画に反映させ、これを履行していく。また、講義棟の実習室・設備のあり方や附属図書館の蔵書・設備の充実や施設の拡充等についても長期財政計画における予算面の裏付けとの関係性のなかで実行の可能性を見極めながら検討を行っていく。

9 - 2 施設設備の安全性が確保されていること。

9 - 2 - 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

(1) 9 - 2 の事実の説明(現状)

「建築基準法」及び「消防法」をはじめ、建物の安全に係わる法規はすべて遵守しており、安全性は確保されている。

本学は平成 9(1997)年に開学している状況からも、建築基準法上の耐震性についても問題はない。また、建築基準法第 12 条第 1 項及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等による建物・室内環境等の調査については、建物管理会社に業務委託している。さらに、施設の安全点検を定期的に行い、必要に応じて補修工事を実施

している。建物及びキャンパスはバリアフリー施工で設計されており、点字ブロック、学内地図等への点字フィルムの設置、学内への出入り口ドアの自動ドア化、車いす対応エレベーターの設置、障害者用トイレの設置を始め、段差のない出入り口の施工及び改善、障害者の安全確保に努めている。バリアフリー化した施設設備については、附属地域センターが窓口となって地域社会に開放している。具体的には、福祉に対する啓発交流プログラムを開発し、地域の特別支援学校を始め、小学校から高等学校までの児童・生徒が実際に体験できる教育の場としても提供している。

アスベスト対策については、施工業者による検査を実施した結果、不使用で問題はなかった。

なお、警備業務、電気保安業務、昇降機・自動ドア定期点検保守業務、日常・定期清掃業務、日常施錠業務、学内コンピュータ・ネットワークの保守、学生食堂・売店の運営等については総務課が窓口となり、業者に対応を依頼している。

(2) 9 - 2 の自己評価

施設設備の安全性については、建物の安全に係る法令はすべて遵守しており問題はない。バリアフリー対策については、利用者の立場に立った整備がなされている。さらに、建物の耐震対策及びアスベスト対策についても適切に措置されている。

(3) 9 - 2 改善・向上方策(将来計画)

学生・教職員の要望を踏まえつつ、施設設備の安全性を引き続き確保していく。また、教育研究施設の安全性の向上やバリアフリー化の充実のための点検を随時行い、必要がある箇所への対応を適宜行う。

9 - 3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

9 - 3 - 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9 - 3 の事実の説明(現状)

教育研究施設のアメニティのために、キャンパス内に多くの樹木を植栽するとともに、附属図書館周辺中庭には、学生の気分転換に資するよう、季節毎に実を付ける樹木を植え、また季節毎の草花を定期的に入れ替えられるよう造園会社に管理を委託している。この中庭にはベンチとテーブルを設置していることから、天気の良い日は快適な時間を過ごせる環境を整えている。なお、建物内は全館禁煙とし、屋外に喫煙場所を限定して、快適な空間作りにも配慮している。

また、学生アンケートをもとに、学生食堂を平成 20(2008)年度後期にリニューアルし、営業時間の延長、座席数の増加、メニューの充実、断続的なフェアの実施、焼きたてパンの販売を開始した。同時に、大学と食堂業者及び売店業者が月 1 回会議を設け、業務運営のあり方、季節商品の提供、新たなサービス展開の提案等について情報交換し、アメニティの向上に努めている。

この他にも、厚生棟 1 階学生ロビー、大講義棟学生ホール、円形広場、屋外ステー

ジに加えて、平成 19(2007)年度には、学生食堂と隣接したオープンテラスにデッキを設置し、学生の憩いの場として快適な空間の確保に努めている。また、先にも述べた校友会館 1 階部分に喫茶「ライム」を設けている。

さらに、学内に自動販売機、公衆電話を配置するとともに、構内に路線バスの停留所を設置し、学生のみならず、一般の地域住民及び来学者にもアクセスがしやすい環境を整えている。

(2) 9 - 3 の自己評価

教育研究目的を達成するためのアメニティに配慮した教育研究環境として附属図書館周辺の中庭の整備、食堂の運営方法の改善、学生ロビー、学生ホールや食堂と隣接したオープンテラスの整備等、学びや憩い、学生同士の交流等が行える環境が、快適な空間としてバランスよく総合的に整備されており、かつ有効に活用されている。併せて、アメニティ向上の一環として禁煙活動にも取り組んでいる。

また、学生数の増加に伴い、大講義棟の増設、体育施設の再整備を行うとともに、体育館の空調機器導入による熱中症対策等の学生安全対策を図っている。

駐車場及び駐輪場は整備されているが、学生の学内道路及びその周辺の公共広場への不法駐車・駐輪が散見される現状を鑑み、十分な指導體制が必要である。また、学生の車両乗り入れルールとの交通安全のために、車道と歩道を明確に区分し、構内時速制限の遵守・励行を徹底する必要がある。

(3) 9 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

今後さらにアメニティの向上を図っていくために、「学生アンケート」の活用等により、学生の意見・要望を汲み上げるとともに、教職員や各種委員会の提案に基づき、総務課が中心となってアメニティに配慮した教育研究環境の整備に取り組んでいく。

【基準 9 の自己評価】

教育研究環境は、教育研究目的を達成するための安全性の確保及びアメニティへの配慮がなされ、適切に整備・維持・運営されている。

【基準 9 の改善・向上方策(将来計画)】

経年劣化による施設・設備の修繕及び構内の通行車輛の増加に伴う安全性の確保等取り組まなければならない課題は多い。また、建物のセキュリティシステムは完備しているが、キャンパス全体のセキュリティ管理においては万全とは言いがたい。これは、地域に開かれた大学であることと表裏一体の関係であり、解決策を直ちに練り上げるには、未だ時間を要する問題であるが、短期的に対処するだけでなく、総合的な対策を図っていく。

今後も学生及び教職員のニーズに応えるべく中長期的な展望に立って、キャンパスの更なる整備に取り組む。

基準 10 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）

- 10 - 1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。
- 10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

（1）10 - 1の事実の説明（現状）

本学が有する物的、人的資源の社会への提供について、中核的役割を担っているのは附属地域センターである。それ以外に各学部及びその他の附属機関においても各種の取り組みを行っている。以下それらの活動について記述する。

1) 附属地域センターによる取り組み

附属地域センターは、臨床福祉サービス（相談活動）、コミュニティ実践（地域福祉活動）、オープン化事業を活動の三本柱とし、大学の地域貢献の窓口として、平成9(1997)年に開設した。附属地域センターの構成員は、地域センター長及び地域センター運営委員の教職員からなり、このメンバーを中心として活動を展開している。

活動の基本方針は次のとおりである。臨床福祉サービス（相談活動）では、家族の抱える問題、社会生活を営む中で生じてくる問題を中心としたさまざまな相談に対する援助を行う。必要に応じて他の専門機関の紹介を行う。コミュニティ実践（地域福祉活動）では、地域のニーズに応えながら、より望ましい地域づくりに参画し、地域の福祉力を向上させるさまざまな活動を行う。オープン化事業においては、地域の小中学校や高等学校に講師を派遣し、また施設設備等を開放する。

平成20(2008)年度の活動状況は次のとおりである。

臨床福祉サービス（相談活動）

社会生活上の問題、子どもの問題等の相談件数は、新規受付件数12件 面接回数延べ12回であった。

コミュニティ実践（地域福祉活動）

ガイドヘルパー養成研修(視覚障害者移動介護従業者養成研修課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程)、介護員養成研修(2級課程)、高校教員のためのエンパワメント講座、市民福祉大学講座、啓発交流プログラム、兵庫県立赤穂特別支援学校との交流学习、あこう絵マップコンクール、兵庫県赤穂市との協働研究、第38回市民の夕べ参画事業、兵庫県西播磨県民局委託事業、「まちの保健室」事業を行った。その詳細は以下のとおりである。

ア) ガイドヘルパー養成研修

視覚障害者移動介護従業者研修課程は、40人（学生25人、一般15人）が受講した。アンケート結果では、「実際に体験することで、講義を聴いても気付かなかったことに気付くことができてよかった」等の回答があった。

全身性障害者移動介護従業者研修課程も40人（学生25人、一般15人）が受講し、修了時のアンケート結果では、「校外実習は大変に勉強になった」「学んだことをこれから活かしていきたい」等の回答を得た。全体の満足度は90.0%

以上であった。

イ) 介護員養成研修(2級課程)

94人(学生84人、一般10人)が受講した。アンケート結果では、「研修を通して、介護の技術や福祉の倫理を学ぶことができ、充実したものとなった。現場実習ではさまざまなことを感じ考えることができた。これからは活かしていきたい」等の回答があった。

ウ) 高校教員のためのエンパワメント講座

「対人関係につまずく子どもたちを支援する」と題し、計4回8講座で実施した。受講者は47人であった。アンケート結果では、満足度は87.0%、「次年度も是非受講したい」が67.5%であった。

エ) 市民福祉大学講座

「こころの健康講座～幼児期から老齢期までのライフステージにおける心の健康～」と題し、計5講座で行った。受講者数は42人であった。

オ) 啓発交流プログラム

車いす・アイマスク体験、コミュニケーション学習、看護体験を行うもので、赤穂市立坂越中学校1年生47人、瀬戸内市立邑久中学校3年生180人、赤穂市立西中学校2年生113人、備前市立日生中学校3年生91人、玉野市立荘内中学校1年生126人を対象に、計6回行った。

カ) 兵庫県立赤穂特別支援学校との交流学习

本学学生が兵庫県立赤穂特別支援学校高等部の3年生と料理を作ったり、レクリエーションを行うことを通して、相互交流と理解を深めた。また、同校が実施する雪遊び交流会に本学学生が参加し、小学部の児童たちとの交流活動を通して、児童たちの社会性や人間性の養成に貢献するとともに、同校と本学の教育に係る相互理解・認識の促進を図った。

キ) あこう絵マップコンクール

あこう絵マップコンクール実行委員会主催の公開審査会場として、コミュニティホールを施設開放した。このコンクールでは、附属地域センター長が審査委員を務めた。また、約20人の本学学生が、関西福祉大学学生絵マップコンクール実行委員会を編成し、コンクールの準備、運営に関わる等、学生力を活用した事業となっている。このあこう絵マップコンクールは、平成19(2007)年に国土交通大臣より、「手づくり郷土賞『地域活動部門』」に認定された。

ク) 兵庫県赤穂市との協働研究

兵庫県赤穂市と「まちづくり」をテーマとして協働研究を実施している。本年度は「障害児・者地域生活支援のための実態意向調査」というテーマで行った。

ケ) 第38回市民の夕べ参画事業

兵庫県赤穂市との連携事業として、本学学生ボランティアが障害者施設・団体のアンテナショップの企画・運営を行った。

コ) 兵庫県西播磨県民局委託事業

平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の3ヶ年にわたって実施した、兵庫

県西播磨県民局の委託事業について、最終年度にあたる平成 20(2008)年度に附属地域センター事業として、商店街に所在する飲食店メニューの点字メニューの作成、駅前通りの道路両側の花壇に、それぞれの店舗の名称のプレートを設置する等の活動を実施した。併せて、商店街の活性化を継続して実施していくためのシステム構築に資するためのアンケート調査を実施した。

サ) 「まちの保健室」事業

平成20(2008)年度より、(社)兵庫県看護協会の後援を受け、地域住民に対して健康相談、育児相談、介護相談、健康チェック等の活動を実施した。この事業の目的は、地域の人々の生涯を通しての健康を支える役割を担うことである。具体的には、毎月第3木曜日に看護学部の教員2人が市内の商店街が管理する施設に赴き、来訪者への対応を行っている。

オープン化事業

平成20(2008)年度の施設利用は、延べ117回(学内団体105回、登録団体12回)があった。

なお、附属地域センターには、「登録会員制度」がある。これは、定期的かつ持続的な非営利公益活動を行う団体で、本学の建学の精神と附属地域センターの活動方針に沿う団体に対して、センター施設の継続的な利用を認めるものであり、現在よりよい地域づくりや地域福祉の向上のためのイベントの計画・実施を行う「西播磨地域づくり女性会議」が会員登録を行っている。同会議は、現状で概ね約1回/月の割合でセンター施設を利用して会議を開催している。

また、平成20(2008)年度は、赤穂市駅前商店街が兵庫県西播磨県民局の補助金事業「がんばる商業者応援事業」の一環として実施した「まちなか健康教室」に看護学部の教員2人及び学生ボランティア7人を派遣し、「元気な暮らしをいつまでも～健康寿命の延伸は運動から」という演題で講演及び筋力トレーニング、健康体操の実技指導を行った。

2) 他の附属機関及び学部等による取り組み

施設開放

施設の開放としては、障害者支援施設の知的障害者の余暇・音楽活動、赤穂市身体障害者福祉協会の「福祉ふれあいグランドゴルフ」、赤穂市手をつなぐ育成会の会議、あこう絵マップコンクール実行委員会の「あこう絵マップコンクール2008」、兵庫県立赤穂精華園の「第4回発達支援セミナー」、赤穂義士会の「赤穂『忠臣蔵』検定」の会場として、教室、グランド等の開放を行った。

さらに附属図書館の開放として、学外利用者の制度を設けており、平成 20(2008)年度には延べ 374 人の利用があった。また、科目等履修生延べ 7 人、聴講生延べ 8 人の受け入れを行う等、地域社会における生涯学習の機会を提供している。

その他、(福)緑樹会が運営する喫茶「ライム」に校友会館(同窓会館)1階部分を店舗スペースとして提供している。この喫茶「ライム」への店舗スペースの提供は、大学の地域貢献の一環としての施設開放であり、知的障害者の社会参加の場となっている。学生がこの喫茶「ライム」を利用することにより、障害者に対する理解を深めることができるという副次的な効果も得られている。

人的資源の提供

兵庫県赤穂市及び近隣自治体の依頼を受けて、教職員・学生を審議会・委員会に派遣している。具体的には、行政改革推進委員会、男女共同参画審議会、公民館運営審議会、市民会館運営審議会、社会教育委員会、国際音楽祭実行委員会、次世代養成支援対策推進協議会、介護認定審査委員会等である。また、全国社会福祉協議会、近隣の県・市社会福祉協議会、県・市教育委員会、保育協会、県・市の関係機関、高等学校、幼稚園、保育所、福祉施設・医療機関等が実施するさまざまな研修会に教員を講師として派遣している。この他にも岡山県下のいくつかの自治体にスクールカウンセラーとして教員を派遣している。

このような学外からの講師派遣依頼は事務局の総務課・教学課・看護学部総括課が窓口となっており、この件数は平成 20(2008)年度は約 80 件であった。

その他

これらの取り組み以外に、平成 20(2008)年度より、以下の目的のもとで連続公開講演会を開催している。

- ア) 本学が兵庫県赤穂市に所在していること、また本学がどのような大学かを広く社会に認知してもらうこと。
- イ) 今後、社会福祉、看護の両学部が有機的な連携を図っていくための契機とすること。
- ウ) 普段の学習では直接取り扱われない分野・テーマによる講演を学生に聴講させることで、興味・関心や学習意欲を振作すること。
- エ) 大学の地域貢献の一環として、講演を地域住民にも開放し、住民の一般教養の向上に資すること。

平成 20(2008)年度は「新しい人間の可能性を求めて」という共通テーマを設定し、筑波大学名誉教授 村上和雄氏、AMDA 代表 菅波茂氏、東京大学名誉教授 養老孟司氏、京都大学こころの未来研究センター教授 カール・ベッカー氏を講師として招聘し、10月から1月までの4ヶ月間に4回の講演会を開催した。聴講状況は、4回の合計で市民等 564 人、学生 907 人、教職員 155 人であった。

この連続講演会については、大学の資源の地域社会への提供の一環として、平成 21(2009)年度以降も継続して実施していく。

(2) 10 - 1 の自己評価

まず、附属地域センター事業の展開について、臨床福祉サービス事業では、地域住民等の相談に関する需要には概ね対応できている。ただし、相談担当教員並びに業務運営のための職員スタッフの確保が重要な課題となっている。本業務に当たる附属地域センタースタッフは2人であり、個々の具体的な対応については、学部教員にその都度依頼しているのが現状である。相談業務をさらに充実・活発化するためには、相談担当者の増員並びに学部教員とのより一層の連携が必要である。コミュニティ実践事業では、従前どおり、多彩なメニューでさまざまな物的・人的資源の提供を行うことができているが、市民のニーズにより対応したかたちでの公開講座、特に市民福祉大学講座のあり方を見直す時期に来ている。オープン化事業では、附属地域センターの機

能・役割の範ちゅうでの施設開放は、大学としての施設開放と併せて積極的に実施できている。

次に他の附属機関及び学部等による取り組みについては、施設開放により福祉関係の施設や団体、地域の諸行事の開催に際して教室、グラウンドを開放する等、大学の資源を社会に提供することができている。また、附属図書館の開放による市民、地域住民等への知識・情報の提供も実施できている。人的資源の提供についても、兵庫県赤穂市及び近隣自治体が設置する様々な審議会・委員会への教職員及び学生の派遣、各種研修会への講師派遣等によって十分に実施できている。

このように、大学施設の開放、公開講座の実施、委員・講師の派遣等、大学が持っている物的・人的資源については積極的に社会に提供されている。

(3) 10 - 1の改善・向上方策(将来計画)

社会の変化や大学が持っている物的・人的資源に係る地域社会の要望を大学として受け止め、大学が地域社会の知的財産・資源としての積極的な役割を果たしていくことが重要である。また、地域社会との連携、地域社会の再構築への貢献を果たしながら、広域の社会、日本全体、そして国際貢献のできる叡智の府としての存在を示すことが肝要である。これらのことを再認識し、かつ教職員個々人もその意識を持つことができるよう、学長や附属地域センター長を中心として内部啓発にも努めていく。

既述のとおり、現状で概ね大学が持っている物的・人的資源の社会への提供は実施できていると認識しているが、それを維持、充実させていくための組織の在り方、人員の配置等について平成21(2009)年度には事業展開と並行して検討を行い、次の年度に新たな体制での取り組みができるようにする。また、現状で実施している各種事業についても運営の円滑さや、サービスの質を維持・向上させるための方策を逐次検討、導入していく。

10 - 2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10 - 2の事実の説明(現状)

福祉と看護の教育研究において、福祉施設や医療機関等との密接かつ適切な関係が維持できている。さらに、赤穂市の経営者協会、商工会議所、商店街組合との連携事業にも積極的に取り組んでいる。

他大学との連携については、社会福祉士国家資格養成校協会、精神保健福祉士養成校協会、日本看護系大学協議会、全国保健師教育機関協議会等への加盟・参加を通しての連携のほか、本学での学術大会の開催、他大学教員との共同研究等がある。さらに、次のような兵庫県下の大学との連携事業にも主体的に参画している。

1) 福祉施設・医療機関等との連携

「社会福祉学部実習打合せ・懇談会」及び「社会福祉援助技術現場実習報告会」開催
社会福祉実習配属先との事前の打合せを目的として、実習の始まった平成11(1999)年度から「社会福祉学部実習打合せ・懇談会」を毎年開催している。平成

20(2008)年度は本学と姫路の2会場で実施し、参加者は59人(43ヶ所)。また、平成16(2004)年度より実習後の振り返りと今後の実習教育の改善のため、「社会福祉援助技術現場実習報告会」を開催している。平成20(2008)年度の参加者は26人(19ヶ所)。

「看護学部実習指導者会議」開催

平成20(2008)年度より実習先指導者を対象に、本学において、各領域実習の概要説明と実習依頼、また領域別の検討会を行い、本学の教育に対する理解を深め、実習先との連携を強化している。平成20(2008)年度参加者は臨床部門15人(6ヶ所)、地域部門14人(14ヶ所)。

2) 他大学との連携

大学連携「ひょうご」講座

兵庫県が県内39大学等と連携し、参加大学の持つアカデミックで専門的な知識を活かして、県民に幅広い生涯学習の機会の提供するものである。本講座は、県、市町、大学等高等教育機関、関係団体等が実施する講座と位置付けられている。

本学は、平成15(2003)年度より、本講座に参加し「こころの健康 = メンタルヘルスの世界へ - 現代人の生・老・死を考える -」「< 出会い > を科学する」「高齢者の介護ケア(福祉と看護)」といったテーマの科目を開講してきた。また、平成19(2007)年度より、本学の各学部の開講科目「財政のしくみと福祉」「社会福祉援助技術論」「援助的関係論」「赤穂学」を本講座に提供してきた。

大学コンソーシアムひょうご神戸

本コンソーシアムは、「兵庫県内の大学の相互連携を深めるとともに、地域社会・地方自治体や産業界及び大学間連合組織と協力し合うことにより、大学における教育・研究の向上を図り、地域社会の振興と発展に寄与することを目的とする」という設立趣旨のもと、平成18(2006)年度に発足した。本学はこれに加盟し、7部会のうち地域交流委員会と社会連携委員会に委員を派遣している。

3) 企業との連携

平成20(2008)年度においては、関西電力による企業講座を開催し、「地球温暖化問題の動向と対応について」をテーマにした講演と関西電力大飯原子力発電所見学会を実施した。また、平成21(2009)年度においては、社会福祉学部開講科目「総合演習」の授業全15コマのうち3コマについて、関西電力赤穂発電所の社員を講師として招聘し、関西電力の最新の情報や技術等の講義を通して「環境問題と福祉」について学ぶ予定である。

(2) 10 - 2の自己評価

福祉と看護という学問分野によるところもあるが、営利組織である企業との連携は十分であるとは言いがたい。しかし、福祉施設や医療機関、また企業の上部団体との連携は十分にできていると評価している。また、他大学との連携については、兵庫県の事業への参画を中心に行っているが、県外他大学との連携は十分ではない。

(3) 10 - 2 の改善・向上方策 (将来計画)

専門教育及び研究の高度化を図るため、実習先等の福祉関連施設や医療機関との連携を強化していく。

10 - 3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

10 - 3 - 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10 - 3 の事実の説明 (現状)

地域に開かれた大学をその使命の1つとする本学では多種多様な地域連携事業を展開し、地域社会との協力関係を構築している。

1) 附属地域センターにおける活動を通じた協力関係

先述の附属地域センターの活動、特にコミュニティ実践事業がその典型である。地域の福祉力を高める研修事業では、その事業を展開する上で、地域の有能な人材を講師として活用する等、地域のネットワークの形成に取り組んでいる。

2) 教育面における協力関係

「赤穂学」の開講

社会福祉学部では、専門科目の1つとして「特講D(赤穂学)」を平成17(2005)年度から開講している。また、平成18(2006)年度より、看護学部において、教養科目の「赤穂学」を開講している。赤穂市をフィールドとして福祉・看護行政を中心に学び、地域から世界に新しいアイデアやシステムを発信できる人材の養成を目的としている。赤穂市職員による具体的な行政の施策、将来展望についての講義と本学教員によるその学問的、理論的な講義から成り立っている。

兵庫県赤穂市におけるインターンシップ制度

学生の学習意欲を喚起し、高い職業教育を育成するとともに、市政に対する意識を深めることにより、学生のまちづくりへの参加を促進することを目的として、赤穂市役所において10日間のインターンシップを行っている。例えば、健康福祉部社会福祉課障害福祉係に配属された学生は、障害福祉サービス支給決定事務・障害程度区分認定調査事務・障害者台帳整理事務の補助を担当し、企画振興部観光商工課観光振興係に配属された学生は観光振興に関する諸業務、観光案内業務、観光施設現況調査、イベント開催準備事務業務等を担当した。

3) その他の地域との協力関係

「トライやる・ウィーク」による生徒の受け入れ

平成10(1998)年度より、兵庫県下の公立中学校2年生を対象とした「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』」として実施されている職場体験等の活動の場として、本学附属図書館を提供し、赤穂市内の中学2年生を毎年4から6人、1週間受け入れている。

西播磨県民局委託事業

平成18(2007)年度より西播磨県民局の委託事業として商学連携事業を展開している。赤穂市中心市街地の商店街の空き店舗の増加、中心市街地の高齢化、周辺農村地域の高齢化による人手不足、これらの問題を解決するパイロット事業とし

て、「地産地消」をキーコンセプトに、本学学生による高齢生産農家の支援、空き店舗を活用した学生の店の運営、商店街組合と一体となった活性化事業に取り組んでいる。その成果及び評価については、マスコミに多く取り上げられたところである。

大学祭への地域住民の参加

平成20(2008)年度に第12回を迎えた大学祭においては、地域住民の参加も多く、地域のイベントとして定着している。大学祭では赤穂市内の福祉施設等の利用者が作成した作品展示や模擬店の出店等も行われている。

(2) 10 - 3 の自己評価

本学は、地域に開かれた大学として、開学以来多種多様な地域連携事業を展開してきた。現状においても附属地域センターによる各種研修事業の展開や赤穂市、地域との様々な取り組みを通じた連携を行っており、かつその数、規模、内容の何れにおいても発展してきている。

また、10-1において記載したように、人的・物的資源の提供に係る地域の需要は大きく、このことは本学が地域社会から信頼されていること、また本学と地域社会との協力関係が構築されていることの証左であると言える。

(3) 10 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

今後とも地域社会との連携を強化する一方で、各事業の深化・拡大をめざす。また、その結果得られた教育研究成果を社会に還元することに努めていく。

【基準10の自己評価】

本学は、小規模な大学ながら、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」としてその持てる物的・人的、また知的資源を積極的に地域社会に提供してきた。また、このことと同時に様々な取り組みを通して地域社会との協力関係を構築することができている。そして、その協力関係は年々強固かつ良好なものとなってきている。

【基準10の改善・向上方策(将来計画)】

地域社会との連携については、物的・人的資源を需要に対して概ね十分に提供し、地域社会に貢献している。今後とも地域社会との協力関係を維持し、地域のニーズにあった事業を展開することで、社会貢献を図る。そのプロセスのなかで必要に応じて他大学及び企業との連携を図っていく。

基準 1 1 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

1 1 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

（ 1 ） 1 1 - 1 の事実の説明（現状）

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程を整備し、教職員の法令遵守の徹底に努めている。関連規程及び規則は以下のとおりである。

- 1) 「学校法人関西金光学園関西福祉大学就業規則」(以下、「就業規則」という。)
- 2) 「関西福祉大学セクシュアルハラスメントの防止に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)
- 3) 「関西福祉大学セクシュアルハラスメントの相談窓口に関する内規」(以下、「内規」という。)
- 4) 「学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規程」
- 5) 「学校法人関西金光学園個人情報保護に関する規程」
- 6) 「関西福祉大学看護学部倫理審査委員会規程」
- 7) 「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要投稿規則」
- 8) 「関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」

まず、「就業規則」に遵守義務として、「教職員は本学設立の趣旨に則り、職務の公共性を認識するとともに、この規則及び諸規程を遵守し、上司の命に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない」と規定し、さらに「第 2 章 服務」において、服務心得及び遵守事項について定めている。

その上でこれらの規定に基づき、「人権侵害と性差別のない大学づくり」をめざすため、セクシュアルハラスメント防止の「ガイドライン」を作成し、運用している。セクシュアルハラスメントの防止に係る啓発活動としては、学生オリエンテーションにおいて、関連の講演会等を行うとともに、学生ハンドブックにはセクシュアルハラスメントの防止についての記載をして注意を促している。さらに、学生アンケート調査でも毎年継続してセクシュアルハラスメントに関する項目を盛り込み、学生の意識浸透等に配慮している。また、「ガイドライン」に基づき、セクシュアルハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談員を配置している。

公益通報者保護については、「学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、公益通報に係る組織・管理体制、通報の処理体制、公益通報者の保護及びその他必要な事項を定めている。

個人情報保護に関しても、「学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規程」を定め、「個人情報保護法」の施行に合わせて運用している。また、各部署においては、「関西福祉大学各課個人情報取り扱い細則」を定め、個人情報の取り扱いに係る安全性・正確性を保持するための管理、運営の細部について必要な事項を定めている。

研究活動に係る組織倫理については、まず看護学部において、平成 19(2007)年度

より倫理審査委員会を設置し、同学部で行われる人を対象とする研究について、倫理的配慮を図ることを目的とした「関西福祉大学看護学部倫理審査委員会規程」を制定し、運用している。社会福祉学部においても「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要投稿規則」内で、人及び動物が対象である研究については倫理的な配慮をし、その旨を論文等に明記するよう定めている。

以上の組織倫理に関する規程については、教授会、事務局責任者会議等の組織で趣旨説明をし、教職員に周知・徹底が図られている。また、規程集については、これまで全教職員を対象に配付していたが、平成21(2009)年度より学内LANシステム上で全教職員が迅速に情報共有できる体制をとっている。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理を有している。また、社会の情勢を受け、順次規程の整備を図る等、適切に措置できている。しかし、セクシュアルハラスメントを含めた各種ハラスメント対策等、倫理的規範の確立に関してはさらに積極的に啓発活動を続けねばならない。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

教職員・学生のセクシュアルハラスメントを含めた各種ハラスメント対策の体制等については、HA委員会(HA=ヒューマン・アフェアーズ)を中心に検討していく。特に、これまで大学として検討や対応を行ってこなかったアカデミックハラスメントについては、早期に対応に係る検討を行い、積極的な啓発に努めていく。

その他、社会的に必要とされる倫理規程の整備・運用を継続し、社会的機関としての役割を果たしていく。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

1) 緊急時・災害時の対応

緊急時や災害時の対応については、「関西福祉大学危機管理規程」及び「関西福祉大学危機管理マニュアル」に基づき、危機管理委員会を設置することとしている。さらに、これらの規程に則り、台風、集中豪雨、地震、火災等が発生又はその虞があるとき並びに本学学生及び教職員に係る重大な事故や犯罪が発生した際には、危機管理委員会を招集する等、事態に対処する体制を整備している。また、緊急事態発生時への対応の編成については「関西福祉大学緊急事態発生時教職員配備要綱」により明確に定めている。特に、学生に対しての緊急連絡は、電子掲示板システム「Synthe Univ」により、学生の携帯電話へ一斉に休講情報等をメール配信し、安全確保を図っている。同時に本学ホームページにも同様の内容を掲載している。

2) 学生の不測事態への備え

緊急連絡用の携帯電話を教学課職員が持ち、夜間・休日にも学生に対応できる体制をとっている。また、緊急連絡網を整備し、学長、各学部長及び学生委員長、教学課長以下の担当者間で共有している。さらに、所轄警察署及び近傍の駐在所警察官とは恒常的な連絡体制を構築している。

3) キャンパスの安全体制

日常の警備・保安は、警備会社へ委託し、緊急時における対応も適切に行われている。また、防災体制は毎年見直し、赤穂市消防局へ届出を行い、安全管理には万全を期している。緊急時の安全体制としては、AEDを学内に3台設置し、不測事態発生時に冷静かつ適切な使用を行うことができるよう学生及び教職員を対象とした講習会を実施している。

4) トラブル防止

この他にも、学生オリエンテーション、学生ハンドブック、各種リーフレット等を通して、危機管理意識の高揚を図り、トラブル防止に努めている。具体的には、交通違反、薬物事犯、悪徳商法、振り込め詐欺等に関する防犯資料及び啓発資料を所轄警察署から提供してもらい、学生オリエンテーション時や学内各所の資料配布コーナーに設置する等して配布し、トラブルの未然防止に努めている。また、学生オリエンテーション時には、兵庫県警察本部や所轄警察署から担当者を講師として招聘し、防犯講話を実施する等している。

不正防止対策としては、各研修会や会計監査人との相談から得られた情報を基に不正が生じにくい業務改善を積極的に行っている。また、各種補助金の使用状況については、学園の内部監査を積極的に活用するとともに、平成19(2007)年には「関西福祉大学 研究活動に係る不正行為防止等に関する規則」を整備し、各学部教授会で不正行為防止にかかわる啓発のための説明を行っている。さらに、学園本部及び本学に研究活動に係る不正行為調査申し立て窓口を設け、本学ホームページ上で公表している。

これ以外の不正にかかる危機管理体制としては、「公益通報者の保護等に関する規程」を定め、公益通報者保護体制を整えている。

(2) 11-2の自己評価

緊急事態発生や災害時の対策については、規程化・マニュアル化するとともに、緊急連絡体制の整備や学生に対する危機意識の喚起等、重要課題として取り組んでいる。また、設備面の安全管理や警備保安は専門業者に委託しており、現在のところ大きな問題はない。なお、避難訓練の実施や防災用品の備蓄は不十分な状態にあると認識している。

危機管理としての不正防止については、研究活動に係る不正行為防止及び公益通報者保護のいずれに関してもそれぞれ規程に基づいた組織体制が整備され、かつ学内への周知も図られていることから適切に機能している。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

本学のキャンパスは、塀を設けず地域住民に開かれた環境としているため、セキュリティの確保を目的とした警備員の巡回や常駐等を検討する必要がある。

また、地域の避難所となっているため、防災用品の備蓄や不審者対策も今後の課題とし、全学的な避難訓練を実施する。

本学は、兵庫県赤穂市の指定避難場所に指定されていることから、同市との協議も今後積極的に行い、本学学生のみならず、地元住民にも配慮した避難場所に足り得る体制を整えるための計画の策定に取り組む。

不正行為防止等については、現状で具体的な事案の発生は認められていないが、各教育研究組織や個々の教職員に対する継続的な啓発を行うことにより不正行為発生の未然防止の徹底を図る。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3事実の説明(現状)

本学における教育研究成果を学外に広報する取り組みとして、社会福祉学部では定期的に刊行している「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要」がある。これは、編集委員会が中心となって査読と編集を行い、公正な手順を経て論文等を掲載・公表する媒体である。また、各教員の著した学術論文、学会で行った発表、社会貢献活動等について一覧にまとめ公表する手段ともなっており、福祉系大学をはじめ、その他関係機関等の約200件に送付している。さらに、社会福祉学部では、体験型学習を特色とする「演習・コミュニティアワー」の発表会や「社会福祉援助技術現場実習」の成果報告会等に外部の関係者を招き、教育成果の公表に努めている。

看護学部では、地域の諸機関と連携し、独自に「ヒューマンケア研究学会」を設立し、開かれた研究活動と研究成果発表を行うべく本格的な活動に取り組んでいる。また、教員の指導・支援によって学生主体の運営による「関西福祉大学看護学生研究会」を組織している。

その他、大学附属の地域社会福祉政策研究所では、研究助成の成果等について報告書を作成し、公表しているほか、教育後援会報(保護者会報)、校友会報(同窓会報)でも教員の教育研究成果について公表を行っている。また、本学ホームページを通じ、学部・学科及び教員の紹介、クラブ活動報告、入試関連情報の他、各教員の教育活動・研究活動・社会貢献活動についても情報発信をしている。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究成果は、社会福祉学部では「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要」等を通じて学内外に発信しており、教育研究活動の成果を明確に示している。

社会福祉学部では「演習・コミュニティアワー」の発表会や「社会福祉援助技術

現場実習」の成果報告会への外部の関係者等の参加により、学習成果を広く広報している。

看護学部は、開かれた発展的研究活動の場として学会活動の展開に注力している。また、学生の研究会を支援し、学習成果の発表の場を提供している。

また、地域社会福祉政策研究所の研究助成に関する報告書、本学ホームページ、教育後援会報、校友会報を通じて、学内外に教育研究成果の公表ができています。

（３）１１ - ３の改善・向上方策（将来計画）

研究紀要や地域社会福祉政策研究所報告書等の既存のしくみを基盤に、さらにその内容を充実させ、研究成果の公表を推進していく。

インターネットの普及や伝達手段のデジタル化に対応し、ホームページを通じた情報発信のしくみを充実していく。また、大学紹介用DVDの作成等、映像資料を活用した大学広報ツールの開発にも取り組み、大学の教育研究成果の広報にも活用する。

【基準１１の自己評価】

社会的機関として必要な組織倫理及び危機管理は確立されている。セクシュアルハラスメントの防止、個人情報の保護については、大学としての組織倫理の問題にとどまることなく、一人ひとりの人権問題であることを啓発活動を通じて教職員、学生に周知徹底を図る必要がある。教育研究成果については、公正かつ適正に学内外に広報する体制が整備されている。

【基準１１の改善・向上方策（将来計画）】

個々の想定事例(実習現場、教員個人研究室、教室、サークル活動、アルバイト等)に基づいた各種ハラスメント防止策の強化、自然災害や緊急事態に迅速に対応できる体制づくりに取り組む。

また、個人情報保護の重要性についての意識を喚起し、福祉・看護に携わる者の守秘義務の徹底を継続的に進める。

教員の教育研究成果の広報体制については、関西福祉大学研究紀要の内容を充実させるとともに、学会の大会や各種団体の研修会を積極的に誘致することで、発表や公表機会を増やし、教育研究活動の活発化を促す。また、広報物の内容については複数の担当者がチェックする等、正確さの確保と質の向上に一層取り組むこととする。

特記事項 「学生による地域貢献活動」

1 全般

本学の使命の 1 つとして、地域への貢献は重要な位置を占めるものである。この貢献にはさまざまな形態が考えられるが、その 1 つに学生による地域貢献活動が挙げられる。これまでも学生による地域貢献活動は非常に多岐にわたり、かつ継続的なものとなっているが、地域社会の変容に対応すべく、学生自らが立案する諸活動は年を追って広がりを見せている。同時に、これら学生による活動の趣旨を損なわない形で大学の関与も活発に行われており、本学の大きな特徴をなすものとなっている。この特徴は次の 5 点に要約される。

特徴 1： 学生自らの企画・立案によるものであること

本学を志す者の多くは、入学前から社会福祉・看護に高い関心を持っている。従来からの関心に加え、講義等で社会問題の視野が広がることにより、問題解決に向けた行動を起こすことについての欲求は相当に高いものと推測される。同時に、開学以来先輩が積み重ねてきた活動実績に触発され、既存活動への参加が継続するとともに、新たな社会問題に対応した解決のための行動を学生自らが企画・立案できる土壌が備わっている。

特徴 2： 活動が広範にわたること

社会福祉・看護を専門とする本学の性格から、地域福祉活動については従来より活発な展開を見せている。しかしながら、例えば「福祉」の範囲が一定でなく、かつ新たな社会問題の発生等、狭義の福祉活動だけでは必ずしも地域貢献として十分あるいは効果的とは言えない場合もある。また、下宿及び市内在住の学生は講義以外の時間においては一個の地域住民であり、通学生においても市内で活動する間は同様であるが、地域住民としての関心は必ずしも狭義の福祉問題に限らないと考えるのが自然であろう。本学の特徴としては、いわゆる限られた対象者に対する閉じた福祉活動だけでなく、学生自らが地域住民として周囲を見渡し、課題に対して柔軟に考え、行動していることが挙げられ、結果として当該学生の活動が極めて広範なものとなっていることが挙げられる。

特徴 3： 実践科学のフィールドとなっていること

従来のボランティア活動は、心ある人たちが施設を訪ね、職員が普段できないような窓拭きや草刈りを手伝う等、補完的労働力の提供が主たるものであった。しかし、これからのボランティアには、この補完的な役割に加え、主体的・自主的に自分の能力や経験をその社会に活かすことによって自己実現を行い、制度的サービスでは行き届かないところへのより細かなサービス - インフォーマル・サービス - の提供者としての役割が強く求められている。また、社会福祉・看護は実践科学であり、学生の学びは、大学の講義や演習で学んだ内容を実践することによって初めて生きたものになる。学生たちは、頭の中だけで物事を構築するのではなく、さまざまな問題を抱えながらもそれぞれ尊厳をもって生活している人々に対して現実的か

つ具体的に働きかける地域活動のなかで、社会福祉・看護の実践知を体得している。その学びを通して、学問や研究に関する強い動機づけが得られ、卒業後の自分の進路や生き方について大いに考える機会にもなっている。

特徴4： 社会的な学びを得る場になっていること

学生の地域活動は、さまざまな年齢の人や異なる価値を持つ人々との出会いの場であり、また、大学の授業では体験のできない社会的な学びを得る場となっている。こうした学生の活動は、学生自らが成長していく人間教育としての良い機会にもなっているが、それ以上に、その場にいる人々の成長を促すことにもなり、そのことが深く地域社会に貢献することにつながっている。

特徴5： 大学との連携が密であること

学生のみによる活動にとどまる場合、活動にかかる財源、諸機関との調整等に課題を有しているほか、新たな社会問題の背景、解決方策等の検討から行動に至る際の判断に十分な妥当性が保障し得ないことも想定される。本学の特徴として、福祉や地域活動に造詣の深い教員が適宜相談に応じ、あるいは演習における指導等を通じて、学生の自主性を最大限尊重しつつ、組織化、効率的な活動を支援し、また課外活動として認知することにより、財源問題の負荷軽減に努め、活動に専念できるよう配慮していることが挙げられる。

2 地域貢献活動の代表的事例

(1) 課外活動 ～メンタルフレンド「ひまわり」の活動～

【活動の背景】

保育所、幼稚園、小・中学校において、登園・登校をしぶり、不登校をきたしている児童。また、友達を作ることができず、一人ぼっちでいる児童。他の子どもとトラブルを起こし、仲間はずれになっている等、集団不適應をきたしている児童。授業中にうろうろして、課題に集中できない、学習についていけない等、学業不振をきたしている児童等、さまざまな児童が見られる。

平成14(2002)年2月から3月にかけて文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の全国実態調査」の結果によると、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒は約6.3%の割合で、通常の学級に在籍している可能性があることが示されている。さらに、学習面で著しい困難を示す児童生徒の割合が4.5%、行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が2.9%、学習面と行動面ともに著しい困難を示す児童生徒の割合が1.2%であった。そのような児童に対して、情緒の安定を図るとともに、意欲を引き出し、また、学業においても自信がもてるように支援することが必要とされていた。

本学の課外活動サークル「メンタルフレンド『ひまわり』」(以下、「ひまわり」という。)は、将来、児童福祉の道に進みたいと希望していた学生から「子どもと関わりたい、子どもの問題に取り組みたい」との声があがり、子どもたちのありのままを受け入れ、子育てに悩む保護者たちと子どもたちの橋渡しになればとの思いで、

平成 14(2002)年 4 月に結成された。

【歩み】

「ひまわり」では、設立以来、赤穂市内の保育所、幼稚園や小・中学校への支援や不登校児の家庭訪問等を行い、大学生が児童の「お兄さん、お姉さん」となって、児童とのふれあいを深め、児童の自尊感情を育みながら、児童が自信を持って生活できるように支援している。

平成 16(2004)年には、その実績が認められ、赤穂市と大学の共同研究であるスクールソーシャルワーク事業の一環として、赤穂市青少年育成センターのスクールソーシャルワーク事業の 1 つに位置づけられた。平成 18(2006)年 2 月 9 日には、この活動が評価され、赤穂市教育委員会より感謝状が授与されている。また、同年に開催された第 29 回全国解放保育研究集会において、実践活動を報告し、賞賛が寄せられた。現在のメンバーは約 30 人である。

【活動目的】

「ひまわり」は、学生が赤穂市教育委員会学生ボランティアとして、赤穂市の公立保育所、幼稚園、小・中学校等へ出向き、学校等におけるさまざまな教育活動の円滑な実施及び子どものための健全な環境づくりに寄与することにより、地域社会に貢献することを目的としている。

【活動形態】

- 1) 関西福祉大学と赤穂市教育委員会が連携して、活動を実施している。
- 2) 赤穂市教育委員会が赤穂市の公立保育所、幼稚園、小・中学校等からボランティア派遣の依頼を受け、大学と当該学生ボランティアとの連絡調整を行い、大学、学生及び学校等が合意した上で派遣を決定している。

【赤穂市教育委員会、学校等、関西福祉大学の所掌事項】

- 1) 赤穂市教育委員会は、赤穂市青少年育成センターに事務局を置き、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 学校等に対し、助言及び諸関係の調整を図ること。
 - 学生ボランティアの募集、登録に関すること。
 - 学生ボランティアの指導及び研修に関すること。
 - 活動中に事故が発生した場合のボランティア保険の活用等、適切な処置に関すること。
 - その他、学生ボランティアの運営に関すること。
- 2) 学校等は、校内に担当者を置き、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 社会的な活動の場としてふさわしい環境と活動内容を提供すること。
 - 必要に応じて、指導及び研修を行うこと。
 - 学生ボランティアの活動記録を月ごとに赤穂市教育委員会に報告すること。
 - 学生ボランティアの活動中に事故があったときは、速やかに赤穂市教育委員会に報告すること。
 - その他、学生ボランティアの活動に関すること。
- 3) 関西福祉大学は、学内に担当者を置き、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 必要に応じて、指導及び研修を行うこと。

その他、学生ボランティアに関すること。

【具体的な活動】

- 1) 学習活動への支援
- 2) 交流・体験活動等への支援
- 3) クラブ・部活動への支援
- 4) 介助を要する児童・生徒への支援
- 5) その他、赤穂市教育委員会が認める児童・生徒への支援

【活動の効果】

「将来、児童関係の仕事に携わりたい」という思いを抱いて入学してきた学生が、保育所や幼稚園、小・中学校の園児や児童生徒に関わることにより、大学で学んだことを机上のものにとどめることなく、実践活動を通じて、児童の発達等を深く理解し、また、不登校児や不適應をきたしている発達障害児等の心理や行動、さらに、支援のあり方を深く学ぶ良い機会になっている。また、学生から「子どもと一緒に笑ったり、悲しんだりすることで信頼関係は築ける」との声が聞かれ、福祉の原点とも言える「悩んでいる人に寄り添うこと」の大切さも学んでいると言える。

児童の良きお兄さん、お姉さん役として活動し、児童との信頼関係を築き、情緒の安定を図るとともに、児童の自信(自尊心)を育むことに大いに寄与している。ふさぎ込みがちであった児童が生き生きとした表情を見せ、また、乱暴で落ち着きのない児童が穏やかになり、友達と一緒に遊ぶことができるようになる等、大きな成果を上げている。不適應をきたしている児童やその家族、児童が通う保育所、幼稚園、小・中学校の先生からも熱い信頼を得ており、現在では、児童やその家族の支援において、なくてはならない存在になっている。

ボランティア先の小学校長からは、「先生や保護者ら大人に言えない本音も、学生になら話すこともできる。学生たちの活動は、子どもたちの人間関係をつくる上で、非常に役立っている」との歓迎、賞讃の声が聞かれる。学生にとって、この活動は自分の生き方や卒業後の進路を決める機会にもなっており、卒業後に児童関係の職場に就職する学生も多くいる。

(2) 新たな形の地域貢献活動 ～「赤穂まちづくりプロジェクト」の活動～

【活動の背景】

大学は地域にとって有益な資源であると同時に、さまざまな問題を引き起こす存在にもなり得る。現に本学においても、通学時の交通マナーの悪さや下宿生のゴミ出しや騒音等、さまざまな苦情が地域から寄せられることがある。その都度、大学としては、学生に苦情の内容を伝え、改善するよう注意喚起するとともに、教職員もその改善に向けての対策行動を実施してきた。

そのような中で、学生自らが地域住民として周囲を見渡し、課題に対して柔軟に考え、主体的に行動することが重要であると考えた学生たちが集まり、平成21(2009年)年4月に「赤穂まちづくりプロジェクト」(通称「とんぼのめがね」)を立ち上げた。構成員は、発足当初は5人であったが、5月現在では10人を超え、着実に増加している。最終目標を100人としている。この活動は、地域住民と一体となって

自主的に地域の諸課題に取り組もうとするものであり、既存の課外サークル活動の枠を超えた新しい形の学生による地域活動である。

【活動目的】(規約より抜粋)

その活動目的は、規約の中で基本理念として次のように定められている。

「関西福祉大学生が地域住民として認識され、他の住民との精神的な距離感の短縮・相互理解を促進するなかで、下宿・通学を問わず赤穂での地域生活を充実したものとするため、学生自身の自主的な地域活動を持続的に展開していく。

これら地域活動については、その副次的効果として現在の地域社会における諸課題の改善又は解消に資するもの、学生自身の安全・安心に資するものを優先的に展開するとともに、特定の者の過重な負担となることを避け、学業その他の学生生活との両立を図るため、人員及び資材等の状況に応じた柔軟な展開を図る。

なお、当面は、学生の主たる居住地域並びに JR 播州赤穂駅から関西福祉大学までの動線を中心としたエリア及び学生の主たる居住エリアをモデル活動圏域とする。今後の展開については、地域住民または関係機関から要請があった時点で、活動の可否について協議していくこととする。

大学当局及び関係機関との関係であるが、大学当局とは発起人が当面の間は折衝にあたり、関係機関については、大学の協力を仰ぎつつ、必要な支援を依頼する。

本プロジェクトは一過性のものではなく、また、関西福祉大学生全体に関係するものであることから、在学生全体への周知を図るとともに、既存の諸活動の枠を超えた組織化を図る。発起人は組織が発足し、活動が一定の軌道に乗るまでの期間、本プロジェクトを良導した後、その役を終えるものとする。」

【具体的な活動】

平成 21(2009)年 4 月の発足当初の地域での清掃活動からはじまり、通学途中の安全確認へと広がりを見せている。6 月中に学生全体への周知を経た上で、参加学生の状況を踏まえ、その活動を順次拡大していくこととしている。活動の全体は次のように計画されている。

週間活動スケジュール

| 時刻 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 7:30 ~ 8:30 | | | | | | \ | |
| 8:30 ~ 8:45 | | | | | | | |
| 9:00 ~ 15:00 | - | - | - | - | - | | |
| 15:00 ~ 17:30 | | | | | | | |
| 随時・不定期 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |

(活動例)

- 児童の通学補助 (集団登校場所から幼稚園・小学校までの通学時の随伴)
- 学生の事故防止 (大学生の通学に際し、事故の想定される地点での啓発活動等)
- 児童放課後対策支援 (学童保育・子どもの居場所づくり事業等の対象外児童の

支援)

環境美化活動(活動圏域内の清掃、緑化活動、独居・虚弱高齢者及び障害者等の敷地内清掃、学生下宿周辺の子清掃活動等)

市施策・事業や地域住民の自治活動上の課題に応じ検討(消防団活動、防犯活動等)

このうち、平成21(2009)年5月1日現在では及びの一部を実施している。

【活動の効果】

平成21(2009)年4月に活動を開始したばかりであり、かつ現在も発展途上にあるため、全体を総括し評価できる段階ではないが、活動開始後わずか2週間にして、以下の報告が寄せられている。

報告1)大学周辺で飲食店を営み、以前は学生に一定の距離を置いていたと思われる経営者が、清掃活動中の学生を呼び止め夕食時に自らの飲食店に招待、無料で当該学生に夕食を提供するとともに、最大限の賛辞を贈ったとのこと。

報告2)同じく清掃活動中に、普段は何ら接触のない地域の自治会長が当該学生に対し飲料品(缶コーヒー)を提供。周辺住民の間でも話題となるとともに、当該地域活動について示唆を与えてくれたとの謝意を表明。

これらの報告から、活動の基本理念でも述べているように、学生と住民との距離感を確実に縮めているものであることが分かる。同時に、行動・言動として表出しないまでも、意識として地域住民に与えている影響は極めて意義のあるものであることが推測される。今後の人材確保と連動した活動の広がりが、地域課題(制度の狭間等の課題を含む)の解消とともに、学生との距離感の短縮から連帯感の形成、住民の地域活性化に向けた諸活動の触媒となることが期待される等、当該活動の意義及び効果は極めて大きなものであると言える。

(3) 岡山県における地域貢献活動

高齢者サロンの運営支援

平成18(2006)年より、大学が所在する兵庫県赤穂市の西側に隣接する岡山県備前市日生町において、学生5人から6人が、月に1回、地域住民と民生児童委員が運営する高齢者サロンの活動に参加している。

活動の開始の経緯は、独居高齢者の方と地域を担当する民生・児童委員が来学し、本学教員に、「高齢者が家の中に閉じこもってしまうことなく、地域住民と積極的に交流しながら社会参加したい。また、可能であるならば学生たちの支援を受けるだけでなく、学生たちに郷土料理や文化を継承していきたい」との相談、申し出があり、学生の学びの機会として、また地域貢献の場として取り組むこととなった。

活動内容は、食事を一緒にとること、レクリエーションの実施・参加、作品制作等で、具体的内容については、学生と当事者である高齢者がその都度話し合っていて決めている。

活動には、社会福祉系教員のゼミ生及び当該教員担当科目等履修生のうちの希望者が参加している。このように演習と講義を機会として活用することによって、継続性

のある活動が展開できている。

これらの活動は、参加する高齢者には生きがいづくりとなり、学生にとっては対人支援に対するスキルアップにつながり、福祉実践力の修得の場となっている。

障害のある人への支援

平成19(2007)年12月に、岡山県瀬戸内市長船町在住の重度身体障害のある娘(21歳をもつ母親から、本学の学生ボランティアセンターに対して、支援をしてもらいたいとの依頼があった。このことが「ボランティア論」の講義で紹介され、かつ、この母親が授業のなかで娘の状況や介護の現状等について報告・紹介する機会があった。

このような経過を経て、本活動に賛同した学生約15人が参加登録を行い、都合のつく平日に、1日あたり約5人、月平均延べ24人の学生が活動を行っている。活動内容は、リハビリテーションの補助、入浴や食事の手伝い、買い物の同行、コミュニケーションの支援、季節に合わせた行事への参加等である。

これらの活動は、障害のある人の人生に広がりと深まり、すなわち社会性を高めることにもつながっている。今では、彼女にとって学生と過ごすことが日常になり、彼女の人生に欠かせない時間となっている。

また、学生たちも、言葉を介さなくても人の気持ちを感じ取れるようになった、障害のある人を特別の人と思わなくなったと語り、学生の学びとしても大きな効果が得られている。さらに、この活動には岡山県に所在する大学の学生も参加しており、協働して活動を実施するなかで、他大学の学生との連携という二次的効果も得られている。

この活動に参加した学生たちは、卒業後、医療ソーシャルワーカー、福祉施設(老人、デイサービス、障害のある人)の支援員、地域支援センターの職員として、福祉領域で活躍している。

(4) ゼミ活動を通じた地域貢献活動 ~ 地産地消による地域活性化事業 ~

【活動の背景】

本学の教育の特徴の1つに、2年次生の「演習・コミュニティアワー」がある。「地域をテキストに」という統一テーマのもとで、各教員の専門を活かしたさまざまな取り組みが行われている。その1つに、地域活性化に取り組むゼミがあり、そのゼミ2年次生が、コミュニティアワー活動として、平成18(2006)年度から、中心市街地にある商店街の活性化と、高齢生産農家への支援活動を展開している。平成18(2006)年度から平成20(2009)年度にかけて兵庫県西播磨県民局から大学に委託された「商学連携事業」のうち、平成18(2006)年度と平成19(2007)年度の2年間の事業をゼミのコミュニティアワー活動として実施した。さらに平成20(2008)年度も、ゼミ本来の活動として、規模が縮小したといえ、事業を継続して展開している。

【活動目的】

「商学連携による地域活性化プロジェクト」と名付けられたゼミの活動は、「地産地消」というツールを使って、赤穂市の周辺地域の元気な高齢生産農家のパワーを中心市街地の花岳寺通商店街(WEST)に持ち込み、両者の活性化を図ろうとするものである。

【具体的な活動】

- 1) 花岳寺通商店街(WEST)の空き店舗を活用した関西福祉大学学生の店「^{だいふくまる}大福。」の営業

赤穂産農産物の受託販売（地産地消の促進）

JA 兵庫西の農産物直販所「赤穂野菜市」との連携

大津地区で 60 数年ぶりに大津スイカを復活させた「大津年輪の会」との連携

枝豆栽培に取り組んでいる中山営農組合との連携

赤穂ミカンを栽培している西川農園との連携

福祉のアンテナショップ事業（地域の障害者の自立支援）

精神障害者小規模作業所「赤相みのり作業所」との連携（クッキー等の販売）

知的障害者入所授産施設「赤穂精華園」との連携（ガーデニンググッズ等の販売）

知的障害者小規模作業所「わかば作業所」との連携（陶器やピアス等の販売）

市民の手作り工芸品の受託販売

前田工芸との連携（お盆やストラップ等の木工芸品の販売）

A・K・Oとの連携（^{たて}蓼を活かした「^{りょうしゅうぞめ}蓼州染」や「^{りょうがやき}蓼華焼」の販売）

工芸呉服店「きぬや」との連携（「義士うちわ」や「義士手ぬぐい」等の販売）

学生の発案による特定商品の実験的販売

平成 18(2006)年度はお香の販売

平成 19(2007)年度は駄菓子販売

- 2) 「シャッターオープンデー」の開催

花岳寺通商店街(WEST)と協働した活性化事業で、全空き店舗のシャッターを開け、そこで学生が 1 日仮営業する。

平成 18(2006)年度は 1 回実施。

平成 19(2007)年度は名称を「花岳寺ファミリーフェスティバル」に改め、5 回実施。

- 3) 高齢生産農家への支援活動（地産応援事業）

赤穂市周辺地域の高齢生産農家とのネットワークづくり

毎年 11 月に 2 日間行われる JA 兵庫西農業祭での販売支援活動

中山営農組合の鳴門金時収穫作業や枝豆収穫祭での支援活動

「大津年輪の会」の大津スイカの収穫作業やだいこん祭りの収穫・販売支援活動

西川農園の赤穂ミカンの収穫支援活動

赤穂市の「赤穂とれたて朝市」への支援活動

【活動実績】

上記の活動内容のうち、1) と 2) が展開できたのは、平成 18(2006)年度と平成 19(2007)年度の 2 年間だけであった。

- 1) 「大福。」の営業

学生が西播磨県民局地域振興部商工労政課、赤穂市観光商工課、花岳寺通商店街振興組合、赤穂商工会議所の人々との協議を重ね、また花岳寺通商店街(WEST)の空き店舗で呉服店であった旧丸文店舗の所有者の協力を得て、平成 18(2006)年 8 月 10 日に、「関西福祉大学学生の店『大福。』」を正式オープンした。営業時間は原則として 9 時から 16 時までとし、店当番は学生 2 人から 3 人でローテーションを組み、営業日は授業のない土・日・祝祭日及び休暇期間と設定した。1 年目の営業日数はプレオープンも含めて 37 日間にとどまったが、2 年目は原則フルオープンを目指し、営業日数は 86 日間にまで急増した。1 年目の先輩たちが土づくりと種まきをし、2 年目の後輩たちが一気に成長させたという形になった。先輩たちを超えたいという後輩たちの意気込みが、その営業日数に現れていることは確かである。そしてその思いを現実にくれたのが、来店者や商店街及び関係機関の人々の暖かい励ましであった。

2)「シャッターオープンデー」の開催

閑散とした人通りの少ないシャッター通り、この普段見慣れた街並みとは対照的な、商店街のすべてのシャッターが開けられた光景を写真に収めてみたい。この単純な発想から「シャッターオープンデー」は展開していった。3 店舗からシャッターをただ開けるだけでなく、整理された店舗部分の一部をイベントに使っても良いという申し出を受け、それをどう活用するのかという課題について、学生と商店街の人々との話し合いがもたれた。その議論の中で、花岳寺通商店街(WEST)には「音」がないこと、仕出し屋と和菓子店はあるものの食料・飲食店が少ないこと、子どもたちの遊び場がないこと、華やかさが少ないこと等、若い学生の立場から見た商店街の問題点が浮かび上がった。その結果、「大福。」では通常営業に加えて「手作りおでん」を販売する、西隣の空き店舗では「赤穂産野菜市」、東隣の空き店舗では「1 日ベーカリーショップ」、向かいの空き店舗では「ゲームコーナー」を開くこと、シャッターが開けられない店舗はその前に立看板を設置し、「展示コーナー」とすることが企画された。そして「シャッターオープンデー」を平成 18(2006)年 12 月 17 日に設定し、当日は日曜日であるが花岳寺通商店街(WEST)の店舗は通常営業すること、また協賛バーゲンセールを実施すること、通りに紅白の幕を張ること、商店街の電気店の協力を得てスピーカーで音楽を流すこと、女子学生はサンタクロースの衣装を身につけること等も取り決められた。また、新聞配達業を営んでいる花岳寺通商店街振興組合の役員からは新聞チラシの無料折込の協力を頂けることになった。

学生たちはそれぞれの役割分担を決め、交渉や作業に入っていた。その結果、「手作りおでん」には地元産の大根を使うこと、坂越の特産品作りに取り組んでいる商店から「酒饅頭」と「げんこつクッキー」が出品されること、花岳寺通商店街(WEST)の仕出し屋料理店の協力を得て昔の「おっべし」(炊き込みご飯)が復活し、150 食分販売できること、「赤穂産野菜市」には JA 兵庫西、大津年輪の会、西川農園がそれぞれの農産物を出品してくれること、「1 日ベーカリーショップ」には市内の 3 つのベーカリーショップが当日限定のオリジナルパンも含めて提供してくれること、「ゲームコーナー」には学生の手作りゲームの他、赤穂商工会議所から借用したゲーム道具を設置する、「展示コーナー」には赤穂商工会議所が主催している「怒りの

川柳」作品と「あこう絵マップコンクール」作品を展示すること、オープニングセレモニーとして市民のハンドベルグループも参加してくれることが決定した。花岳寺通商店街(WEST)の営業店舗のバーゲンセール品の情報収集を行い、「シャッターオープンデー」の全容が決定していった。最後に、学生手書きの新聞折込チラシを3,000部作成した。

そして迎えた「シャッターオープンデー」の当日は、想像していた以上の反響、盛況であった。特に「赤穂産野菜市」と「1日ベーカリーショップ」は好評であった。150食の「おっぺし」が2時間ほどで完売し、合計450個近いパンが午前中には完売した。その他の特別販売商品もほぼ完売状態であった。学生にはそれぞれの来店者数の確認を指示していたが、それは不可能な状況であった。正確な数字ではないが、300人ぐらいの人で花岳寺通商店街(WEST)が賑わい、往年の姿が蘇った。商店街の個店の売上も伸びたと聞いている。

この「シャッターオープンデー」は、2年目の平成19(2007)年度には、名称を「花岳寺ファミリーフェスティバル」に改めた。そこには、1年目で築き上げられた花岳寺通商店街(WEST)の絆をさらに強くし、商店街が1つのファミリーとなって活性化に取り組みたいという思いと、地域の人々に家族で商店街に来て欲しいという願いが込められている。実施回数も大幅に増やし、7月16日、8月19日、9月30日、11月25日、12月16日の計5回実施した。毎回、学生たちは手書きの新聞折込チラシを3,000部作成し、新聞販売店からは無料折込の協力を得ることができた。

「花岳寺ファミリーフェスティバル」の基本的なコンセプトは1年目と同じであるが、各コーナーでは季節に応じた内容の充実化と地域連携の広がりが見られた。第1回及び第4回では、「ゲームコーナー」にスーパーボールすくいを追加した他、学生全員が浴衣姿で接客した。また第4回では、甘酒の無料提供を行い、坂越の「忠臣蔵」の酒造元から酒粕を無料で提供頂いた。さらに第4回と第5回には、「赤相みのり作業所」の人たちにも焼き芋の販売で直接参加して頂いた。第5回には「1日ベーカリーショップ」への協力店が1つ増え、クリスマス仕様のオリジナルパンを製造して頂いた。「展示コーナー」も参加型へと企画変更した。たとえば七夕のシーズンであれば、学生が描いた大きな笹の絵に、それぞれの願いを書いた短冊を張ってもらったりした。

さらに、「花岳寺ファミリーフェスティバル」では、花岳寺通商店街(WEST)の協働が一層深化した。たとえば、1年目の仕出し料理店とのコラボ商品「おっぺし」に加え、和菓子店とのコラボレーションで、学生たちが考えたオリジナルの焼き印(福という文字に蓼の花をあしらったデザイン)を押した大福もち「大福さん」が製造された。これも好評で、毎回300個ほどを用意してもらったが、ほぼ完売した。また、学生が営業する4店舗を1店とみなし、計2店のスタンプで完成するスタンプラリーも導入された。商店街全体の販売促進だけでなく、再び来てもらうために、抽選発表と賞品贈呈は次回のフェスティバルとした。なかには賞品を取りに来られない人もいたが、リピート促進という点では効果があった。

来客数については、商店街にアーケードがないことや悪天候と猛暑の影響を受け、第1回から第3回までは約200人であった。第4回と第5回は約250人であった。

3) 高齢生産農家への支援活動

まず、JA兵庫西農業祭での販売支援活動には、平成18(2006)年度と平成19(2007)年度にそれぞれ11人の学生が、平成20(2008)年度には12人の学生が参加した。

次に、中山営農組合との関係では、平成18(2006)年度に鳴門金時収穫作業に14人が、枝豆収穫祭に13人、平成19(2007)年度は枝豆収穫祭に13人の学生が参加し、平成20(2008)年には8人の学生が参加した。

「定年退職は終わりではなく、新たなスタート」を合い言葉に、平成14(2002)年に地元の定年退職者有志で結成された農業グループである「大津年輪の会」との関係では、平成18(2006)年度に大津スイカの収穫作業に21人、だいこん祭りの収穫・販売作業に8人の学生が参加した。また平成19(2007)年度にはだいこん祭りの収穫・販売作業に7人の学生が参加した。平成20(2008)年度には大津スイカの収穫・販売活動に4日間で延べ12人、だいこん祭りの収穫・販売活動に2日間で延べ13人の学生が参加した。

80歳を越えても赤穂ミカンの栽培を守り続けている西川農園主のミカン農園での収穫活動には、平成18(2006)年度は2日間で延べ20人、平成19(2007)年度には6日間で延べ31人の学生が参加した。平成20(2008)年度には5日間で延べ29人の学生が参加した。

最後の「赤穂とれたて朝市」は、平成20(2008)年度に、赤穂市農林水産課が地産地消をすすめるために始めた事業で、初年度は年3回開催され、延べ24人の学生が参加し、平成21(2009)年度の5月に実施された「赤穂とれたて朝市」には、11人の学生が参加した。

【活動の効果】

これらの活動は1つのゼミの活動として始まったものであるが、その活動日数や活動範囲はゼミを越えた活動、つまり学生による自発的な活動といっても過言ではない。現に、当該ゼミの学生だけでなく、他の2年次のゼミ生や、元ゼミ生であった3年次生や4年次生、その友人たちも参加し、またその友人も多く参加している。

学生は、これらの活動を通じて、出会ったさまざまな人々に貢献することの喜びを感じるとともに、自らが企画した活動を展開する際に地域の人々から協力を頂いたことへの感謝の気持ちを強く抱いている。「ネットワーク」や「連携」という言葉の表層的な理解ではなく、助け・助けられる対等なネットワークや連携の具体的な形成方法を実践を通じて学んでいる。平成20(2008)年度に、花岳寺通商店街の「土曜夜店」に「そうめん流し」という学生独自の企画を持ち込み、実施したが、竹の提供や竹割り作業で無償で協力してくれたのは、学生たちが支援活動を行っている農家のグループであった。その協力があって初めて、大規模なそうめん流しが実現し、多くの子どもたちと保護者の笑顔と出会うことができた。

さらに、それぞれ老いによる何らかの病気を抱えながらも、元気に農業に励んでいる高齢生産農家を支援する活動を通じて、農作業が土づくり、種まき、水やり、草取り、肥料やり、手入れ、収穫と、3ヶ月から1年を要する過程であることを知り、農作業がこれら高齢者の生きがいとなっていること、その支援活動が高齢者の生きがいづくりに貢献していることを身をもって体験している。

このゼミの活動は、平成 21(2009)年度には、赤穂市と花岳寺通商店街から助成を受け、「大福。」の復活と「シャッターオープナー」の再開が予定されている。これは、数年間にわたる学生たちの地域貢献活動が地域から認められている証左でもある。

(5) 上記以外の学生によるさまざまな活動

(1) から (4) については、諸活動のうち特筆すべきものを掲げたものであるが、これら以外にも学生の活動は多岐にわたり、地域への貢献として特筆すべきものである。

| 名 称 | 活動期間 | 実施主体 | 概 要 |
|---------------------------------------|------------|---------------|--|
| しおかぜコンサート | 12月～3月 | 吹奏楽部員 | 日々の練習に加え、コンサート開催のためOBとの合同練習を重ねる。赤穂市全域の各戸訪問でPRに努めており、コンサートを心待ちにしている地域の方も非常に多い。 |
| 赤穂義士祭賛助出演 | 5月～12月 | 全学生 | 全国から観光客が訪れる赤穂市最大の祭りである赤穂義士祭には、パレード、吹奏楽演奏各種ボランティア参加等全学をあげて参加している。祭り後には、ボランティアセンターを中心として道路の清掃活動を恒例にして展開している。 |
| しおばなまつり 春の義士祭 浴衣まつり でえしょんまつり | 各行事ごとの設定期間 | 大学祭実行委員等 | 商工会議所、地元神社等が主催する小規模な祭りにも、大学祭実行委員会が中心となって企画委員会に参加したり、祭り当日のイベントのボランティア参加等を年間を通じ数多くこなしている。(過年度には、市主催国際音楽祭、県のじぎく大会等に協力した) |
| 赤穂市が企画する各種委員会への参画 | 各事業ごとの設定期間 | 委嘱された者 | 赤穂市の委嘱を受け委員として会議に出席し、学生の視点から検討に加わっている。テーマは、男女参画事業、ゴミ有料化等。 |
| 福祉施設訪問演奏 | 通年 | 各部・サークル部員等 | 吹奏楽部、ロック研究会、音楽療法サークルびよだまり、ハンドベルサークルあひるの子等は、サークル活動の一環として施設に出向き、訪問演奏を実施している。 |
| ボランティア仲介 | 通年 | 学生ボランティアセンター員 | 学友会機関である学生ボランティアセンターでは、学外からのボランティア依頼を受け、学生に広く紹介し派遣をしている。年間実績は87件(児童関係23件、高齢者関係32件、身体障害関係9件、知的障害関係17件、地域6件)であった。市福祉協議会とのつながりも深く、地域での福祉関連行事に協力している。 |
| その他各サークル活動 | 通年 | 各部・サークル部員等 | 地域交流サークル、児童福祉研究サークルすずらんは、公民館でレクリエーションを行う等地道な活動を継続している。ピアハートは、高等学校等で性教育の出張講義を実施する。在宅障害者支援あゆ組は、ハンディをもつ在宅者宅でボランティア活動を続けている。演劇部は、地元警察の依頼を受け、市民へ防犯寸劇を披露し好評を得た。また、点訳サークルは市公共施設への点字表示、手話サークルは講師を招聘して手話講座を開催する等、市内のボランティアサークルとも連動して活動を推進している。その他、華道部は公共機関への作品展示活動を継続しており、体育会系サークルも、バレーボール、ソフトボール、テニス、剣道、弓道等各競技を通じて地元協会等と連携し、市内の小中学生の指導や試合の審判ボランティア等交流を深めている。 |

3 全体の総括と今後の方向性等

「2 地域貢献活動の代表的事例」にみるとおり、学生による地域貢献活動はそれぞれの分野において、具体的な効果があらわれていることをまず評価すべきであろう。

主体である学生について見ると、自ら考え、行動を起こし、その結果を感じるという一連の過程を通じて、企画・立案・問題解決能力を身につけるといって極めて実践的かつ効果的な学びを自ら行っていることは、社会に出てから必ず役に立つものであると考えられる。加えて、社会の課題に対して何らかの貢献をしているという心理的な満足感を抱く学生も多く、これらの経験は今後の行動姿勢に大きな影響を占めるものと思われる。

学生を支援する大学についてみると、大学としての地域貢献活動の限界（連続性・人的資源の課題等）を補ってあまりあるものであるとともに、大学としての活動と学生としての活動が相互に補完しつつ、理念から行動までの連続領域を確保できたものとなっている。

客体である地域及び地域住民についてみると、まず、福祉を必要とする者に対しては、これら諸活動により、具体的な課題の解消・軽減につながっているという具体的な効果が顕著である。さらには、これら活動はいわば制度課題（公的支援の限界、法制度の構造的な課題）なり制度の狭間となる者を対象としているものもあり、公助・共助・自助の連続領域の確保に不可欠なものとして機能していると思われる。次に、狭義の福祉以外についても、これら諸活動を通じ、大学・学生と住民との一体感の醸成に加え、地域住民自らの意識の変革にも広く寄与していると考えられる。

今後の方向性であるが、これら学生による地域貢献活動の拡大・発展を願い、かつ継続的・安定的な支援を図りつつも、地域社会との関係や公的支援との関係については十分に留意し、適正な活動の持続について学生と常に協議していく必要があると考えている。

いうまでもなく、学生による地域貢献活動は重要である。しかしながら、これを無秩序かつ無制限に展開していった場合、公助・共助・自助のあり方に想定外の影響を及ぼす、極端な場合には、地域社会の弱体化を促進したり、公的責任の地域・大学への転嫁を惹起する可能性は否定できない。

学生において予見困難な事態等については、大学として適宜指導を行い、あるいは地域の諸機関との調整に介入する等、現在の良好な関係を発展的に持続させる等の工夫が必要であると感じている。